

高原町告示第42号

令和6年第4回高原町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年11月12日

高原町長 高妻 経信

1 期 日 令和6年12月4日

2 場 所 高原町役場議場

○開会日に応招した議員

西嶋 陽代君

岩元 礼子君

福澤 卓志君

温水 宜昭君

末永 充君

外村 仁君

郡山 貞利君

山下 香織君

陣 圭介君

前原 淳一君

令和6年 第4回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和6年12月4日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和6年12月4日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

西 嶋 陽 代 議員

郡 山 貞 利 議員

岩 元 礼 子 議員

前 原 淳 一 議員

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

西 嶋 陽 代 議員

郡 山 貞 利 議員

岩 元 礼 子 議員

前 原 淳 一 議員

出席議員(10名)

1 番 西嶋 陽代君

2 番 岩元 礼子君

3 番 福澤 卓志君

4 番 温水 宜昭君

5 番 末永 充君

6 番 外村 仁君

7 番 郡山 貞利君

8 番 山下 香織君

9 番 陣 圭介君

10 番 前原 淳一君

欠席議員(なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君 書記(事務局次長) 外村美保子君
書記(副主幹) 小久保さあや君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君	統括主監	花牟禮 秀隆君
総務課長	末永 恵治君	総合政策課長	横田 秀二君
会計管理者兼税務会計課長	中嶋 雄二君	町民課長	江田 雅宏君
福祉課長	馬場 倫代君	健康課長	中村 みどり君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	中別府 和也君
農畜産振興課長	平川 昌知君	建設水道課長	酒匂 政利君
教育総務課長	田中 博幸君	高原病院事務長	外村 英樹君
老人ホーム園長	中原 圭一郎君		

◎ 開会・日程

午前10時00分 開会

○議長(前原淳一君)

ただいまから令和6年第4回高原町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

会期日程案及び本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

派遣議員等の決定を含め、諸般の報告は、その概要をお手元に配付しておりますので、御参照のほどお願いします。

報告の中で、高原町議会会議規則第74条の規定による委員派遣及び第127条の規定による議員派遣を行っております。これについては、全員協議会で報告のとおりです。

○

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(前原淳一君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番、岩元礼子議員、3番、福澤卓志議員を会議録署名議員に指名します。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（前原淳一君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月9日までの6日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月9日までの6日間に決定しました。

◎ 日程第3 一般質問

○議長（前原淳一君）

日程第3、一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、1番、西嶋陽代議員。

○1番（西嶋陽代君）

〔登壇〕

皆さん、おはようございます。日本共産党、西嶋です。今日は、通告書に基づいて4点質問させていただきます。

まずは、町立病院について、放課後児童健全育成事業について、教職員の働き方・成り手不足について、そして加齢性難聴者の補聴器購入の助成についてです。

1番の町立病院についてのみ壇上で質問させていただき、あとは自席で行います。

それでは、町立病院の地域医療連携法人設立の協議中断についてお伺いします。

国民健康保険高原病院経営強化プランで示された、病院の目指す姿の達成に向けた重点課題・対応方針では、小林市立病院、えびの市立病院との連携体制強化が第一だとお伺いしました。医師確保等に向けた取組や機能分担の推進など、持続可能な診療体制の構築に向けた様々な課題への取組を一体となって進めることが不可欠だとお伺いし、町単独では難しい事案も2市1町で取り組むことで、病院の健全経営・赤字圧縮に希望が灯ったのではないかと考えておりました。しかし、11月6日、法人設立準備室は協議を中断していることを発表しました。各病院が抱える課題が大きく違うため、現段階では難しいという判断だと、各病院で医師確保や救急医療への対応など課題が違い、役割分担を明確化することに関して合意が難しいとの宮日での発表でしたが、そこを連携していくという話ではなかったのでしょうか。

3 病院で医師を確保し、連携して勤務してもらうというイメージもあったはずですが。法人設立が経営強化プランの大前提ではなかったのでしょうか。引き続き、法人設立に向けて協議を再開する気持ちはあるのか、この点について伺います。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

おはようございます。ただいまより各議員からの一般質問に対する答弁を行います。

まず、ただいま西嶋議員から御質問のございました、大きく 4 点の御質問がございますけれども、まず私のほうから地域医療連携推進法人設立の協議中断につきまして、お答えをいたします。

ただいま御質問にございましたように、新聞報道等でもございましたとおり、現在、法人設立に向けた協議については一旦中断をしておりますが、これは法人設立を進めるに当たり、各病院における課題等が浮き彫りになり、その解決に向けた取組を各病院等で進める必要があると判断されたため、一時的に協議を中断することになったところでございまして、将来的な法人設立の必要性につきましては、3 市町とも共通認識を持っているところでございます。

事務レベルにおきましては、現在も協議や情報交換を行っているところでございまして、私自身も法人設立によるスケールメリットを生かした経営改善や医師確保等の取組は、持続可能な医療体制を確立するために必要であると考えておりますことから、今後とも、経営強化プランに基づいた法人設立に向けた協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

〔降壇〕

○1 番（西嶋陽代君）

全く決別したというわけではなく、また将来的にはこの医療法人をつくっていくということなので、いましばらくはちょっと見守りたいなと思っております。

続いて、地域医療構想について伺います。

2025 年に向けた地域医療構想のさらなる推進、令和 6 年 3 月 28 日付の通知によると、国において推進区域、モデル推進区域を設定して、アウトリーチの伴走支援を実施、都道府県においては推進区域の調整会議で協議を行い、区域対応方針の策定・推進、医療機関においては、区域対応方針に基づく医療機関対応方針の検証・見直し等の取組を行い、構想区域での課題解決に向けた取組の推進を図るとあります。

この推進区域に、宮崎県では西諸が設定されていますが、これは県においてアウトリーチの伴走支援がしてもらえということになるのでしょうか。また、この伴走支援とはどういうことを設定しているのか伺います。

そして、この構想にはこういうただし書きがあります。地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。この病床の削減や統廃合ありきではなくということは、削減や統廃合もあり得るとい

うとも言えると思うのですが、県からそういう動きは感じられますか。また、町としての考えをお伺いします。

○健康課長（中村みどり君）

御質問にお答えいたします。

地域医療構想は、中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を目的とするものでございます。その実施主体は都道府県とされ、先ほども言われましたけれども、病床機能報告等の情報を活用して、個別の医療機関の診療実績を提示し、病床削減や統廃合ありきではなく、医療機関の機能分化・連携を地域の実情に応じて主体的に進めるものとされております。

西嶋議員の御指摘どおり、西諸地域は国より推進区域に設定されております。今後は、小林保健所が西諸地区の各医療機関を含めた全体的な議論を主導していくこととなりますが、その際に、国が推進区域に対し、アウトリーチの伴走支援を行うことというふうにされております。

今回、西諸地域が推進区域に指定された背景には、合計病床数の必要量として実際の病床数に著しい差異があることが理由に挙げられ、西諸医療圏として病床数の削減等の議論を行うこととなりますが、人口10万人当たりの病床数に算定いたしますと、本町の病床数は、10万単位でいきますとですけれども、767.9床となり、県平均1,347.4床を大きく下回っております。このことから、今後の医療ニーズ等を十分考慮して、慎重に対応していくことになるものと考えております。

以上でございます。

○1番（西嶋陽代君）

本町の病床は、県平均に比べると著しく低いということで、削減や統廃合ありきということではないということはもう分かりました。町としても、その方向でいくということで、間違いはないですかね。統廃合削減ありきではないということで間違いはないでしょうか。

○町長（高妻経信君）

今、御質問にございます地域医療構想の、県が医療圏ごとに策定いたしておりますけれども、我々が今資料を保健所等から入手しているものについては、この病床数の、例えば、ここにありますけれども、病床必要量に対し、いわゆる病床機能がございますけれども、高度急性期及び回復期が不足していると、一方では急性及び慢性期が過剰傾向と、病床の総数は県内の全構想区域、県内全体でも過剰であるということがございますので、まずはこの病床、県全体あるいはこの西諸医療圏での病床数のみを今は、我々としては、この増減をどういう方向に持っていくかということしか、我々、今のところ、そういうふうにしか捉えておりません。ですから、

御質問ございました、この公立病院の統廃合がどうということは、まだ論じられていないというふうに御理解いただきたいと思います。

○1 番（西嶋陽代君）

まだそこまでの動きはないということで、納得はしたんですけれども、夏もコロナや熱中症の患者さんが増えて、町立病院はとて入院患者が増えて、とても患者さんの的には助かったという話を聞いていますので、本当、削減ありきではない動きをしてほしいと思います。

続いて、3 番ですが、外来患者を増やす取組について、アクションプランの推進はどうなっているでしょうか。

地域包括ケア病床を増床したことにより入院患者増、収益が増えたと説明を受けました。しかし、外来患者さんが減り減収になっているということも一方では聞いております。医療体制の見直しをし、外来患者さんを増やす取組はどうなっているのでしょうか。アクションプラン2で挙げられた積極的なPR活動はどこまで進んでいますか。住民の理解が不可欠と自ら言われています。町民一人一人が株主、患者さんという気持ちでPR活動を行ってほしいと思っております。ホームページは更新されているようですが、一番知りたいのは診療の案内時間や診療科目です。トップページからすぐに飛べるようにしてほしいと思います。

また、広報紙「ひがのぼる」の発行はどうなっていますか。新体制になったときにすぐ出したほうがよかったのではないかと思います。小林市では、地域医療連携室が「こすもスマイル」なるものを定期的に発行しています。院内の職員で出すのが難しければ、外注してもいいと思います。町立病院と地域住民をつなぐ取組は待ったなしと思いますが、いかがでしょうか。

○高原病院事務長（外村英樹君）

御質問にお答えいたします。

令和6年度実績見込みによれば、前年度と比べ外来患者数は延べ2,500名程度減少することが見込まれており、外来収益を一定レベル維持しなければ、入院収益の増収効果に大幅なブレーキをかけることになります。このことから、今後は外来患者の受入れ機会、間口を増やすことで患者数の増加を図ることを目的とし、令和7年2月より午後の外来診療再開を決定したところでございます。

午後の外来診療は原則として、平日の午後1時30分から3時までを受付時間とし、午後2時から3時30分までを午後の診療時間として設定いたしております。また、経営強化プランのアクションプランの記載にもございます広報活動でございますが、午後の外来診療の再開について一定のめどがつかしましたことから、現在広報紙の作成準備に入っており、1月中には印刷業者に発注し、2月第1回の区長会までに配布することを計画しております。

ホームページにつきましては、議員御指摘のとおり、その見やすさを考慮し、患者さん目線に

立ち、診療に必要な情報を優先して掲示することを検討いたしているところでございます。

以上でございます。

○1 番（西嶋陽代君）

ようやく町立病院が変わったぞと、皆さんを受け入れる体制にありますよというのが知られるということで、とても喜ばしく思っております。ぜひ頑張ってくださいと思います。

続いて、放課後児童健全育成事業について伺います。

令和6年度末に高原小学校放課後児童クラブが閉所されますが、令和7年度以降の継続はどうなっているのでしょうか。放課後児童健全育成事業は、児童福祉法第6条の3第2項に基づき、小学校に就学している子供であって、その保護者が労働等により、昼間家庭にいない者に、授業の終了後、放課後ですね、に児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与え、子供の状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業とあります。そのニーズは年々増え、本町では5つの児童クラブと、2つの放課後児童等居場所対策事業が実施されているところです。

ニーズに応える中で、開設して3年目の高原小学校放課後児童クラブですが、令和6年度末をもって閉所されると聞きました。学校の空き教室で、これは利便性・安全性がよくて、利用者も増えていたと思いますが、なぜ閉鎖することになったのか、現在利用されている児童、保護者への説明、納得は得られているのか、伺います。

合併は8年度です。あと1年は開所できるのではないのでしょうか。学校が終わって、バレーや剣道、バスケット等の少年団活動に行くまでの居場所として、とても助かるという声を聞いておりました。少年団活動を始める子供たちのためにも、7年度、開所することはできないのでしょうか。伺います。

○健康課長（中村みどり君）

お答えします。

西嶋議員の言われるとおり、高原小学校放課後児童クラブは、令和6年度末で閉所となります。これまでは小学校の空き教室を使って運営してまいりましたが、令和8年度小中学校統廃合に向けまして、教室の改修等が必要となってくること、ほかに空き教室がないということから、令和6年度末で教室を学校に返却するものでございます。また、令和7年度に運営予定の放課後児童クラブの定員数から、受入れに必要な定員は充足する見込みとなっているところでございます。

また、現在利用されております保護者への説明でございますが、文書での案内を既に保護者向け説明会も実施し、御意見等もなく納得が得られたものと認識しているところでございます。利用者の行く先についてでございますが、11月11日から令和7年度の入会案内を配布して

おり、12月9日から入会受付を開始する予定にしております。

以上でございます。

○1番（西嶋陽代君）

私がお伺いしたのは、来年度、少年団活動を始めたいから高原小を利用できると思っていたの
に、残念だという声があったということなので、それをお伝えしたかったということです。
今、利用されている児童の方たちは7年度行く場所が決まっているというか、これからの応募
になるということですね。

では、そこでお仕事をされていた指導員さんたち、支援員さんたちは今後どうなるのかお伺い
したいと思います。

また、その高小の分を今度新しくなみキッズさんができて、そちらの方でカバーしていくとい
うことになると思うんですけども、これまた応募の状況を見ないと分からないところですよ
ね。定員以上に希望者が増えた場合、待機児童が出るような場合ですね、そういうときはまた、
どうしてもというときには、どこを充てていくのか、高原小というのは本当にそこにはないのか
というのをお伺いします。

○健康課長（中村みどり君）

お答えいたします。

今現在、高原小学校放課後児童クラブで働いていただいています児童支援員さん向けにも、事
前に説明は、保護者向け説明の前に説明をしているところでございます。児童支援員さんにつ
きましては、町の会計年度任用職員さんでございまして、児童支援員としての雇用は3月ま
で、その後につきましては、その前に次年度の意向調査を行う予定としております。

お話に出ました放課後児童クラブに関しましてですけれども、各それぞれ定員がございまして
と、その希望を取るときに第1希望から第3希望まで取るようにしておりまして、その、町独
自で割り振りをするシートを作っているのですけれども、それに基づいて全員がどこかのクラ
ブに入れるように、待機がないように調整をしていく予定にしているところです。

以上です。

○1番（西嶋陽代君）

待機児童が出ないように、本当、お願いしたいと思います。

続いてなんですけれども、学校統廃合後の狭野・広原・後川内地区等の対応についてお伺いし
ます。

狭野の児童クラブと、広原・後川内の放課後児童等居場所対策事業の開設は、統合されてもさ
れるのか。平常日だとスクールバスでの送迎のルートに入れることが必要ですが、その計画は
あるのでしょうか。

また、長期休暇の間は地元で、地域で弟・妹と同じ敷地内にある居場所を利用したほうが保護者の送迎の負担が減るし、また、兄弟で過ごすことで子供たちも安心して生活できる、ほっとできる、くつろぎの場としての児童クラブの役割ができると思いますが、この3つの事業所について、令和8年度はどう考えておられますか。お伺いします。

○健康課長（中村みどり君）

お答えいたします。

狭野にあります、さのっこひろばにつきましては、現時点で学校統廃合後の廃止というお話はまず伺っておりません。また、広原・後川内保育所での放課後等居場所対策事業でございますが、まずは保育所の在り方等を含めて、今後どうするのかを現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○1番（西嶋陽代君）

今、検討中ということなので、今後に残していただくように、できるだけ子供たちの環境に配慮していただいて、検討していただきたいと思います。まだちょっと、2年後なのでどうなるか分からないというところが多いと思いますけれども、ぜひお願いします。

3番ですが、本町の児童クラブの利用料、その他のことについて質問いたします。

児童クラブの利用料は1か月2,000円と、とても良心的な、これは他市町村に比べるととても安い設定となっていて、これは皆さんにも知っていただきたい子育て支援のアピールポイントだと思っております。しかし、7年度から利用料、おやつ代を含めると、実質値上げというクラブが多くなっています。

他の自治体を見ると、ひとり親世帯、住民税非課税世帯の利用料減免や、兄弟で在籍する際は減免措置を取るというところが多いようです。本町でも考えていくべきではないでしょうか。

また、利用決定月の月額基本料について、利用の有無にかかわらず納入していただくという規定がありますが、これは納入していただけるのでしょうか。

4月当初は利用すると登録されていても、子供のコンディション、塾に行き出した、スポーツ少年団に入ったとなると、月の利用が5回にも満たない子供が出てきます。また、この月は1回も来ていないねという子供も出てきます。そういうところから利用料を徴収するというのはとても難しいのではないのでしょうか。特に児童クラブ自体で徴収するというのが難しい、厳しいのではないかと思います。

利用料の請求・納入について、町のほうで行えるようにはならないのでしょうか。水道料のように、納付書でコンビニで払うとか、LINEで請求してキャッシュレス決済という自治体も増えてきているようです。現場も保護者も、集金業務の負担軽減につながり、子供に向き合う時

間が増えます。ぜひ検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○健康課長（中村みどり君）

お答えいたします。

利用料の減免についてでございますが、先ほど議員からも言われたように、高原町はほかの自治体と比べましても利用料が低額でありますから、現時点ではその利用料の減免というものは考えておりません。

利用料の請求方法・納入についても、現在準備中でございます。準備する中で、ペイペイによる納入等についても検討いたしましたけれども、現在、町のシステムでは対応が困難であり、システム構築費用がかかりますので、現状での導入は厳しいと考えております。

利用料につきましては、利用の有無にかかわらず、登録した時点で月額利用料の納入が発生しますが、これは定員の枠内でお守り登録にならず、できるだけ必要な方が利用できるようにするためにも必要なことと考えているところでございます。

納入方法につきましては、町の実施要綱により利用料の納入先が事業所となっておりますことから、事業所から町への納入方法について簡便にできる方法を現在も模索中でありますので、御協力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○1 番（西嶋陽代君）

お守り登録というのが、あ、そういうこともあるなというのがよく分かりました。

利用したい人が、本当に利用できる学童であってほしいと思いますので、より研究して進めていただきたいと思います。

あと、児童クラブと学校は連携を図ることが大切というのが運営指針に示されております。これが高原町では足りているでしょうか。

子供が日々の生活を円滑に過ごすことができるよう、安全面も含めて学校と情報交換や情報共有をし、子供の生活の連続性を保障する必要があります。学校から授業時間や年間行事の予定、台風時の対応や不審者情報、学校だよりを配布する等の連携はできないものか、お伺いします。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

学校の終了時間等のスケジュール等につきましては、学校から事業所に月初めなどに通知や連絡をするなど、連携を図ることで把握は可能ではないかというふうに思っております。また、学校の終了時間につきましては、緊急的に変更になるという場合がございます、こういう場合にも学校から各事業者に通知や連絡を行い、連携できるように今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1 番（西嶋陽代君）

台風などの緊急時のときは、教育委員会のほうから連絡が来るようになっております。ただ、通常の授業とか年間行事の、そういうお知らせというのが全く学校と連携が取れておりませんので、そこらをしっかりやっていただきたいと思います。

研修に行きますと、西諸はなかなかされてない。しかし、県北、宮崎市、そういうところではしっかりされていますので、どうかよろしく願いいたします。

続いて、3 番、教職員の働き方・成り手不足についてお伺いします。

「子どもの権利条約」宮崎の会が今年行った教職員アンケートの結果を受けて、宮崎県教育委員会へ要請を行いました。

その中で、県教委が公表した資料は驚くべきものです。過去 7 年間の定年前の退職者は、2017 年が 64 名、2018 年から 2022 年は 90 名前後です。しかし、それが 2023 年は 212 名にも上っております。過去 7 年間で採用後 5 年以内に退職した者は、2017 年が 5 名だったのが年々増え続け、2023 年は 31 名です。そして、2023 年、精神疾患を含む病休者は 131 人もいらっしゃるということです。

やりがいのある仕事だが、忙し過ぎて早期退職の増加、教職希望者の減少が問題になっています。そのためか、小中学校で本来配置される教師が配置されなかったという学校が、24 年度当初で全国で 20.9%もあるそうです。本町の状況はどうなっているのでしょうか。配置は適正に行われているのでしょうか。お伺いします。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

小中学校で本来配置される教員が配置されなかったという学校におきましては、本町では小学校 1 校で 1 名、中学校 1 校で 1 名という状況でございます。

以上です。

○1 番（西嶋陽代君）

やはり本町でもそういう状況があるということですね。その分の方をカバーする先生方が本当に大変だと思うので、何としても適正な配置が行われるように努力していただきたいと思います。

通常の授業、部活動、学級経営、校務分掌に加えて、本町では学校統合・閉校の準備もあります。先生方の残業が多いのではないのでしょうか。定時退庁ばかりが推進されていますが、仕事量は減らないので、朝も早くから出勤されているように思います。先生の就業開始時刻は何時でしょうか。また、それに伴う児童生徒の登校時間いは守られているのでしょうか。教職員の働

き方改革をどう進められておられるのかお聞きします。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

教職員の就業開始時刻は午前8時となっております。児童生徒の登校受入れ時刻につきましては、午前7時30分でございます。現状といたしましては、教職員の勤務時間への理解が進み、町内6校の学校において、多くの児童生徒が7時30分以降に登校するようになっております。以上でございます。

○1番（西嶋陽代君）

8時から就業だけれども、子供たちは7時半には来ているということですね。その中で、ちょっと子供を見ないといけない時間というのは、やっぱりちょっと負担になるんじゃないかなと思いますので、できるだけ登校時間を守るようにお知らせできたらいいなと思いますが、まあ、大変なことだと思います。

また、不登校や特別な配慮が必要な児童生徒の増加と、業務の負担が増えていると思います。一対一対応の生徒、保護者の対応など、仕事量が多くなっています。そこにサポートの支援を入れたり、支援員を配置しているのでしょうか。お伺いします。

○教育総務課長（田中博幸君）

お答えいたします。

特別な支援が必要な児童生徒に係る教職員につきましては、宮崎県の教職員配当基準により配置をしております。本町では、特別な支援が必要な児童生徒の学校生活や学習活動を支援する特別支援教育支援員を高原小学校に5名、狭野小学校に1名、高原中学校に2名の雇用をし、配置をしております。

このほか、児童生徒が抱える悩み等を解消し、健全な育成を図るとともに、教職員の指導力向上を目的とした専門的知識を有する教育調整監を2名、教職員の授業サポートを行い、子供たちへの指導の充実を図る学習指導充実推進教員を5名、児童生徒のカウンセリングや心のケアを行う公認心理士を1名、いじめ・不登校・貧困等の問題を抱える児童生徒及び保護者の環境の把握や対応を行うスクールソーシャルワーカーを1名、教職員の事務作業に対する支援を行うスクールサポートスタッフを2名、図書司書を2名配置して教職員の負担軽減を図っております。

以上でございます。

○1番（西嶋陽代君）

私が思っていた以上に、サポートが入れられているということが分かりました。また来年度、児童生徒が減る学校が確実にありますが、その中で教職員の定数も減ります。学校が経営でき

る、子供たちの学びを保障できる加配を行っていただけるのか。また、こういうサポートの方たちも減らさずに運営されていけるのか、お伺いしていいでしょうか。補足すると、後川内なんかは、もう今年卒業したら、あと2名しか残らないわけですね。すると、先生の数も減ると思うんですけども、しかし、学校としては運営していかないといけないわけですから、そこに加配は行われるのかなということをお聞きしたいんですが。

○教育長（西田次良君）

教職員の配置につきましては、児童生徒の数に合った配置基準というのがありまして、その配置が行われます。

今、具体的にありました、後川内中学校につきましては2名になりますが、適正配置教員としては3名、これはちゃんと確保できるということであります。特別な加配はいただくことはできないというふうに考えております。後川内中学校につきましてはですね。

以上でございます。

○1番（西嶋陽代君）

中学校ですから教科がありますよね。3名の先生で全ての教科を回していくということになるんでしょうか。専門外の教科も教えるということになるんですか。

○教育長（西田次良君）

3名の配置が、まず専門の教科がそれぞれおりまして、いない教科につきましては、会計年度の職員を外部からお願いをして、全ての教科、授業していただくようになっております。

以上です。

○1番（西嶋陽代君）

はい、分かりました。その少ない生徒さんですけども、十分に学びが保障されるように、よろしく願いいたします。

続いて、加齢性難聴者の補聴器購入の助成についてお伺いします。

本町の聴覚障害者のうち、65歳以上の感音性難聴と診断されている方はどのくらいいらっしゃるって、その方たちのうち補聴器を利用されている方が何人いらっしゃるか、把握しておられれば教えてください。

感音性難聴でも加齢に伴い音を感じる部位に障害が起こり、聴力の低下によって発生する障害で、40歳代から始まり75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われていています。こうした難聴の影響は、危険の察知や家族や友人とのコミュニケーションがうまくいかなくなるとともに、孤立し、鬱状態や認知症の発症リスクを大きくするとも言われています。難聴と自覚のない方もおられますが、認知症の予防のためにも聞こえは大事だということ、聴力の衰えはないかなど、様々な場面、特定健診とか100歳体操などの場で、それを宣伝されているか、必

要なことだと思いますが、これについていかが思われますか。

○福祉課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

先ほどの質問では診断を受けている方ということでしたけれども、こちらのほうで把握できるのが障害者手帳の所持者ということでお答えをさせていただきます。

まず、本町の聴覚障害者のうち65歳以上で、感音性難聴により障害者手帳を所持されている方は21名いらっしゃいます。そのうち、これまでの実績ですが、国の障害者への補装具給付事業によりまして、13名の方が補聴器の購入をされております。

周知についてですけれども、認知症予防のために聴覚は大事と、そのことについても認識をしておりますし、福祉課の窓口ガイドブックを配置しておりますし、また100歳体操の場などにおいて、加齢性難聴について周知を図っているところです。

また、月に一度、ケアマネ会というものを開いておりますが、今年5月にヒアリングフレイル予防について勉強会を実施したところです。

以上です。

○1番（西嶋陽代君）

結構、手帳を持っていらっしゃる方もいて、またそれ以外に加齢性で、もう本当に聞こえなくなっているという方も多いと思います。

補聴器を購入する際の公的助成制度について伺います。

難聴の改善には、補聴器が生活の質を維持し、社会交流を図りながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らす、聞こえのバリアフリー化への必需品となっています。しかしながら、補聴器は平均価格が15万円以上と高額であり、保険適用がないため、全額個人負担となっています。

先ほどの手帳を持っていらっしゃる方は別ですけれども、年金生活者や低所得の高齢者にとって負担が大き過ぎるため、経済的負担を軽減することが求められています。宮崎県社会保障推進協議会の自治体ケートの中で、本町は、助成を検討中というところに記載があったようなのですが、その状況をお伺いします。

○福祉課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

補聴器購入の助成制度につきましては、情報収集を行っている段階でございまして、まだ具体的な計画はないところです。しかしながら、現在、国においても高齢難聴者に関する調査研究が進められていること、また、宮崎県市長会などから制度創設を求める要請がされているということから、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○1 番（西嶋陽代君）

宮崎県では、三股町、新富町、諸塚村で実施されています。県や国への働きかけとともに、より調査研究してくださるように希望して、私の質問は終わります。

以上です。

○議長（前原淳一君）

これで、西嶋議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

午前 10 時 41 分 休憩

午前 10 時 47 分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

次に、7 番、郡山貞利議員。

○7 番（郡山貞利君）

〔登壇〕

皆さん、おはようございます。通告に従い、質問いたします。

私からは町立病院について、教育行政について、財政についてを質問したいと思います。

壇上からは教育行政についての（1）から（5）までを質問いたします。

本町における児童生徒の学力の状況について、平均に近づきつつある、平均より低いという表現にとどまり、状況を把握するには曖昧過ぎると思っております。全国学力・学習状況調査、特に中学校では、地区テスト等の学校平均点について、どれほど平均との差があるのか、具体的な数値を伺います。また、過去 10 年間の児童生徒の学力の推移についても伺います。

次に、学力調査地区テストの結果を踏まえ、これまでどのような対策、取組をされてきたのか、伺います。また、結果ごとに対策、取組の検証・改善はされているのか伺います。

次に、学力の状況によって、学校生活、授業の理解度、進路選択など、児童生徒に及ぼす影響について考えを伺います。

次に、本町の将来人口の減少が想定される中、少数であっても様々な分野で学び、活躍できるよう、未来を担う人材としての児童生徒の学力の在り方について考えを伺います。

次に、子供の将来を見据えた教育としてプログラミング教育を導入した自治体もあります。本町における ICT・プログラミング教育の現状と今後の見通しについて伺います。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

郡山議員からは大きく 3 つの御質問につきまして、通告をいただいているところでございます。

そのうち、ただいま壇上から御質問のごございました、学校教育につきまして、教育長をもって答弁をいたさせます。よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○教育長（西田次良君）

〔登壇〕

郡山議員から、教育行政について5つの質問をいただきました。

まず、1つ目の児童生徒の学力の現状と推移についてであります。文部科学省において、全国学力・学習状況調査は、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てるために、教育施策の実態検証としての行政調査として位置づけております。

国は、都道府県での序列や過度な競争等につながらないようにするため、調査結果が学力の特定の一部であることを明示し、都道府県別の平均正答率の整数値だけを示す配慮をしているところであります。

また、県教育委員会におきましては、3つの教育事務所、北部・中部・南部と3つございますが、この単位での公表もしておりませんし、県内26市町村のうち、当該市町村の調査結果を具体的数値で公表しているのは、1市しか確認できてない状況でございます。

このように、国、県、他市町村の公表の状況に鑑み、本町におきましても、調査結果の具体的数値は公表せず、文章表現で結果を説明しているところでございます。

全国学力・学習状況調査や、みやざき学力・学習状況調査、そして、町の学力調査もございしますが、いずれも学校における児童生徒の学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的としていますことから、町教育委員会及び各学校で調査結果を分析した結果を、町の教育施策や各学校の授業改善に役立てております。

以上でございます。

2つ目の対策、取組についてでございますが、具体的な取組といたしましては、幾つかございます。

学力調査の結果につきましては、教育委員会事務局において分析を行い、校長会において、子供たちの学力向上に対して適切な指導ができるように各校長へ助言をしております。また、各学校におきましても、学力調査の結果を分析し、校内研究の主題を町で統一することで、町全ての学校が共通の課題意識を持ち、授業力向上に向けた研究を推進しております。

町の一貫教育の研究としまして、町内教員で組織した部会におきまして、各教科の学力調査を分析し、高原町授業スタンダードに基づき、ユニバーサルデザインの視点を生かしながら授業実践をしております。

これらの研究を生かし、「高原っ子学習の約束」を教室に掲示して、学習規律について啓発をし、「高原っ子家庭学習の決まり」を家庭に配布して、保護者へ協力を依頼しているところでございます。その成果につきましては、毎年の定期学校訪問、重点支援訪問、一貫教育授業研

研究会におきまして、全ての学校について検証し、助言をしているところでございます。

また、教員の授業改善のために、年に3回、管理職が教員の授業参観を行い、授業力アップ期間を設けております。管理職が計画的・継続的に授業参観を行い、授業者へフィードバックを行うことで、授業者は自分の授業を振り返り、授業改善を繰り返しているところでございます。さらに、各学校の教頭を対象とした学力向上ミーティングを実施しております。

1年間の学力向上に向けた各学校の実践事項につきましては、5月に計画を確認した後、対策に取り組み、その成果を2月に検証するということで、次年度の改善につなげているところでございます。

以上です。

次に、児童生徒に及ぼす影響についてという御質問にお答えいたします。

学力の状況によっては、児童生徒の学校生活や授業の理解度、進路選択等に影響を与える可能性もあると考えております。学力は単に学習内容の習得だけでなく、自己肯定感や学ぶ意欲にもつながるものであります。授業の理解度が深まることで、さらに学校生活において、主体的な取組へつながると考えております。

また、進路選択につきましては、児童生徒が自らの興味・関心に基づき、主体的にキャリア形成をしていく過程でございますが、児童生徒の成長に伴い、学力の状況により多様な選択肢が広がることにつながります。現在、進路選択におきましては、児童生徒の興味・関心、保護者の願いを踏まえ、夢や希望に向かって進んでいくことができますので、教育委員会といたしましても、子供たちが将来に向け、よりよい進路選択ができるよう、学校とともに支援をしております。

以上でございます。

次に、未来を担う人材教育の在り方についてでございますが、本町では、「郷土に誇りを持ち、未来を切り拓く、心身ともに調和のとれた高原の人づくり」を教育基本方針としております。

本町の未来を担う人材としての児童生徒の学力の在り方とは、生きて働く知識・技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学びを人生や社会に生かそうとする、学びに向かう力や人間性といった資質能力が育成されている姿というふうに考えております。

全国学力・学習状況調査の生徒質問調査の結果によりますと、本町の生徒は、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と回答する割合が、全国平均よりも大幅に高いというデータがございます。

教育委員会といたしましては、本町の子供たちが地域貢献への意欲が高いという結果を生かし、これまでのふるさと教育を継続しながら、様々な分野で活躍できる人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

最後の、ICT・プログラミング教育の現状についてにお答えいたします。

ICTにつきましては、既に1人1台端末が配付されておりまして、各教科の授業における活用のみならず、長期休業中の学習活動の記録や生徒の自主的な生徒会活動等でも活用が図られております。

今後の見通しといたしましては、ICT活用たかはるモデルを随時改訂しながら、子供たちが主体的に学びを進めていけるようなクラウドベースの授業支援システム、そしてAIドリルの導入をしてまいります。

また、プログラミング教育に関しましては、小学校学習指導要領の第5学年算数科、第6学年理科、中学校学習指導要領の技術分野に学習内容が明記されて授業を実施しております。

町内の複数の小学校におきましては、低学年のうちからプログラミング的思考を高める授業をしておりますので、それらの実践をほかの学校にも広めていくことで、プログラミング教育の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔降壇〕

○7番（郡山貞利君）

今の、教育長のほうから答えていただきましたが、聞いててあまり分らないですけど、私が求めているのは、学力を必要としている対象の子供たちの現状ですよ。学力があるのかないのか。平均を公表しないというのは、お互いの大人たちの競争に対してであって、子供たちが実際学力の状況がどうなのか、授業の中でも、授業を聞いても分らないという状況で各科目を過ごしている子もいると聞いています。

進路選択など、今後、特に中学校3年生は迫られてきますけど、そこに選択できない状況が生まれてくると思うんですよ。今、説明がありました、いろんな対策を挙げられましたが、それによって子供たちの学力はどう変わったか、それをお聞きします。

○教育長（西田次良君）

町といたしましても、そして学校としましても、学力向上は第一の目的として、日々授業改善に励んでおります。その結果、全国学力・学習状況調査の数値だけではなく、学力をつけようということで授業を行っておりますので、その子供たちの結果については、その子供たちあるいは年度によって違ってまいりますので、一概にこういう状況だということは申し上げられません。

○7番（郡山貞利君）

ということは、子供の結果が分らないということでしょうか。取組に対する、いろんな、今、伺った、いろんな取組をされていると思うんですけど、実際その取組をやって子供たちがどう

変わったのか、分かるようになったのか、まだ分からないのか、そういうことを聞いているんですよ。

○教育長（西田次良君）

各学校では、先ほど申し上げましたが、学力向上のために授業を実践をしております。そして、先ほど申し上げました、様々な学力テストの結果で、その結果を分析して何が落ちているのか、何が上がっているのか分析して、そして対策を立てて授業改善をしております。

○7番（郡山貞利君）

授業改善をしたところで、変わっていなければ意味がないと思うんですけど、それでは、私がこれについても質問しましたが、回答がなかったので、質問の中に、特に中学生は地区テスト、志望校判定などに利用される地区テストを、中学校3年生においては、年4回、中学校1年、中学校2年については、年に1回、1月、これを受けています。その結果、私が感じたのは、中学1年生の1月のテストでは、平均が50前後、近くあるんですよ。それが中学2年、中学3年生になると、これが大分下回ってしまうと、そういう結果を見ているんですけど、教育委員会がこの地区テストの結果についての把握はされていますか。

○教育長（西田次良君）

中学校の地区テストにつきましては、実施主体が町教育委員会ではございませんので、結果の把握をできる立場にはないというふうに考えております。

○7番（郡山貞利君）

結果の把握というか、そういうテストがあるというのは認識されていると思うんですが、私は通告書を出して、その聞き取りも受けています。その中で、教育委員会はそういう把握をされているのか、また、質問をしているんですけど、その後、調べられていないんでしょうか。地区テストに関する認識はされていないんでしょうか。

○教育長（西田次良君）

地区テストの把握ではなくて、それはどういうことでしょう。その、具体的な数値等の分析等は行っておりません。

○7番（郡山貞利君）

では、私が今からその数値、過去5年間にわたる数値を言いますので、それを聞いた上でどう考えられるか、お答えください。

中学3年生の2020年、国語、学校の平均点です、45.9、社会31.8、数学31.2、理科48.7、英語55.5、私はこの英語、理科あたりは平均に近いのかな、英語については平均前後あると認識しています。

2021年9月、国語51.2、社会48.8、数学41.8、理科41.6、英語42.3、こ

の年は、国語については平均点に近いかと考えております。

2022年、中学3年生、9月、国語42.5、社会38.3、数学40.1、理科50.0、英語43.1ということです。ここでは理科のみが50点を超えております。

2023年、国語50.4、社会45.2、数学38.7、理科49.9、英語46.5、この年は、国語・理科については50点近くあります。

そして今年の、学校平均ですので、中学3年生、9月、国語46.8、社会37.6、数学37.7、理科33.3、英語34.8、ここでは私もびっくりしたんですが、主要5科目のうちに4科目が40に届かないという結果を見てます。

私はこれを見てどう思ったかという、今、授業を聞いて、受験も控えていますけど、分からない状態で不安になっている子たちがどんだけいるのかというのが気になって仕方ありません。また、英語などに関しては、年によって全然結果が変動しています。これはその学年による差なのか、それとも教える側による差なのか、分かりませんが、今、この数字を聞いて、教育長はどのように考えられますか。

○教育長（西田次良君）

得点につきましては、基準となるものがちょっと分かりませんので、ただ得点からいうと低いということを感じておりますが、子供たちの状況も各学年によつては違ってまいりますし、そのテストの状況、その時期にも結果が変わってくると思いますが、そこを学校として把握をしながら、それぞれ一人一人を、学力を上げるように授業を改善しながら取り組んでおりますので、取り組んでいるということでございます。

○7番（郡山貞利君）

取り組んで、すみません、私、去年の、令和5年3月に出されております教育振興基本計画、後期基本計画の中で、物すごく気になった一言が載っていたので、読んでみたいと思います。

これは教育現場で働いていらっしゃる先生の声だと思うんですが、目の前の子供たちは高原町の宝であり、かわいくて大切な存在である。毎日これだけやるべきことを済ませても、時間に追われ、十分子供に対応できないことが増えてきていることを、忙しいからどうしようもないと思ってしまうことに、これが自分のなりたかった先生なのかと考えてしまう。

という一言があります。教育現場で、先生が教えたいけど教えられない状況があると思います。教育委員会として、どういうことができるのか、私はこの学力が下がった原因は、回数を重ねて演習の数、補習の数がないことが原因だと思っています。

6月にも申し上げましたとおり、6月の質問で、学校の先生に対するサポートをお願いしますということを申し上げました。教えることは教えて、そのあとの理解度とか達成度、そういうものを見て補習を組むとか演習を増やすとか、そういうことができない状況が今のこの結果に

現れているんだと思いますけど、教育長は、今の、私はもうこの成績を見て、子供たちがかわいそうだと思っています。義務教育ですよ、義務教育の理解度が保障されないまま義務教育を終えていく子がどんだけいるんでしょうか。先生も、これ、本当に悲痛な叫びの一言だと思うんですけど、教育長、何か対策は考えませんか。

○教育長（西田次良君）

学校のほうでは、先ほども申し上げましたが、教職員はそれぞれの教科の中で対策を立てて一生懸命取り組んでいると考えております。そのあとの、授業以外の補習等にも時間がある限り取り組んでいると、ただ、今、働き方改革で教職員の負担がかからないようにということも配慮しながら進めておりますので、先ほど、今、町の中で様々な支援の町任用の職員等も確保しながら進めております。これ以上の、次の一手として、今、郡山議員からありましたように、学校以外のところの学習の補充というのができないかということは、今、考えているところで

以上です。

○7番（郡山貞利君）

私も同じくそのように考えております。学校以外、学校でできないのであれば、教育委員会が率先して何らかの形で子供たちの補習の場だったり、演習の場だったりを設けるべきだと思っております。

そこで、令和8年度から学校の統廃合によって、3地区で空き教室というのが出てくると思います。できる範囲でいいので、例えば、教職経験者、OB等の協力を得て、そしてまた、児童生徒の親も引き込んで、一緒に学ぶ場所等をぜひつくっていかないと、子供たちは学力を受けられないまま義務教育を終わってしまう。そして、その先の学ぶ機会が制限されてしまうという状況に陥ると思いますし、町においても、いろんな分野で学ぶこと、それを生かしてくれる人材がここから先不足してしまうと考えております。

（5）までは以上にしたいと思います。

次に、すみません、前後しますが、先に教育行政のほうから質問したいと思います。

（6）高原町総合運動公園のサッカー場、多目的広場の年間使用日数、養生期間、排水の問題、管理運営費、収支状況について伺いたいと思います。

○教育総務課長（田中博幸君）

お答えいたします。

御案内のとおり、高原町総合運動公園の管理運営につきましては、高原町観光協会に指定管理としてお願いをしているところであります。

高原町総合運動公園のサッカー広場及び多目的芝生広場の年間使用日数でございますが、サッ

カー広場につきましては、年間４２日、多目的芝生広場につきましては、年間１６１日となっております。

次に、養生期間であります、サッカー広場については、１２月から４月までを養生期間としております。ただし、養生期間であっても、芝の傷みが少なく、中学生以下の大会等がある場合には使用を許可しているところであります。

また、多目的芝生広場については、基本的に１年中使用いただいております、芝が傷んでいる場合には、１か月ほどの養生を行う場合もあります。養生については、区画ごとに行いながら、なるべく多くの方に利用していただくよう、対応を図っているところであります。ただし、サッカー広場、多目的芝生広場のいずれも夏芝であり、冬に傷めてしまうと修復が不可能になってしまうため、冬場は試合を減らしてもらうなどの調整を行っているところであります。

次に、排水の問題であります、主に多目的芝生広場において、雨が続く場合などは水はけが悪く、養生期間を設ける場合がございます。このことについては、造成前の土地が湿地帯であったことや、造成からの年月もたっており、暗渠排水の機能低下等の可能性も考えられます。

次に、管理運営費でございますが、現在、総合運動公園につきましては、指定管理業務として高原町観光協会に年間１，７５０万円を支払っており、その中で総合運動公園の維持管理を行っていただいております。

また、収支状況であります、歳入としまして、先ほどの指定管理業に加えて主要収益といたしましては、約７０万円が主な財源となっております。支出といたしましては、職員の賃金や労務経費、光熱水費や殺菌除草、土壌改良散布などの委託料が主な経費であります。

以上でございます。

○７番（郡山貞利君）

今、お聞きして、かなり使えない時期がほかと比べてあるということを感じたのと、この間、指定管理者、管理をしている方との意見交換の場があったんですが、今の状態で、今のようないき方をしていると、あと数年後には使えなくなるという話を聞いております。

そこで、次に挙げている人工芝の導入はどうかという意見をいただきました。

次の、（７）人工芝導入の考えについて伺いたいと思います。また、人工芝導入に係る各種補助事業の有無や、ほかの施設の調査、導入した場合の試算等、現施設との比較等はされているのか伺います。

○教育総務課長（田中博幸君）

人工芝の考え方についてお答えいたします。

まず、人工芝を導入する際の各種補助事業につきましては、主にスポーツ振興くじ助成金や公益財団法人日本サッカー協会が行っているＪＦＡサッカー施設整備助成等があります。

次に、人工芝を設置したほかの施設を調査しましたところ、数年前の事業費で、サッカーグラウンド1面に対する排水設備と人工芝整備で約1億円を要したと伺っております。

本町のサッカー広場の面積に単純に置き換えますと、倍近くの事業費が必要ではないかと想定しております。ただし、現在は物価高騰により、人件費や資材等も上昇していることや、対象外経費も発生してくるということが予想されますので、金額はこれ以上にまだ上昇するものと思っております。

一方、人工芝を設置することにより、年間使用率が増えてくることで、使用量については、現在の使用量よりも増加する見込みがございます。そのほか、人工芝については、夏場に地表温度が高温になる可能性や更新時の処理経費等が課題になってくるのではないかと考えております。

以上のことから、人工芝については、今後、調査研究を行いながら、導入すべきか否かを判断していきたいと考えております。

○7番（郡山貞利君）

今の天然芝の年間管理費用が1,750万、人工芝、今、小林市で導入されているサッカー場ですけど、その管理費が240万ほどと聞いております。その差額が1,500万ほどで、人工芝の導入から次回更新までの耐用年数が10年から15年と考えますと、例えば、15年だったとした場合に、積立てという形でやっていくと、その差額の2億近くなるんじゃないかと、次回の更新の費用に近いものがあると考えております。ぜひ、今の状況と、今、立派なグラウンド、天然芝があるんですけど、その稼働と、人工芝の稼働は、私が調べたところ、何か所か調べましたが、稼働率は90%を超えていますので、年間300日以上あるということです。

小林市のサッカー場に関しては、使用料が五、六十万だったものが200万ですかね、200万ほどになったということもありますので、ぜひ検討いただきたいのと、また、人工芝を導入することによって集客も見込めるということですので、ぜひ本格的に導入の調査研究をしていただきたいと思います。

教育行政については以上です。

次に、町立病院について。

まず、稼働状況についてですが、一般病床、地域ケア病床の稼働率及び一般外来患者数、救急患者数について伺います。

また、救急患者に関しては、救急の応需率についても伺いたいと思います。

○高原病院事務長（外村英樹君）

御質問にお答えいたします。

当院における病床稼働状況でございますが、令和6年4月から10月までの稼働率、一般と地域ケア合わせまして82.5%、稼働数で申し上げますと、40床に対し、1日平均33床の実績でございます。昨年度の10月末と比較いたしますと、1日平均稼働床が4.9床の増となっております。

次に、患者数でございますが、10月末までの外来患者数と入院患者数を申し上げますと、外来患者数は1万594人、昨年度と比較しますと2,664人の減、入院患者数は7,058人、昨年度と比較しますと1,034人の増となっております。

ここで、外来患者数について少し補足をさせていただきます。

先ほど西嶋議員の説明答弁において、約2,500名の減と申し上げたところでございますが、既に実数、10月末現在で2,664の減ということで、先ほど御説明申し上げました。

2,500という数字でございますけれども、これは減収見込額を2,000万円と設定しております。外来平均単価8,000円で割り崩して求めた理論値でございます。実数値の差異が生じておりますが、これは単価の変動等が影響しているものと思われまいます。いずれにいたしましても、今後の後半の追い上げが必要であると考えているところでございます。

次に、救急応需でございますが、今年4月から10月末までの救急要請件数89件に対し、受入れ件数は63件、率にして70.8%、昨年と比較しますと、要請件数は7件の増、受入れ件数は14件増となり、昨年同時期の受入率59.8%に対し、11ポイント上昇いたしております。

以上でございます。

○7番（郡山貞利君）

分かりました。

それでは次に、9月の議会でも伺ったんですが、本年度の収支見込みについて伺いたいと思います。

また、前回の質問のときに、患者数の増減について上がりつつあるというのを聞いておりましたので、もし、その収支見込みについて変化があった場合は、その要因についても伺いたいと思います。

○高原病院事務長（外村英樹君）

御質問にお答えいたします。

前回の9月議会における一般質問においては、令和5年度決算と令和6年度収支見込みを比較しますと、ほぼ同じ損失額になるものの、実質的には約1億円の経常収支の改善が見込まれることを御説明いたしました。

このように、前回の議会においてお示した令和6年度収支の見込みですが、この数値は、令

和6年4月から6月までの実績値に基づき算出しており、当時の平均病床稼働は30床でございました。これに対し、令和6年10月末までの病床平均稼働は33床であることから、これまでの実績値を基に、令和6年度決算見込額の再算定をいたしたところ、入院収益は約4,000万円の上方修正となりました。しかし、10月末現在において、65歳以上のコロナワクチン接種者が前年度と比べ96%減、インフルエンザワクチン接種者は57%減となるなど、接種委託料収入の大幅な減収等を考慮し、その他医業収益については約1,000万円の下方修正を行っておりますことから、医業収益全体といたしましては約3,000万円の増となる見込みでございます。

また、医業費用でございますが、職員給与改定等の可能性を考慮いたしますと、約2,000万円の支出増が予想されます。したがって、令和5年度決算額と比較いたしますと、約1,000万円の収益改善が図られるものと考えております。

以上でございます。

○7番（郡山貞利君）

それでは、次に移ります。

先ほど西嶋議員の質問の中で、午後の診療再開に関する検討結果を伺おうと思いましたが、2月に再開するということを伺いました。何が変わったから2月に再開するのか、その辺をちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○高原病院事務長（外村英樹君）

御質問にお答えいたします。

午後の休診は令和6年2月より段階的に導入し、4月より一部の専門外来を除いて実施されているところでございますが、先ほどの西嶋議員に対する答弁で申し上げましたとおり、令和7年2月より午後の外来診療を再開する運びとなりました。

再開に向けてのこれまでの経緯を御説明申し上げますと、午後の診療を休止したのは、看護師が前年度に比べ7名減少したことから、これまでどおりの勤務ではシフトが組みづらくなり、看護師の働き方改革に基づいた夜勤制限時間、いわゆる72時間ルールへの遵守が難しくなったことが大きな要因でございます。しかし、経営改善をより推進するためには、午後の診療を可能な限り行い、収支の改善に努めるべきとの考えは、院内においてもこれまで議論されておりました。そこで、看護部を中心に、午後外来の再開に向けた必要な措置について検討を重ね、正規・会計年度任用にかかわらず、看護師一人一人と個別面談を行いました。

個別面談においては、会計年度任用職員の病棟における夜間・日曜・祝日勤務の協力、固定化傾向にあった病棟・外来看護師の配置を現場の不足状況に応じて柔軟に実施し、看護部全体でカバーする体制を構築すること、将来的な運用を見据えた夜勤専従制度導入等についての事前

説明と確認を行い、11月25日の経営管理会議において、令和7年2月より月曜日から金曜日の平日において、午後の外来診療を再開することを正式決定いたしましたところでございます。

ただし、病棟夜勤帯で勤務する看護師は依然十分とは言えず、72時間ルールを遵守するためにも、日勤者の夜勤帯の入り時間に当たる午後4時15分までには、外来看護師を病棟フロアで勤務させる必要がございます。したがって、午後の受付終了時刻につきましては、午後3時に設定し、原則午後3時半までの診療として整理をいたしております。

午後の診療再開についての町民へのお知らせは、区長会文書や広報紙の発行、ホームページ、院内掲示物等で行う予定としております。

以上でございます。

○7番（郡山貞利君）

それでは次に、本年度は前年度比較1億2,000万円の損失削減を目標として運営されていきますが、その実現可能性も含め、来年度に向けたさらなる対策について伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

質問につきましては、私のほうで答弁をさせていただきたいと思います。

先ほどまで事務長のほうから説明がありましたとおり、令和6年10月末までの実績値を基に算出いたしました。今年度の決算見込みでは、病床稼働数の改善により、医業収益の増収が期待されると。しかしながら、医業費用の新たな負担も想定をされます。今年度純損失見込額は、1億1,400万程度と試算をしております。現時点において、対前年度比約1,000万円の収支改善が見込まれているところでございます。しかし、経営強化プランにおける令和6年度の経常損益額はマイナスの4,689万4,000円が目標値となっております。

現在試算をされております決算見込みにおける経常損益と比較しますと、5,710万6,000円の収支不足というような状況でございます。

これらを踏まえた上で、次年度の取組といたしまして、先ほども御質問ございましたけれども、これまで令和6年度中に積み上げてまいりました救急受入体制の充実、午後外来診療の再開、このようなことにより、入院病床の平均稼働36床、そして外来患者の平均来院数70名を目標としまして、医業収益の底上げを図り、計画的に企業債を活用した機器の更新を行うことなど、収益収支の改善を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○7番（郡山貞利君）

それでは次に、財政について質問したいと思います。

現在議論されている税制改正による本町の影響について、また予算立案に対する影響もあると思いますので、その影響について伺いたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

現在、国において議論されている内容でございますので、１７８万円という想定範囲内の答弁となることを御了承いただいた上で、お答えさせていただきます。

先日の県議会の一般質問でも同様の内容が取り上げられておりましたけれども、所得税の課税最低基準が引き上げられた場合、個人住民税の減収が予想されます。また、現在ガソリン税の在り方におけるトリガー条項の凍結解除についても議論をされておまして、こちらにつきましては、地方揮発油譲与税の交付額に影響があるほか、国の所得税の減収に伴いまして、所得税を原資の一部としております地方交付税にも影響があると想定されます。また所得非課税世帯が増えることが予想されますので、民生費とか教育費の扶助費を中心に対象が増えるということも予想されるところであります。

以上であります。

○７番（郡山貞利君）

それでは、その、今、減収になる見込みだということでしたが、どれぐらい減収になるか、およその金額でいいので教えてください。それと、その対策について伺いたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

県の試算を基に町への影響を試算いたしましたところ、所得税の課税最低限度額を現行の１０３万円から１７８万円に引き上げられることに合わせまして、個人住民税の基礎控除が引き上げられた場合、個人住民税が、令和６年度当初予算額と比較いたしますと、約１億２，８００万円の減額が想定されます。

また、ガソリン税においてトリガー条項の凍結が解除された場合は、地方揮発油譲与税が同じく令和６年度当初予算額と比較した場合、約３００万円の減額が想定されます。さらに、所得税を原資の一部としている普通交付税については、今年度の現在の交付見込額から１億７，５００万円減少する可能性があります。

この３つを合わせますと、約３億円程度となります。いずれも現時点では不透明な内容がほとんどですが、ある程度の減収を想定し、ほかの財源の確保、歳出抑制を念頭に当初予算の編成を行う必要があると考えております。この減収分ですけど、地方交付税などで措置されるべきものと認識しておまして、町村会を通じて国への要望を予定しているところであります。

以上であります。

○７番（郡山貞利君）

はい、分かりました。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（前原淳一君）

これで、郡山議員の質問を終わります。

昼食のため１時１０分まで休憩します。

午前 １１時 ４５分 休憩

午後 １時 １０分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

次に、２番、岩元礼子議員。

○２番（岩元礼子君）

〔登壇〕

通告に従い、私からは、１、防疫体制について。２、フードロスについて。３、居住外国人について。４、ＳＮＳでの行政情報発信について。壇上からは防疫体制についてお伺いします。防疫体制について。

家畜伝染病ランピースキン病についての対応。

ウイルスによる牛の伝染病ランピースキン病が、日本で初めて１１月に福岡、熊本で発生が確認されたと農業新聞に掲載されましたが、この伝染病の侵入経路、感染症状をお尋ねします。

また、発生予防の水際対策、農場での対策、蔓延防止、ワクチン接種があればお伺いします。

併せて、消毒剤の配付など農家への支援はあるのでしょうか。伝染病発症時の対応を伺います。

また、風評被害によって子牛の価格低迷や牛乳消費の鈍足など、農家に経済的打撃が懸念されますが、ランピースキン病発生前と比べて価格の変化はありますでしょうか。

家畜伝染病予防と家畜の安全の確保は家畜の生産を行う上で極めて重要なことです。今回日本で初めて発生の確認がされましたが、同じようにアフリカ豚熱の侵入も懸念されます。畜産農家だけではなく全ての人への周知が必要ではないでしょうか。見解をお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。残りの質問は自席から行います。〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

ただいま岩元議員から大きく４点御質問が通告されております。その中で１点目の防疫体制につきまして、私のほうで答弁をさせていただきます。

ランピースキン病についてでございました。１１月６日に福岡県内で国内初となるランピースキン病の発生が確認され、７日に国より県を通して防疫体制の徹底を行うように通知がありました。現在、国や県などの通知に基づき、感染拡大防止対策を行っているところであります。まず、症状につきましては、皮膚の結節や水腫、発熱、鼻汁、泌乳量の低下などが見られるようであります。

農場でのまん延防止対策であります。この伝染病は届出伝染病に分類され、家畜伝染病予防

法施行規則別表第2に記載されている飼養衛生管理基準を遵守することとされております。国の通知では、飼養している牛の定期的な観察、蚊、サンバエ、ヌカカなど、吸血昆虫の防除を行う、飼養器具等の使用を1頭ごとに洗浄・消毒を行うことなどが示されております。また、防疫活動の一環として12月の母牛確認調査実施時に町及びJAから消毒液、パンパックスの配付を行うことといたしております。

次に、伝染病発生時の対応につきましては、11月19日に九州農政局主催の会議が開催され、国の基本的な考え方が示され、それに基づき各農家が対応する内容を記載したチラシを繁殖農家・肥育農家・酪農家に21日に配付を行ったところであります。繁殖農家につきましては28日の役員会で経過報告と現在の状況、対応等の再確認を行ったところであります。

次に、子牛価格と牛乳消費量でございますけれども、11月子牛競り市での変化や牛乳消費量の変化などの情報は、現在は届いていないところであります。

最後に、このランピースキン病の治療法はありませんが、発生牛は徐々に回復し死亡率も1から5%程度であります。

国内で初めて確認された伝染病であるため、分からないことも多く、時間とともに情報が更新されると思われますので、この動向に注視し、国や家畜衛生保健所等との指示により、今後柔軟に対応いたしてまいります。

以上であります。

〔降壇〕

○2番（岩元礼子君）

感染症が発生した場合、農家への補償とかいうのは考えていらっしゃいますでしょうか。というのも感染した場合、牛を1か月ぐらい隔離しないといけないと思うんですが、乳牛に対しては隔離された牛は搾乳の後、最後に1頭だけ感染した牛を別に搾乳しなくてははいけません。そして、その牛、大体1日に30キロ出る牛ですと、1リットル130円に計算して1日4,000円、月に12万ぐらいはもう廃棄することになってしまいます。そうした場合に、農家さんの労働の負担とそういうコストの部分とかが生じてきます。その補償とかいうのは町ではお考えではありませんか。

○農畜産振興課長（平川昌知君）

お答えいたしたいと思います。

この伝染病につきましては、届出伝染病ということになっておりまして、補償の対象となっておりません。ただし、県からの情報によりますと、補償はないんですけれども、今後補償に向けた牛の更新等に支援していきたいということを県のほうから伺っておりますので、それに基づいて町としましても、もし町のほうで発生した場合には、補償等を行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○2番（岩元礼子君）

そうすると農家さんも少しは安心すると思います。なるべくそういう水際対策もしっかりしていただきたいと思います。

次の質問に行きます。

フードロスについて。

規格外農産物を給食に利用できないか。

近年温暖化や気候変動の影響で規格外の農産物が大量に発生しております。品質や味に変わりがないのに見た目が悪く農産物を廃棄せざるを得ないことに、生産農家は頭を抱えております。このような農産物を廃棄せずに学校給食に使えないでしょうか。給食材料費の削減にもなりますし、農産物の廃棄削減や農家の収入支援にもなると思います。もし、この規格外の農産物を使用した場合の給食費の削減費用はどのぐらいになると思われますか。もし既にそれをされていれば結果を教えてください。

○教育総務課長（田中博幸君）

お答えいたします。

岩元議員の御提案につきましては、フードロスを少なくする観点においては、非常に有用な御提案であると考えております。また、活用した場合の削減費用については、安価で買取した場合は経費削減となることも考えられます。

一方、規格外農産物を受け入れ給食に活用する場合、必要なものを必要なときに必要なだけ確保できるのかという定時定量問題や、給食を作る工程において効率的な調理が可能なのか、農家による定時配達が可能なのかと、様々な課題があると思われますので、調整が必要であると考えております。

以上であります。

○2番（岩元礼子君）

今回は給食に視線を向けましたが、給食法の中の学校給食の目標第2条の4、5、7にあります。食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。5、食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。7、食品の生産、流通及び食品について正しい理解に導くこととあります。

子供の将来を担う子供たちから食べる給食の大切さだけではなく、町全体で食への関心が高まるのではないかと考えておりますがいかがでしょうか。

○教育総務課長（田中博幸君）

ただいま議員が申されましたように、いろんな角度での考え方があると思っております。今回の規格外の農産物を受け入れるに当たっては、やはり生産者と給食室、町の間に入り、定時定量の確保、調理現場での負担が増えないようになど、いろんな検討が必要であると思っております。

また、最近では町外の方だったのですけれども、豚肉のほうを御提供いただきまして、先週金曜日に豚肉の甘辛炒めという給食を出して、その中で、この養豚農家の方の紹介をしたり、そして子供たちの意見を今回その農家の方にお返しするという取組もしていますので、様々な取組によって食育といえますか、そういった取組も継続していければと思っております。

以上であります。

○2番（岩元礼子君）

様々な取組をされていらっしゃるようですけど、また、規格外食料品ではありませんが、綾町ではオーガニック給食に関する条例を設けて、綾独自の取組をされているんですけれども、高原町でも何か一つでもいろいろな取組をされてはいかがだと思いますがいかがでしょうか。

○教育総務課長（田中博幸君）

オーガニックという話になりますと、非常にレベルが高いといえますか、まずそういった食材の確保から入っていかなければならないのかと思っております。今、給食についても農産物とそれから食材の高騰等がありまして、令和5年度に給食費の値上げといえますかお願いしたところなんですけども。その中でも非常に厳しい中での給食提供というようなことになっております。その辺りを含めまして、材料費の面もありますので、そういった新たな取組ができないかも、引き続き検討していければと思っております。

以上であります。

○2番（岩元礼子君）

子供のためにも農家さんのためにもよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

居住外国人について。

高原在住の外国人への行政サービスについて。

現在、高原町において外国の方々をたくさんお見かけしますが、高原町に在住の外国の方の人数、国籍、職業をお伺いします。その方々は高原に住所を移し町民として町内で働いていらっしゃるのでしょうか。高原住民であれば平等に行政サービスが受けられると思いますが、外国の方々への多言語での行政案内、各施設での案内、防災など優しい対応をされているのでしょうか、お伺いします。

○町民課長（江田雅宏君）

お答えいたします。

令和6年12月1日現在の外国人居住者、こちらは65名でございます。中国や韓国をはじめ、8か国から永住や技能実習等の目的で居住をされております。

以上であります。

○2番（岩元礼子君）

窓口は何かで対応されてどのような行政サービスをされていらっしゃるでしょうか。小林では在住外国人への支援の会が活動されていますが、高原にもそのような支援の会が活動されているのでしょうか。

また、特定技能で就労されているのであれば、ほとんどの方がされていらっしゃるのでしょうか、お伺いします。

○総合政策課長（横田秀二君）

お答えします。

多文化共生に係る総合調整に関することは、総合政策課において担当させていただいております。

現在、外国人の方が窓口に来られて、外国語のため意思疎通が取れないと説明が通じないなどの事例は把握いたしておりません。来町される外国人の方は、雇用されている事業者の御担当者様とともに来町されることが多く、スマートフォンでの翻訳アプリを使用している方も多くいらっしゃいます。また、本町では出入国在留管理庁の通訳支援サービスに利用登録をしておき、もし窓口や電話対応時に通訳支援が必要なときはこのサービスを利用して、外国人の方への対応をすることといたしております。

また、外国人への支援の会ですけれども、小林で実施している在住外国人への支援活動ですが、現在のところ、高原町で支援活動をしている団体についてはないと承知いたしております。

また、特定技能制度ですけれども、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度でありまして、本町においてもこの制度を活用し在留している外国の方がいらっしゃいます。

本町の外国人への支援が他自治体と比較して遅れていることは認識いたしております。今後、現状や課題の把握に努めまして、外国の方が高原町で安心して生活できる環境づくりの構築に向けて調査・研究を図っていきたいと考えております。

○2番（岩元礼子君）

多言語での対応されていないということなのですが、以前、皇子原公園で外国の方が遊びに行かれて、全然英語も分からなくて日本語も分からない、そこで困ったというお話を聞いたことがあるんですけれども、今後は多言語のパンフレットでも説明でも、それをどのように進めて

いくつかというか、目標はどのぐらいでそれをされていこうと思われませんか。

○総合政策課長（横田秀二君）

現在、各部署における状況については、つぶさには把握いたしておりませんが、他自治体の取組の例を参考にしながら、どのような支援ができていくのかということを調査・研究したいと思っております。

以上です。

○2番（岩元礼子君）

早急にお願いしたいと思います。

特定技能ですと残留期間があると思いますが、そのような方々にも支援や優しく手を差し伸べることによって、高原に残ってくれたり、また帰ってきてくれたり、高原の活性化につながるのではと思いますがいかがでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

今お話がありました特定技能実習生におきましては、ある一定の期間こちらの国内等において技術を習得するということを目標にしてきてくださっている方々ですので、その技術の習得等が終われば母国に持ち帰ったりという方がいらっしゃるのがあります。ただ、この中で今新しい制度でできているのが育成就労制ということで、この制度に移行しますと、長く日本のほうにいていろんな技術をさらに上げていこうという方々は残ってくださるというふうに思っております。

ただ、外国人の方々への労働者へのフォローというのは、生活面とか安全対策面とか多岐にわたるものですから、もちろん行政が携わるのはもちろんでございますけども、これに就労環境においては企業の方々、そして生活面においては地域の方々、そしてあるいは今お話があったように困ったことこういうことに関しましても地域の方等と一緒にあって、この3者が協力しながらフォローしていくことによって、外国人の方が残っていく、あるいは戻ってきてくれるというふうになっていくと思っておりますので、そういうことを気遣いながら、外国労働者に接していくべきなのかなというふうには考えているところでございます。

○2番（岩元礼子君）

やはり平等に皆さんに優しいサービスをしていただきたいと思います。それを願っております。次の質問に移ります。

SNSでの行政情報発信について。

SNSを利用したの宣伝効果、経済効果は。

たかぼう、はるちゃんのリニューアル、ニジマスのかぶり物など産業創生課による高原の情報

発信をされていますが、T i k T o kなどのSNSを活用した効果をどのように感じていらっしゃいますか。SNSを見て来町された人数とか把握されていますでしょうか。また目に見える経済効果を教えていただきたいと思います。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

産業創生課におきましては、まず宣伝効果ということに考えますと、このフォロワー数とか、いいねの数とか、そういうことを基準に考えているところでございます。また、経済効果というのに関しましては、こういう情報を見たときに、イベント等に来場された方等のその事業者の売上げとか、そういうことが目に見えて分かっておりますので把握しているところでございます。

以上でございます。

○2番（岩元礼子君）

同じことを町長にもお伺いしたいんですけど、大丈夫ですか、町長に質問しているので。

○町長（高妻経信君）

私たちもそうでありますけども、どこかに特に知らない町に行ったりしたときは、必ず情報を取るのはこのスマートフォンだと思います。ですので高原町に来られる方もほぼ特に皇子原等来られている方、皆さんの片手にスマホを持ちながら歩いていらっしゃいますけども、まず地図情報とか、あるいは近くにどのようなお店があるとか、観光地情報とか、必ずそういう情報源がSNSであろうかと思っております。

それで、その面から言いますと、やはりこの利便性というか、そういう面でも発揮できているんじゃないかと、経済効果というのはなかなか測れませんが、そういう中でそういうSNSを活用して、あるいは町のSNSを通じた情報を見て来られる方が相当いらっしゃるんじゃないかと思っております。

○2番（岩元礼子君）

分かりました。たかぼう、はるちゃんのリニューアルに結構200万ぐらいの予算をかけてリニューアルしたんですが、その効果とかもちょっと知リたかったんですけども、全体的リニューアルしたこと、もし私が社長だったらPRにかけたらその分を取り戻すようなPRイコール経済効果というのを考えてしまうんですけども、そういう経済効果が目に見えて分かるようなものはないのかな、町ではそういうのが把握されていないのかなと思ったんですけど、全体的な効果は上がっていると言われるんですけど、具体的なものとかはないんでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

このSNSを活用してのPR活動というのは、いろんな自治体でも行われているわけですが、私の中では、このPR活動において、順序、ステップがあるというふうに思っております。

まず、このPR活動には岩元議員の御質問で行きますと、宣伝効果ということがまず最初に来ると思います。この宣伝効果というのは知名度向上とか、あるいはうちの特産物のブランディングの向上とか、あるいは情報の伝達というものが先に来て、これで認知度等がある程度向上した後に、それによって先ほど町長がお答えしたみたいに、町に来てくれる、そして買物をしてくれる、お金を落としてくれるという経済効果に波及していくものと思っておりますので、特に私は基本的に思っておりますのは、このPR活動において必要なのは、まずこのPR活動によって高原町の認知度を上げるということがまず一つ、次にこの認知度が上がったことによって、例えば高原町に来町者が増えてくると、地域の方々が最近何か増えてきたよなということになると、高原町って意外に相当人気があるんじゃないのと思って、もうちょっと高原をPRしていこうかという気持ちになって地域がまず一つになる。そしてこのPR活動も町も、そしてみんながPR活動することによって、高原町にいろんなことが経済効果として広がってくるものだというふうに思っておりますので、まず今の段階におきましては、PR係もできたばかりですけれども、まずは認知度を上げること、そしてこれで皆さんの協力を得ながら経済効果につながるようなやり方をしていくべきだなというふうには感じているところでございます。

○2番（岩元礼子君）

分かりました。PRして経済効果が上がって町が潤う、そして町民に還元できるぐらいまで頑張ってもらいたいと思いますが、もうちょっと何か手に取って分かるぐらいまでできたらいいなと思っているんですけど、なかなか難しい部分もあるんでしょうかね、ちょっと分かりませんが、はい、分かりました。

質問終わります。

○議長（前原淳一君）

これで岩元議員の質問を終わります。

次に、質問が私ですので、議長席を陣副議長と交代します。

暫時休憩します。

午後 1時38分 休憩

午後 1時40分 再開

○副議長（陣圭介君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

議長を交代いたしました。

前原議員の一般質問を許可いたします。１０番、前原淳一議員。

○１０番（前原淳一君）

〔登壇〕

通告に従って質問をいたします。

まず初めに、地方創生について伺います。

今年６月議会において質問をしました日本アニメを活用した町おこしについてであります、貴重な提案として承るとの答弁でありました。その後、複数の方から今の若者にとってアニメはなくてはならないほどのものになっている。必ず成功するのではという声も伺っているところです。制作には多額の費用がかかることが想定されますが、どうすれば安価に魅力ある製品ができるか検討することでアニメ制作が可能というふうに考えますが、再考の考えはないか伺います。

次に、９月議会で質問をいたしました山の日記念全国大会誘致についてであります、答弁では、一考に値する、まず、情報収集や県に問合せ、関係者との協議を行っていくとのことでありました。県の担当課には連絡済みというふうに思いますが、その反応や可能性について回答を得ているのか伺います。

次に、ガストロノミーツーリズムについて伺います。

ガストロノミーとは、文化や歴史などと絡めて食を楽しむこと、観光を掛け合わせたものであります、最近のインバウンドの求める傾向は、都市部や有名な観光地よりも地方の田舎の生活であったり、食生活などの日々の営みに興味を示す人たちが多くなってきていると言われております。世界中の富裕層や美食家たちが過疎の町や村に訪れるようになった。現に全国の小さな村、山奥の村などに客が押し寄せる光景も報道されるようになってきております。外人が求めるものは特別なものではなく、その地域ならではの、例えば、新潟県南魚沼市のある旅館がプロデュースした「地元のおばちゃんと郷土料理を食べる」というもので、外人も高い英語力を求めないし、英語には限りませんが、身振り手振りでのもてなしに喜んでくれ、仲良くなってリピートもあるということであります。

その地の文化や歴史に触れるガストロノミーツーリズムという観光で、世界の市場規模は１００兆円にも上ると言われております。また、日本は世界の美食家たちから聖地と呼ばれるまでになっており、地域に想定外の経済効果を生むなど国も注目をしております。アニメツーリズムと合わせて高原町でもこういった取組ができないか考えを伺います。

次に、がん対策について伺います。

本町のがん患者の実態と対策について伺います。

早期発見につなげるための対策について、どのように取り組んでおられるのか伺います。

2つ目に、HPVの予防接種について、男性への町単独での補助の考えはないか伺います。

HPVは、子宮頸がん予防のために女性のみならずパートナーである男性の接種が有効であるとされており、また、できるだけ早い低年齢での接種が最も効果的と言われており、その普及が望まれるところであります。また、男性の中咽頭がんの予防にも効果があるとされておりますが、現在5万から6万円かかるとされている接種費用について国の補助がありません。男性の接種についてはほとんどの町民に知られていないのではと考えます。しっかりと周知をするとともにワクチン接種を促していく必要があります。また、接種率を上げるために町独自の補助金が必要ではないかと思いますが、これについて伺います。

次に、軽自動車税種別割について伺います。

最近の燃油価格高騰をはじめ、あらゆる物価が高騰する中、疲弊した農家等の救済措置として農機具等に課税されている軽自動車種別割を免除する考えはないか伺います。

これで、1回目の質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

ただいま前原議員より3点の御質問がございました。壇上での質問に私のほうで答えをさせていただきます。

まず、アニメを活用した町おこしということの御質問にお答えいたします。

6月議会におきまして、前原議員の御質問にお答えさせていただきましたとおり、高原町にはアニメーション化できるストーリー性は十分にあるのではないかと考えております。日本のアニメは現在世界でも高い人気があり、観光コンテンツの一つでもあると考えております。どうすれば安価に魅力的な作品ができるか、編集者や映像事業者との接触・意見交換等を地域商社と始めており、専門的な御助言を頂いたり、関連の実践事業も検討いたしております。

今後も引き続き、インバウンド対策としても効果の上がる高原町独自の付加価値創出となる情報収集や協議等を行ってまいります。

以上であります。

次の御質問でございました山の日記念大会の誘致についてお答え申し上げます。

現在の山の日記念全国大会誘致に向けた進捗状況でございますが、県の担当課との協議や情報収集を現在行っております。県からも全国山の日協議会への問合せを行っていただいております。ただ、宮崎県におきましては、3年後に宮崎県での国スポ・障スポの開催を控えていること、さらには、その費用面においても調査・研究等を行っていくとのごことでございます。

いずれにいたしましても、本町単独での開催は困難であるというふうと考えておりまして、宮崎県をはじめ、霧島地域の周辺自治体などの御理解や御協力も必要な事業となりますので、引き続き、国や県、関係団体等とも協議しながら、その可能性を探ってまいります。

以上であります。

次の御質問でございましたガストロノミーツーリズムについてお答え申し上げます。

ガストロノミーツーリズムを含むインバウンド観光は、コロナ禍を脱しまして、今現在、日本全国でその数が増えてきているというような状況でもございます。その中でも特に、国際線空港から近距離にある場所や都市部が主な観光地となっており、地方まではなかなかこのインバウンド観光の波を実感できるには至っていないのが現状ではないかと思えます。

しかしながら、本町をはじめとする地方におきましても、アジア系外国人を中心にインバウンド流入は徐々に増えてきております。ガストロノミーツーリズムを主としたインバウンド戦略、ファーストエンペラーというワード、日本発祥の地の売り込みなど、様々な検証を行うべきであるということも考えます。

ガストロノミーツーリズムは、その地域の風土も合わせておいしく食するという概念に成り立つものであると認識をいたしておりますので、食材の良さだけではなく、旅行者の目的地にはならず、高原町の食材を上手に加工しておいしく食べさせる人材育成なども含め、調査・研究を進めてまいります。

以上であります。

次に、がん対策についての御質問にお答えいたします。

まず、早期発見につなげるための対策でございます。

がんの早期発見に一番大事なことは、やはり定期検診でありますことから、まずはがん検診を受けない方への受診勧奨に力を入れていくことが重要であるというふうに考えております。受診率向上のための取組といたしまして、無料検診対象者への再勧奨の実施や各地域を回って行う集団検診に併せたがん検診の実施など、様々な対策に取り組んでいるところでございます。

以上であります。

次に、HPVの予防接種の御質問にお答えいたします。

まず、子宮頸がんワクチンの啓発につきましては、本年度、町内の中学校におきまして、医師による子宮頸がんワクチンの講演会を実施いたしました。その場には、定期接種の対象となっている女子生徒だけでなく、男子生徒や保護者の皆さんも同席しておりましたので、非常に幅広い対象に子宮頸がんワクチンの情報を啓発することができたということと考えております。

この講演の中には、男性にもこのワクチンが有効であるという点も説明をいたしております。

そして、もう一点の御質問でございました、男性が予防接種を受ける場合の補助についてですが、まずは、現在定期接種の対象となっております女性の接種促進に力を入れていきたいと考えておりますので、男性へのワクチン接種の補助を行う予定はございませんが、今後、国の動向等を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

次に、軽自動車税の御質問にお答えいたします。

軽自動車税種別割の減免については、現在、身体障害者及び精神障害者が所有する軽自動車、公益のために直接専用する軽自動車等を高原町税条例に基づき減免をいたしております。特定の業種に利用される農機具等の減免につきましては、高原町税条例に規定がございません。また、税収確保の観点からも減免はできないものと認識をいたしているところでございます。

以上であります。

〔降壇〕

○10番（前原淳一君）

まず、アニメについてですが、石破総理大臣は地方創生を経済成長の起爆剤という位置づけをしております。自治体向けの交付金を1億円から倍増するということを打ち出しております。経済対策に明記するというようなことでありますが、国の交付金の活用というようなことはできないのか伺います。

アニメを制作するに当たっては、大体相場としてテレビアニメとして30分、1本当たり1,300万から3,000万円かかるというようなことのようにですが、外注をした場合の相場1分当たりが30万円というようなことのようにです。こういったことですが、地方創生に予算を倍増するというような総理大臣の考えもありますことから、こういった国の交付金の活用ができないかということで伺います。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答え申し上げます。

前原議員からありましたとおり、首相の所信表明では、地方創生の関係の交付金を倍増というように前倒しで措置ということも含めてお話があったところでございます。この地方創生交付金でございますけれども、今後示すメニューというのが具体的に示されてくると思いますので、それを見ながら判断することになると思いますけれども、これまでも地方創生のこの交付金につきましては、マスコミ報道等でもありますとおり、その効果がやはり後から求められるというものとなっております。

例えば、事業の活用におきましては、地域の魅力を引き出すものとなっているのかとか、あるいはイベントの開催についてもそのファンをどのようなターゲットにしているのかとか、あるいは地元の事業者と連携させるための仕掛けはどのようなものなのかとか、あるいは持続可能なのか、デジタル技術を活用しているのかというようなことも含めての活用が求められるものでございますので、今後、財源の活用としてのこともございますけれども、事業内容のこともこの内容に照らし合わせながら活用できるかどうかを、引き続き模索していきたいと考えているところでございます。

○10番（前原淳一君）

地方創生、特にインバウンドについて、商工会との意見交換会の中でも非常に関心のあることということで質問をされたところですが、このアニメの効果というのは相当なものがあるというふうに考えております。先ほど金額を一つの案として提示しましたがけれども、これだけのお金をかけないために、まず初めに、なぜこんな高額なお金がかかるかということを考えたときには、まず原作を考えたり音響など、いろいろなスタッフの数が必要、大体100人くらいのスタッフが数か月かけて作成される。そういったことから高額になるのではないかというふうに思われるところです。

そこで、私の案と言いますか考えですが、全てをアニメ制作会社に作ってくださいと言って丸投げをすれば、莫大な費用がかかるというふうに思いますけれども、自分たちでストーリーを考えて提案をしていくことが重要になってくる。作ってくださいじゃなくて、こういうふうに作ってみませんかという働きかけ、これが大事になるのかなと思います。

例えば、瓊瓊杵尊が天孫降臨するということから始まって、狭野の尊の誕生に合わせ、そして、主役の誕生ということ、狭野の尊が主役。狭野の尊を主役にするのではなくて、その家来となる人を主役において、後に家来となる友人でもいいんですけれども、そういった方を幼少期の遊びを通じての信頼と友情の深まり、日本統一のための闘戦への互いの決意やお船出までのいきさつや葛藤、そして奈良県の橿原市に到着するまでの様々な戦いで活躍する主人公を描くことで、盛り上がりも生まれてくるのではないのかなと、一つの私の考えですけれども、これをもっと若者受けするためには、やはり中高生あたり二十歳前後の若者の考えも聞きながら、こういうストーリーを自分たちで作っていく、それをアニメ制作会社に作ってみませんか、1者だけではなくていろんな会社があると思います。そういうものを提示して作ってくださいではなくて、作ってみませんか、そういったやり方をすれば安く作れるのではないかなというふうに思います。

神武天皇御生誕の地、皇子原神社や直線の参道としては日本一の長さがある。そして神武天皇をお祭りする狭野神社も、日本中はもちろん海外の方にも広まってくるということで、先ほど岩元議員のほうからSNSを活用した。当然こういうものを活用していかないと宣伝効果にはつながっていきませんので、そういったことを通じながらアニメ制作を考えていく、そういった考えないか伺います。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答え申し上げます。

今の御提案の中にありましたとおり、本町におけます天孫降臨とか初代神武天皇にまつわるストーリーがアニメーションにどうかという話でございますけれども、今度12月に狭野神社等で

も、いろいろな没入型の事業を行うということで、編集事業をする方々は高原に実際にお見えになっております。その方等にお話を聞きますと、本当にプロの専門的な意見、そういうものをアニメーションの原案等の中に入れていくのはとても重要なことだというようなお話でございました。

また、一方では、このプロの専門家、アニメを作る方もそうですし、原作者の方もそうなんですけども、このアニメーションを実際のをアニメーション化して、これを当てるといいですか、それをヒットさせるのが、かなり至難の技であるというようなお話もされていらっしやいました。今ありますとおり、高校生の方とかいろんな方の意見も必要なんだろうかなということで考えております。

このアニメーションの中で重要なのはストーリーということでございまして、やはりストーリーを作るためには、ある程度のお金をかけて作らないとなかなか難しいという御意見もございましたので、その点につきましては、プロフェッショナルな方の意見も必要なのかなというふうに感じております。

事業に関しましては、事業費を考えるのもそうでございますけども、とにかく必要なもの、あるいは持続性があるもの、こういうものに経費を充てていくというような考えも必要ということでございまして、広く高原町PRしていくためという知見からも、いろんな方々の意見を入れながら検討してもらいたいと、事業の展開等も図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（前原淳一君）

アニメについては大体同じような考えということで、今検討されておられるようですので、また、アニメとこのガストロノミーツーリズム、これと組み合わせた取組ができればもっといいのかなというふうに思います。

そのガストロノミーですけれども、これが最近NHKのクローズアップ現代で放送されたようですが、私は見ていなかったんですが、その中でいろいろなことが紹介されておりました。聞き取りのところでいろいろ例を挙げさせていただきましたけれども、先ほど言ったおばちゃんがいちいちいろいろな地元の食材を使った料理を出してということを紹介しましたが、それ以外にも北海道の豊頃町ですか、札幌から車で4時間もかかるところらしいですが、ジビエ料理を出すということで人気を博している。あるいは中には車でそれこそ人口も6,000人かそれぐらいしかない町にもかかわらず、そこは熊の料理だったですか、熊と農家に特別に作ってもらった生後2か月ぐらいの鶏の料理を出す。それ1人当たりセットが3万円ぐらいだそうです、それでも年には3,000人ぐらい訪れる。大分車で4時間、5時間かかるようなところでも、

そういう食べ物がある、そういうすばらしいシェフがいる、そういったところにわざわざ行く。今の外国の方はそういった珍しいもの、おいしいものがあるところには、幾ら時間でもお金もかけて、わざわざ来るというぐらいですので、そういった中央あたりででもレストラン経営とか、そういったことをされている方を高原に呼んで、そういった料理店を開くことはできないかとか、そういった取組も一つの方法だろうと思いますが、これについてはどうですか。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

今の前原議員の御提案をお聞きしておりまして、このガストロノミーツーリズムと聞いたときに頭に浮かびましたのが、ななつ星のことがすぐ浮かびました。ななつ星の中で提供されているお弁当類につきましては、その地域にしかないものの食材を生かして提供されていると。これには海外の方も乗っていらっしゃる。付加価値に感銘を受けて、そして中でも人気の高原町のほうにも結構降りていただくというのは、先ほどありますとおり高原町の神話、そういう歴史的なものについて降りていただいていると聞いております。

私もこのガストロノミーツーリズムに関しまして調べたところ、富山県とか青森県におきまして伝統工芸とか伝統芸能、こちらにアニメを絡めまして、それぞれその世界観で多くの観客を呼んでいるということで、成功している事例があるというのを知りました。

今回そういうことを参考にしながら、このななつ星等で経験されている事業者の方も町内にいらっしゃると思いますので、そういう方等にも相談しながら取り組む展開を考えていきたいなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○10番（前原淳一君）

ガストロノミーツーリズム、これの名前が出たのは最近だろうと思いますが、取組にしてはもうずっと以前から似たようなことはされているわけですね。そういったことで、この横文字になるとなかなか取組にくいところもあつてですが、町民の方に紹介してもなかなか難しいところもあるのかなというふうに思います。

そこで、やはり基本とすれば、民間の方がそういうお店を出したりとか、先ほど紹介したような外国人の方との接客とか、地元の料理を提供するそういった取組をするに当たっても、やはり基本は民間であるというふうに私は思っているんですけれども、しかし、なかなか地元町民の方から、私たちがこういうことをやりましょうとか、そういった手を挙げる方というのは、なかなか少ないのかなという気がします。

そこで、やはり主導するには地元の住民の方をどのように説得して動かしていくのか、そういったことについても、行政が主導しながらきっかけをつくっていく、そういった取組も必要で

はないかなというふうに思います。

この取組についてそういったことをやっていく。例えば、地域おこし協力隊こういった人たち、それにたけた人がいると思うんです。そういった方を募集して担当をしていただく。そういった方法もあろうかと思いますが、そういった考えはないか伺います。

○副議長（陣圭介君）

暫時休憩いたします。5分ほど休憩取りたいと思います。さっき休憩取らなかったのです。

午後 2時11分 休憩

午後 2時16分 再開

○副議長（陣圭介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答え申し上げます。

前原議員からお話がございますとおり、本町におきましては、歴史文化とか自然景観、こういうものをアニメーションの中にストーリーあるいはキャラクターに反映させていくということになりますと、やっぱり地域の独自性が本当に必要になってくるなというふうに思っております。

その中で4つほどポイントがあるなと思ひまして、まず初めに、持続可能な取組としまして、先ほど来よりお話があります、聖地巡礼、こういうものがある場合には、やはりそういう専門家、事業者の意見も頂かなきゃいけないな、協力を頂かなきゃいけないなと思っております。それともう一つが、デジタル技術の活用、それが終わった後に本町を訪れていた方等に、ARやVRなどそういうものについて見せていく、活用していくというものに関しては、事業者の方々とプロフェッショナルな方に意見が必要なんですけども。

それ以外にあと2つあると思ひまして、例えばイベントの開催、あるいはいろんなところとのコラボレーションをしたときには、先ほどお話がありましたとおり、地域の方々、あるいは地元の事業者、こういう方々等の連携、理解、それと受入体制、そういうものがないと喜んでいただけませんし、もちろん来ていただいた方の安全、そういうものに関しましては、いろんな関係団体と結んでいかなきゃやっていけないというふうに思っておりますので、お話がございますとおり、地域の方々の協力、理解、そして事業者等の連携、そういうものが必要なのかなというふうに改めて考えておりますので、そういうことをいろいろ調べながら、反映させていければなというふうに考えております。

以上です。

○10番（前原淳一君）

もう一つは、町独自だけでなく、近隣の例えば都城とか小林市とか、連携をしながら観光地のバスツアー、こういったものを計画して、例えば初めは都城から出発して、都城で1泊2日とか2泊3日とか、高原に来て、また2泊3日とか、宿泊、そして食事、そういったことも含めて、小林とか、えびの、こういった連携をして、そういうバスツアーと宿泊体験、食の体験、そういったことも有効なのかなというふうに思うんですけれども、これについて伺います。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

この地域の連携となりますと、産業創生課の中でありますのが、霧島ジオパーク関連の市町村、そして北霧島観光関係の西諸の市町村というところの連携が出てくると思っております。

この地域がなかなか、食べ物に関しましては似通ったものも多くて、こういうものをどういうふうに付加価値をつけていくかというところ、やっぱり地域の方々の、例えばおもてなしのやり方、こういうことについて差異をつけていったほうが、ななつ星でも、そういう例えばちょっとした心遣いが非常に人気というふうに聞いておりますので、そういうところに付加価値を持たせるような形で、周辺地域と連携しながら呼び込みをしようと言ったときには、協議等を重ねていったほうがいいのかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○10番（前原淳一君）

食べ物、言われるとおり、似通ったものが多いのも事実です。このガストロノミーツーリズムのいろいろ取組をされているところの例を見ると、必ずしもその地域で地域の伝統料理そればかりに限らずに、新しい料理を開発した、そういった事例もあるようですので、そういったことも考えていく必要があるというふうに思います。

また、一番外国の方が来られたときに困るのが宿泊施設。高原にはなかなかベッドがそろっているところが少ない。西洋人の方は特にベッドですので、そういった取組、今、学校統廃合で空き校舎を、たからべの森なんかは、学校に泊まりませんかというようなことで、教室にベッドを備付け、そういったこともやっておられます。そういったことで宿泊施設も準備ができるのかなというふうに思います。こういった取組の考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問は、ガストロノミーツーリズムの御質問と一緒に受け付けてお答えをさせていただきます。

町内温泉がございすけれども、話を伺いますと、個人的なインバウンドといいますか、そこそこ来られているようです。また、今報じられておりますように、増えてきている状況になるの

で、まずですから、料理はもちろんそれぞれ温泉の特徴がありまして、私もおいしい料理をそれぞれ出しているというふうに思っております。それと、宿泊につきましても、外国の方に合わせてベッドも部屋も準備しておられますし、また場合によっては畳の上にベッドを持ち込んで泊まっていただくような、そういった工夫もされていると。

このように民間の方たち、いわゆる温泉業者、観光業界、商工会、それぞれの民間の業者の方たちも、それぞれそういった努力をされてきております。ですので、今、廃校などの校舎という話も出ましたが、まだそれは今後学校などについては、これからまた検討してまいりますけれども、当面はそういった民間の方たちが頑張っておられます。

それと、私、先週、町内の昼飲食店に行きましたら、シンガポールから若い2人連れが来られておりました。福岡からレンタカーで直行で高原に来られて、そこであんかけ焼きそばを食べてもらいました。聞きましたらネットワークで、ここのあんかけ焼きそばがおいしいというのを、その情報を得て直接来られたと言っていました。その店に観光パンセツを置いてありましたので、町内の。そこでお店の方がどこに行ったらどうかというのを説明しておりましたけれども、そういった民間の方たちも、それぞれそういうスマホで翻訳機を使いながら、そういう対応もしていただいているところでごさいます、そういった機運が高原町にも、民間の方が増えてくれれば、高まっていくんじゃないかというふうに考えております。

○10番（前原淳一君）

食べ物については、例えばカレーうどんが外国の方に非常に受けるというようなことを聞いておりまして、外国ではうどんにカレーをかけて食べる、そういったものがないのかなという、そういった工夫をしていくということも非常に大事だと思います。

先ほどから言っておりますアニメ、そして山の日イベント、そしてガストロノミー、この3つがセツにして取り組んでいければ、非常に高原の町おこしに有効じゃないかなという気がしております。

先ほど町長のほうからもありました山の日については、国スポとの関連もありますので、なかなか県のほうもすぐにはいかないと思いますが、基本はセツにして考えながら、先にできるものはどれができるのか、そういったこと等も検討しながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、がん対策についてですけれども、高原町で一番多いがんの種類は何が多いんでしょうか。

○健康課長（中村みどり君）

お答えします。

まず、市町村別の部位別がん罹患率データは公開されておきませんので、お示しできる町全体のデータは、がんネットみやざきホームページに掲載されている部位別のがん死亡数・死亡率

データとなりますが、それによりますと、令和3年は、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの4つが、国や県の平均より死亡率が高いという結果が出ております。

このほか、町がお示しできるデータといたしまして、国保加入者のみの数値となりますが、国保データベースシステムの数字で、それによりますと、令和5年度の国民健康保険被保険者のうち、最も罹患者数の多いのは乳がん、次いで大腸がんの順となっております。

以上となります。

○10番（前原淳一君）

がんになる確率といいますか、男性ががんになる確率は65.5%、そして女性が51.2%というようなことで、日本人のうち2人のうち1人が一生涯のうち、がんになるというようなことが言われております。そういった中で、やはり男性の罹患率が非常に多い、女性と比べると多いというようなこともあります。

そういった中で、高原町でも最近よく聞くのが、膵臓がんの話をよく伺います。他の市町との比較はなかなかできないのかもしれませんが、高原町の実態はどのようになっているのか伺います。

○健康課長（中村みどり君）

お答えします。

膵臓がんに関してで良かったでしょうか。

先ほど紹介しました、国保加入者のみで構成します国保データベースシステムによりますと、膵臓がんの治療を受けている患者数ですが、令和4年度が例年よりも多かったというふうに変化として出ておりました。過去5年間の推移を見ますと、確実に増えてきているとまでは言い切れない状況でございます。

以上です。

○10番（前原淳一君）

膵臓がんについては、男女ともがんになる確率が大体38人に1人というようなデータもあるようです。そういった中で、早期発見がなかなか膵臓がんの場合は難しい、沈黙の臓器と言われておりますが、早期発見のための方策、高原町で取り組んでいるようなことがあれば伺いたいと思います。

○健康課長（中村みどり君）

お答えいたします。

膵臓がんの早期発見の方策につきましてですけれども、先ほどの町長答弁にもありましたとおり、一番は定期的に検診を受けていただくというようなことと考えております。

これによりまして、検査結果の異常値で発見しやすくなりますので、まずは定期的な検診受診

というものをぜひお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○10番（前原淳一君）

町民の方の話を伺うと、定期検診とか、そういう検診を受けるということの重要性というか必要性はみんな理解をされていながら、なかなか仕事が忙しいとか、いや自分はもう健康でどこも悪くないんだと、そういったような考えがあらわれて、なかなか検診を受けられない、そういうような実態があるわけです。そういう方々のために受診を促すための方策と言いますか、何かこう町民全体を巻き込んだような取組ができないか、例えば人が集まる場などで話題にして取り上げるとか、またユニークな発案というか、そういったことで受診を促す、そういったことは考えられないか伺います。

○健康課長（中村みどり君）

お答えいたします。

いろいろな人が集まる場に向けてのお話に行くとか、検診であれば各地域のところに行って検診が受けやすい環境をつくる、健康診査のときに合わせて、がん健診の検査も受けられるような工夫をするというようなことでは取り組んでいるところでございますけれども、また今後とも様々な場面で広報できるような形を取っていききたいなというふうに思っている、周知方法等も検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○10番（前原淳一君）

先ほどの町長の答弁で、HPVの接種について男性への補助の予定はないということでありました。やはり子宮頸がんについては女性だけの問題ではなくて、やはり大きな原因の一つとなっている女性のパートナーである男性にある、そこが町民に知られていないということも事実でありますし、どうして促していくのか。そして5、6万と言われる予防接種の料金、非常に高いわけですね。それについて、町民の接種を促していくためには、やはりある程度の補助が必要なのかなという気がするんですけれども、考えは変わりませんか。

○町長（高妻経信君）

先ほど私が答弁をいたしました。町長としましては、女性の接種促進にまずは力を入れていきたい、啓発を図っていききたいということで、現状では男性の補助というのは考えておりません。以上です。

○10番（前原淳一君）

子宮頸がんの原因が大体男性にあるということ、この間、市郡議長会の研修会で講習を受けて初めて私も知ったわけですが、子宮頸がんだけではなくて、男性の場合、中咽頭がんの

予防につながるというようなことで、非常に大事な面があるのかなという気がしております。
やはり子宮頸がんに関して男性が原因であるということを考えれば、やはり男性のできるだけ女性と一緒に小さいうちから若いうちから接種をしていく、これが非常に有効であるというふうに言われております。

また、この効果が現れるのが10年、20年後ということもあるようですので、今のうちに接種を促して、多くの町民の方に接種をしていただく。そのためにはやはり補助ということを考えないといけない気がするんですけれども、しつこいようなんですけれども、再度伺います。

○町長（高妻経信君）

再質問ということで、再度お答えさせていただきますけども、先ほど来申し上げておりますように、現状としては男性のワクチン接種補助は行う予定はないと御理解いただきたいと思います。

○10番（前原淳一君）

男性への補助の考えはないということですので、仕方がないと言えば仕方がないんですけれども。

それともう一点、今マスコミ等でも報道されております、民間のがんの発見の話題ですが、線虫による方法というのが宣伝でもされておりますけれども、がんの部位は分からないけれども、かなりの確率でがんリスクが分かるというのがありますけれども、これについて検討してもいいのではないかとこのように思います。民間の製品で言うと、「線虫くん」というのがあります。これがテレビでコマーシャルが流れておりますが、大体1万5,800円ぐらいというような経費がかかるようです。これによって、体のどこかにがんがあるということが分かるのであれば、非常に有効なのかなと。ガンの可能性があるということで精密検査を受けるということ、そして早期発見につなげていくということにつながると思うんですけれども、例えば半分でも補助ができれば普及するのではないかなと思うんですけれども、これについての考えはないかと伺います。

○健康課長（中村みどり君）

お答えいたします。

町といたしましては、現在、国の推奨している検査手法に基づき、様々な検診メニューを実施しているところでございます。まずは、現在実施しております検査手法での受診率向上を目標に、健康増進の取組を進めてまいりたいと考えておりますので、そのほかの手法やそれを対象といたしました補助事業等を実施する予定は今のところございません。

以上となります。

○10番（前原淳一君）

おっしゃることは分かるんですが、非常に効果があるということは言われておりまして、かなりの確率で発見できるのであれば、型にはまったことばかり考えていないで、もう少し前向きに町民の健康を考えるのであれば、検討する必要があるのかなと思うんですけれども、再度伺います。

○健康課長（中村みどり君）

再度ということですが、まず、今の現在行われている検査等、検診に関しましても、まだ受診をされていない町民の方々もたくさんおられますので、まず、町民の方たちの受診率向上のために取り組みながら、検診率向上のほうをまず取りあえずは進めてまいりたいというふうに考えておりますので、補助事業等については実施する予定はございません。

以上です。

○10番（前原淳一君）

受診率が上がらない、先ほども言いました。やはり、受診率が上がらないのであれば、こういうユニークな方法といいですか、そういうのがあるのであれば、もうちょっと町もアピールしていったりとか、できるだけ町民の負担がないように取り組む、そういうことが大事だと思うんですよね。型にはまったことばかり考えていけば、なかなかそういうことには取り組んでいけない、町民の健康ということにもつながっていかないというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

最後に、軽自動車税の種別割についてですけれども、先ほどの答弁では、免除はできないということでした。この免除ができない理由をもっと詳しくお願いします。

○税務会計課長（中嶋雄二君）

お答えします。

町長のほうからありましたとおり、特定の事業に利用される農機具等の減免は条例の規定がございません。原油価格等により減免がということだったんですが、そちらのほうもできないですが、事業を営んでいる場合には、租税効果として所得税の経費が認められているところでございます。

以上です。

○10番（前原淳一君）

この課税については、何年前からだったですか、いきなりぼんと出てきた。それまでは見て見ぬふりというか、そういった状況だったというふうに思います。いきなり課税をされるようになって、町民の方から非常に不評でした。例えば、山林業をされる方、林内車というのがありますけれども、こういったものにも課税をされる。なぜこんな道路も走らんのに税金を払わないかんのか、そういった意見も多かったのもありますし、ある方は、養鶏場の鶏のふんの排出

のために田植機を改造して掃除用器具を作って、それで鶏舎の掃除をしていた。そういったものにも課税されたというようなことで、非常に怒っておられたのを覚えております。

そういうこともあるわけですので、今非常に物価高騰ということで、農家の方もなかなか疲弊した中で、僅かな金額でも免除になれば大分楽になるのかなという気がするんですよ。そういった町民の声もしっかりと聞いて対策をしていく。それを条例にないから減免はできないとか、条例をつくれればいいじゃないですか。やはりそういう、さっきも言いましたけれども、型にはまったことばかり考えていたら、町民の本当の幸せとか、そういうことにはつながっていかないと思うんです。やはりしっかりと町民の現状を見て、判断をしながら決断をしていっていただきたいと思います。

最後に伺います。

○町長（高妻経信君）

先ほどの例を挙げられましたけども、条例で課税となっておるものについては、当然条例に基づき課税をしているということになるわけです。それで今、農業用の軽自動車税という話ですけども、農業用の、そういうのでありましても、これは営業用、いわゆる所得を上げる一つのそういった車両であってということは、ほかの業種におきましても、当然この営業用の車両というのはそれぞれあるわけですけども、確かにおっしゃいますように、農家にとっては、資材、あるいは飼料、肥料、高騰の中で大変な時期ではございます。

ただ、これは物価高騰等もある中で、町内もあらゆる業種というか、そういった影響もある中で、今は公平にと言いますか、そういった課税をし、税を頂いていると。そして、先ほど課長が申し上げましたように、これにつきましては、租税効果、所得申告等について経費として見させていただいているというような手法を取っておりますし、現時点では、そういった形を続けてまいりたいと考えております。

○副議長（陣圭介君）

以上で、前原議員の一般質問を終わります。

議長を前原議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時46分 休憩

午後 2時46分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

陣副議長と議長を交代いたしました。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

○

◎ 散 会

午後 2時47分 散会

令和6年 第4回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和6年12月5日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和6年12月5日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

山 下 香 織 議員
末 永 充 議員
陣 圭 介 議員
福 澤 卓 志 議員

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

山 下 香 織 議員
末 永 充 議員
陣 圭 介 議員
福 澤 卓 志 議員

出席議員(10名)

1 番 西嶋 陽代君	2 番 岩元 礼子君
3 番 福澤 卓志君	4 番 温水 宜昭君
5 番 末永 充君	6 番 外村 仁君
7 番 郡山 貞利君	8 番 山下 香織君
9 番 陣 圭介君	10 番 前原 淳一君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君 書記(事務局次長) 外村美保子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君	統括主監	花牟禮 秀隆君
総務課長	末永 恵治君	総合政策課長	横田 秀二君
会計管理者兼税務会計課長	中嶋 雄二君	町民課長	江田 雅宏君
福祉課長	馬場 倫代君	健康課長	中村 みどり君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	中別府 和也君
農畜産振興課長	平川 昌知君	建設水道課長	酒匂 政利君
教育総務課長	田中 博幸君	高原病院事務長	外村 英樹君
老人ホーム園長	中原 圭一郎君		

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（前原淳一君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第1 一般質問

○議長（前原淳一君）

日程第1、一般質問を行います。

前回の議事を継続し、一般質問を続行します。

次に、8番、山下香織議員。

○8番（山下香織君）

〔登壇〕

おはようございます。通告に基づき、大きく5つの項目について一般質問をさせていただきます。

1、町内の猫問題について。

今現在、高原町も県の事業で不妊手術の推進をしていますが、なかなか先に進んでいない実態があります。なぜなら、県の事業では条件が当てはまらなかったり、申請がうまくいかない、そうこうしているうちに増えているということもあります。スピーディーに動けないため、解決までに時間がかかり、根本的に解決に至らないです。そして、自分では不妊手術しないで餌だけあげている方、増えても気にしていない方、増えてきているから不妊手術をしてほしいと

話をしても、そのうちどこか行くからと不妊手術をしてくださらない方、この方たちは、どこからか来た猫で困っている人がいるということを感じていないのだと思います。結果的に、いつもお金や時間、労力を使って、地域トラブルが大きくならないように決まった方が不妊手術をしてくれているのが現実です。この現実是不平等だと思いませんか。町長の御意見をお聞かせください。

続いて2番、町立病院の外来診療について。

町立病院に外来診療で週1とかで婦人科もできないでしょうか。外来患者さんが増えるのではないかとと思われることや、婦人科の診療は行くこと自体がおっくうであり、検診も面倒だなと思う方も多いのではないのでしょうか。子宮頸がんワクチンも安全性や効果の面で接種する人、しない人で分かれます。そのどちらの方でも検診が大切なので、検診が進むように近くに必要なのではないかと考えました。婦人科の医師からも要請があれば派遣できると言ってもらえたが、実現は可能でしょうか。

続いて3番、バス停について。

高原町のバス停には待合所のような建物がなく、吹きっさらしのバス停が多くあります。その中にも目立たなくて危なかったりのバス停もあります。そして、これから小中一貫校になるため、スクールバスが走るので、そのときのバス停も必要になってくると思います。バスを待つバス停が、みんなが安心して待てるように整備をしてもらえないでしょうか。

そして、バス停をただ作るのではなく、アートとコラボして観光の一つにもなるようにできないでしょうか。瀬戸内海の島々にあるようにアーティストとのコラボによる観光の促進、もしくは町内の学生や美大生とか、授業の一環としてコンセプトを設けてのペインティングなど、やり方は様々で、バスでバス停を巡るツアーなんかもしていけたら高原町の新しい観光の形になるのではないかと思います。

また、高原を通るだけの人がカラフルできれいなバス停たちを見て、高原に興味を湧くのではないと思いますが、いかがでしょうか。

4番、今後のコロナワクチン接種について。

世界各国の研究や国内の研究においてもmRNA型のワクチンの人体に対する影響が明らかになってきており、南アフリカでは専門家がワクチンメーカーを提訴し、アメリカではテキサス州の司法長官がワクチンメーカーを提訴するなど、世界各国でワクチンメーカーを訴える動きが急速に広がっています。

そこで、高原町においては、mRNAワクチン接種後、数日後から発現する後遺症、さらに数年後に発現する可能性のある後遺症など、接種対象となっている65歳以上の方が自ら調べて判断するのは難しいと思いますが、町はどう考えているのかお伺いします。

5 番目、関係人口について。

にしもろマルシェなど、各種イベントを積極的にされていましたが、今まで行ってきたイベントなどで、どれくらいの実績があるかなど、知らない人は多いと思います。実際どれくらいの集客などがあり、町への経済効果など、どのくらいなのか教えてください。開催して終わりではなく、次の新たな目標、課題を考え、それに対しての改善点や対策が出ていたら、それも教えてください。

以上で、壇上からの質問を終わります。あとは自席より行います。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

おはようございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

ただいま山下香織議員より、大きく 5 点につきましての御質問をいただきましたので、まず、私のほうで答弁をさせていただきます。なお、2 点目、町立病院の外来診療、婦人科診療についての御質問を受けましたけれども、これにつきましては病院事務長が答弁をいたさせます。

まず、1 点目でございます町内の猫問題につきまして、お答え申し上げます。

無秩序な繁殖等に起因する住民生活の悪化防止を図るとともに、町内に生息いたしております野良猫、飼い主のいない猫、これらによるトラブルが生じないように、無料で不妊・去勢手術が可能な県の地域猫対策事業を本町としては推進をいたしていると、これにつきましては前回の議会でも答弁をさせていただいたところであります。

本町といたしましては、引き続き、この事業を、町内にまだまだ周知不足という点もございますので、町民の皆様知っていただくよう回覧、ホームページ等を活用して、さらに周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、先ほど御提案のありました不妊手術の助成事業につきましては、財源、事業の平等性、公平性、整合性などを考慮する必要があるものと認識をいたしておりまして、現状としては本町での実施は困難というふうに捉えております。

次の御質問でございましたバス停についてお答えいたします。

まず、本町のバス路線でございますけれども、地域間幹線系統の小林都城線と広域バス——これは廃止路線代替バスでございます、小林祓川線、また、高原町役場線の路線がございます。乗合タクシーにつきましては、現在、まちなか循環線を含めて 6 つの路線があるところでございます。

ただいまの御提案のありました屋根付きの待合所、また、これをアートとコラボして観光の一つとして使えないかというような御提案もございました。

このバス停でございますけれども、現在、町内に二十数か所ございます。以前、この屋根付きの待合所について検討をしたことがございまして、結果的には役場前に 1 か所、屋根付きのバス

停がございますけども、このバス停を調査しましたところ、この屋根付きのバス停を設置するスペースの問題があります。現在のバス停も道路上に設置されているものがほとんどでありまして、このスペース確保が困難であったというような調査結果でございました。

ただ、議員の御指摘のとおり、車両が到着するまでに屋根の下でベンチに座って待つことが、お年寄りもおられます。このようなことが望ましいわけでございますけども、ただいま申し上げましたように敷地の確保、費用、利用者数から費用対効果といえますか、こういったものから勘案いたしますと、新たな設置、そしてまた新たな活用、慎重に取り組むべきだというような認識をいたしております。

次の御質問でございました今後のワクチン接種についてお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの有効性や副反応に係る情報等について、それらの必要な情報を得ることが難しい場合は、役場の担当課に直接お問合せいただければ、必要な情報についてはお伝えするなどの対応を現在も行っております。

また、医療機関に対しましても、町民がワクチン接種前にワクチン接種に関する不安や疑問を取り除いた上で接種できるよう、医師による説明等の協力要請を行っているところでございます。以上でございます。

最後の御質問でございました関係人口について、これはイベント開催についての御質問でございました。

先ほど、にしもろマルシェを例に挙げていただきましたけども、本町におきましても様々なイベントを開催しておりますけども、このにしもろマルシェにつきましては、小林市、えびの市と合同で、東京の世田谷区三軒茶屋で開催をいたしている事業でございます。このにしもろマルシェにつきましては山下議員も参加をいただいておりますけども、過去にないほどの、今回は来客がございました。出店されました各事業所は過去最高の売上げとなっており、継続開催の声を大きくいただいたところでございます。

また、企業版関係人口づくりといたしまして、都市圏を中心とした民間企業の経営陣に本町においでいただくなどの取組を行った結果、本町内にて様々な形での事業展開やマッチングとなる活動を行っていただき、さらには企業版ふるさと納税など、関係人口の拡大につなげているところでございます。

このイベントにつきましては、先ほどございましたように出店者の皆様方、それと町としても、あるいは西諸全体としても、このにしもろマルシェをどういうふうにご各事業者の方がつなげていくのか、いわゆる販路拡大ですね、こういったものにつなげていくのか、あるいは商品開発、こういったものに役立っていくようなイベントとして考えていかなければならないと、そのように考えているところでございます。

今後も引き続き、様々な取組に対し、その都度改善点を検証し、首都圏に限らず、全国的にSNSを含めたPR等の活動を継続し、関係人口の獲得を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

答弁が一部漏れておりましたので、お答えをさせていただきます。

先ほどのバス停の御質問の中で、この屋根つきバス停の活用といいますか、デザイン化、及びスクールバスのバス停等についてお答え申し上げます。

全国におきましては、長崎県の諫早市のフルーツバス停や長野県での事例などがございます。ただいま御指摘のとおり、アートとコラボしたバス停を設置することで写真スポットとして人気を集めるなど、観光、集客につながり、地域の活性化に寄与する可能性はございます。ただ、バスの本町の路線で捉えてみますと、まず、バスの利用が増えるかどうかということもあろうかと思えます。バス停の本来の目的は、主に地域のバス利用者のためのバス停でございまして、町といたしましては、バス利用者の増加につながるかどうか、まずはここを本質的な取組について、まずは取組が必要であろうというふうに考えておるところでございます。

以上であります。

〔降壇〕

○高原病院事務長（外村英樹君）

〔登壇〕

山下議員の御質問にお答えいたします。

当院において婦人科検診を実施する場合、まず行わなくてはならないのが、西諸医師会との事前調整でございます。医師会とは、西諸地域における既存医療機関の受入状況や診療ニーズについて慎重に協議する必要がございます。

協議の後に、仮に婦人科設立が可能と判断された場合、病院事業の設置等に関する条例の改正を行い、その上で非常勤医師の雇用、担当看護師の配置、検診機器の購入、診察室の確保などの具体的な動きを進め、所管保健所に届出を行うことで諸般の手续や準備が完了し、婦人科検診を開始する流れになるものと考えておりますことから、このような手順を踏めば設置は可能であると認識いたしております。

しかし、現在、当院は経営改善に向けた取組を実施しており、新規事業を実施するに当たり、様々な投資額が結果として費用増につながることで、医業収支に少なからず影響を与える可能性が懸念されているところでございます。

したがって、現在のところ当院での婦人科検診は考えておりませんが、そうした検診に関する御相談が寄せられた際は、西諸管内で受診可能な医療機関についての情報提供をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

〔降壇〕

○8番（山下香織君）

ありがとうございます。

1番の町内の猫問題についてなんですけど、町長は、決まった方々が不妊手術だったりとか、いろいろやっていることに関して不平等だなと思ったことはないでしょうか。今は町内の猫、結局、県の事業ではなく、それでは当てはまらなくて、個人負担で不妊去勢を野良でもしてくださっている人が多々いらっしゃいます。そういう、してくださっている方々というのはほとんど決まってきています。そのことについて不平等だと思われないでしょうか。

○町長（高妻経信君）

ただいま御質問でございましたお話を、私も伺ったことがございます。自分の飼い猫でなくても、飼い主のいない猫を、負担をしていただいて手術をするという方もいらっしゃるようです。そういった方につきましては、確かに御負担をいただいているということにつきましては感謝を申し上げたいと思います。

ただ、この対応につきましては、ただいま私が答弁をいたしましたけども、まずはこの地域猫対策を町内に広めていきたいという思いがあります。私の住む地域でも、この地域猫を実施いたしましたけども、先ほど御質問にありましたように、手続に非常に時間がかかったというようなことは伺っております。

しかし、そういったことを保健所、あるいは役場の窓口ですね、手続の簡素化といいますか、そういったこともありましたので、お願いしていかなければならないかなという反省もあったようです。

実施した方、あるいは地域の方の話を聞くと、実施したほうは、やはりやってよかったと。そして、そこに住まわれている方々も非常に感謝をされておりました。これが、この地域のそういうトラブルもほぼなくなりましたし、地域の一つのコミュニティーをつくる機会にもなったんじゃないかなと。私も実施された方々に、他の地域で相談があったら、ぜひ出向いていって、相談に応じながらやってほしいなという話もしたことがございました。私としてはそのような考えでございまして、まだまだ周知が足りないというのも認識をいたしておりますが、まずはこの地域猫対策で町民の間に広めていければと考えております。

○8番（山下香織君）

今、やっぱ難しいと、県の事業の申請を終わってということなんですけど。やはり猫問題は特有なんですけど、地域の方となかなかコミュニケーションが取れない方だったり、役場まで行けない方、コンタクトが取れないような方が多々いらっしゃるようです。そのような方々への町としての対応というのは何か取られていますか。あと、回覧板を見ていただけていない方への周知の仕方とか、いつも回覧板などで周知をしますという御回答をいただくんですけど、なかな

か周知が回っていないのが現状ではないかなと思って、その次の周知の仕方を教えてください。ありがとうございます。

○町民課長（江田雅宏君）

お答えいたします。

まず、飼い主のいない猫については、かわいそうだからといって餌やりを行う方もいらっしゃる、あとは繁殖力の強い猫が子猫を産みまして、望まれない不幸な命を増やすことにもつながる場合もございます。地域に猫が住みつきまして、ふん尿、鳴き声などの問題で近隣の住民とのトラブル、地域コミュニティに関する悪影響ということも相談も寄せられることもございます。こういった場合は状況の確認を行いまして指導とか勧告、あとは命令等の権限を持ちます保健所さんと協力をしながら対応しているところです。飼い主のいない猫も含めまして、猫は動物愛護管理法、こちらで保護されておりまして、駆除ができないということもございます。時間はかかりましても、地域猫活動が現状では有効な手段の1つであるということは根気強く推進していきたいと思っております。

また、周知についての回覧板とか、その辺になってしまうんですけれども、今現在、ホームページとかもしているんですけれども、確かに、町長も申し上げましたけれども周知が足りていないなというところは感じております。現在は人づてに伝わっていくというような形となっておりますので、今後は様々なツールを使いながら、活用しながら、周知に努めていきたいなと考えているところでございます。

以上です。

○8番（山下香織君）

宮崎県内で延岡市が、市の単独で不妊手術の助成金を出しています。その反響がとてもよく、追加で補正予算も計上されていきました。

産まれて困る、先ほど課長も言われたように、どこかから来た1匹目に餌をやってしまう。その時点、餌をやったら、もしかしたら産まれるかもしれないと。産まれてきた命全頭に責任を持てないなら不妊手術をしなければならないという一番の問題解決に必要な町民の意識改革をするためにも、ある一定の人たちだけでの活動にならないためにも、町内に生息している飼い猫であっても不妊手術の助成金を、町単独でつくるべきだと考えますけど、再度、御意見をお聞かせください。

○町長（高妻経信君）

県内では、そういった手法で延岡市が、3年間の事業だったと記憶しておりますけれども、実施をしているということは聞いております。

ただ、私が考えるには、直接そういった手術を、飼い主のいない猫に手術をするということに

対する個別の補助という考え方は、それはそれで、確かに今おっしゃいましたように需要も多く、効果もはっきりしているというのはあるかと思います。

ただ、社会的に、あるいは地域ということを考えますと、私は地域として住んでいる住民がミッションに取り組んでいくと、そしてまた高齢者も含めた中で、一つの猫を通したコミュニティーというんでしょうかね、そういったものをつくるという意味でも、私は、先ほども言いましたけども、そういった状況を見ていて、そういったことについても地域猫活動が、私は進める方法かなと考えております。したがって、個別の手術に対する補助というのは考えておりません。

以上です。

○8番（山下香織君）

コミュニティーをつくっていくのは、私もとても必要だと思っているんですけど、やっぱり話しに行くとなかなか、高原特有ではあるんですけど、近過ぎて言えなかったりとか、いろいろな問題で進まない、もしくは飼い猫であるというところもあったりして進んでいかず、どんどん増えているところもありますので、また再度御検討いただけたらと思います。次に進みます。町立病院の外来、婦人科診療のことは理解いたしました。なかなか今の予算等では難しいかなと思いますので、ぜひ、検診バスだったりとか、西諸で検診できるところの周知を頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、バス停についてですが、やはりバス利用者が減ってくるというところとか、もう、そのバス停が要らなくなってくるというのはもちろん理解できるんですけど、造ったものはいつか補修があったりとか崩していかないとけないというのも、もともとあると思いますので、そこを想定した中で建物というか、そういうのを全バス停にとは言いませんけど、作ることというのは検討はいただけないんでしょうか。

○町長（高妻経信君）

先ほど答弁をさせていただきましたけども、まずこの屋根つきバス停、いわゆる施設といいますか、建物といいますか、そういったものを数年前検討をしたということは答弁いたしましたけども、活用の前に、その屋根つきのバス停のスペース確保ができなかったというのがございます。ですので、そういうスペースがあって屋根つきのバス停ができる、それも、確かに子供、高齢者、様々考慮いたしますと望ましいわけでもありますけども、現状としては、検討の結果、役場の今近くにございますけども、1か所しか設置をできなかったというのがまずありますので、この活用以前にそういった事情があるということをお答えさせていただきます。

○8番（山下香織君）

ありがとうございます。また検討してくださるとありがたいです。保護者の方々からもお願い

がありましたので、よろしくお願いします。

続いて4番、コロナワクチン接種についてなのですが、高原町では担当課等に聞いてもらえたら説明をしてくださるということで、とてもありがたいんですが、厚生労働省の発表では、ワクチンが原因で接種後に後遺症が起きるという知見はありませんという見解が示されています。後遺症、副反応、副作用と、一般の私たちからしたら、なかなか違いが分かりません。一般的には、ワクチン後遺症とは、副反応とは全く別の、数日後、数か月後、もしくは数年後に起こり得るであろう健康被害について述べています。

mRNA型ワクチンはウイルスの表面のたんぱく質を解析して、mRNAというたんぱく質を作るための遺伝子情報を人工的に作ります。これはワクチンの定義から逸脱しており、本来なら遺伝子医薬品に分類されるべきものではないかとも言われています。そのmRNAを体内で分解されないように4種類の脂質で合成された脂質ナノ粒子で包み込み、注射することによって全身に広がります。このmRNAが取り込まれた細胞ではスパイクたんぱく質が大量に合成され、その後、細胞膜上に林立していきます。ここで、この細胞はスパイクたんぱく質を持っていると勘違いされ、免疫に攻撃されてしまいます。だから高熱が出たり、皮膚の炎症が起きたり、痛みが出たりします。これが数時間後、数日後から起こる健康被害です。副反応ではなく副作用です。

さらに、コロナウイルスではスパイクたんぱくが毒性を持っているということが分かっていますので、この毒性だけが効率よく大量に全身にばらまかれてしまいます。そして、このスパイクたんぱくが血管の内側を傷つけることによって細かい血栓が大量にでき、心筋炎や動脈乖離が生じます。さらにmRNAが全身のあちこちの細胞に取り込まれるため、細胞が攻撃され、様々な臓器で炎症が生じます。

また、脂質ナノ粒子は免疫を抑制する働きを持っていますので、短時間では問題ないですが、長期で考えるとウイルス性の疾患が発症します。今、带状疱疹が増えているのはこのためだと考えられ、さらにほかの免疫系、感染疾患が増えているのもこのためだと考えられています。

さらに、繰り返して接種することのリスクも分かっています。実は何回も注射をして何度も同じような炎症を繰り返していると、今度はこの炎症から体を守ろうという働きが生じて、悪い抗体が作られます。この抗体は強力にウイルスにくっつくのですが、免疫を誘導せずにくっつくだけなので、ウイルスを取り除くことができません。つまり、炎症が起きなくなります。さらに強力な抗体のため、よい抗体を押し除けてくっつくため、よい抗体が働かなく、感染してもなかなか治りにくくなります。さらにスパイクたんぱくとくっつく体内からこの塊を取り除けなくなり、塊も大きくなり血管を詰まらせてしまいます。なので、心筋梗塞、腎障害などが出てきます。これが数か月後に出てくる副作用です。

この状態でコロナウイルスに感染すると、炎症などの症状が出ないまま、ウイルスが全身に広がり、全身の機能不全となり、肺炎以外の死亡が増えています。シンガポールでは、ワクチン接種者の感染後90日以内の死亡が増えているという報告があります。

さて、このような健康被害が起こる中で、本町ではコロナワクチン接種後の体調不良等の相談はありましたでしょうか。

○健康課長（中村みどり君）

お答えいたします。

接種が始まってからこれまでの間、そのような相談は1件もございません。

以上です。

○8番（山下香織君）

高原町になかったことは、すごい安心しました。よかったです。

ですが、国は予防接種被害救済制度を定めています。厚生労働省によりますと、令和5年11月29日時点で申請受理件数は累計で9,522件、うち審議結果が判明した件数としては、認定が5,357件、否認が860件です。認定の内訳は、医療費・医療手当などが4,980件、死亡一時金または葬祭料が377件です。

宮崎県内では、高鍋町で新型コロナワクチン接種健康被害救済給付金として約4,500万円の補正予算が計上されておりました。実際に健康被害が起きた方がおられ、その対応をされたということが分かります。

本町でも、今後このような相談が寄せられることがあるかもしれませんが、その窓口がどこなのか、どうやって相談すればいいのかが全く周知されていないと感じますが、現時点で本町ではどこに相談すればいいのか教えてください。

○健康課長（中村みどり君）

お答えいたします。

相談窓口としましては、ほほえみ館にあります健康課健康推進係となっております。窓口に来ていただく、もしくは電話をしていただくというようなことで対応できるかと思います。

以上でございます。

○8番（山下香織君）

ありがとうございます。知らない方がまだまだ多いと思いますので、周知をよろしく願います。

そして、町民の皆様に、副反応のみならず、接種後の健康被害のリスクを周知して、町民の皆様が副反応のリスクを理解して、新型コロナワクチン接種だけでなく、いろいろなワクチン接種の選択を行えるように要望いたします。

続いて、5番、関係人口なのですが、私にもしもろマルシェに参加させていただいて、その後、個別にですけど、宮崎に遊びに行きます、宮崎を初めて知りましたという海外の方からも連絡をいただき、来年の旅行は宮崎に決めましたとか、高原町を初めて知りましたというお声をメールでいただいています。なんです、今の高原町に来ていただいたとき、足を止める場所や買物する場所、食事をする場所と、たくさんの反響がある割には、そういう足を止める場所が少ないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

この足を止める場所、例えば写真のスポットとか、そういうところも当たると思うんですけども、現在、まず1つ目といたしましては、これまでも自転車で町内を回ったときに写真を撮る場所はないかということで、まずパンフレットに写真スポット、こういうものを落としたものを見開きのもので作って、今、配布するようにいたしているところでございます。

また、先日等もありますSNS等におきましては、この情報発信におきまして、そういう場所、特に昨年度でございますけども、皆さんに協力していただいたのが、インスタで写真等を募集しまして、町内で撮った場所を募集しました。それをコンクールといいますか、みんなで審査しまして、それを春夏秋冬に分けてポスターにしております。これは、町内の訪れていただきたい場所、これって高原のどこにあるんだろうということ、下にQRコード等も入れながら寄っていただくような仕掛けを今のところしておりますので、そういうことでどんどん高原町の映えするようなスポット、そういうところ等をPRしていきたいと今は考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（山下香織君）

今、パンフレットを作成中ということでもいいんですかね。

私、1年前だったか、どこの定例会だったか、ちょっと忘れちゃったんですけど、宮崎空港から降りてすぐの高原町のパンフレットが更新されていなかった件で質問させていただいたんですけど、それが、閉店されているお店とかはシールで手作業で修正しているという段階で、今また新しいお店だったり、新しい映えスポットだったりとかができていたのであれば、空港から降りての、ちゃんとした、高原町のしっかりしたパンフレット等が新しくなっていないんじゃないかなと、まだなっていないような気がしたので、それは変える予定なんではないでしょうか。自分にもしもろマルシェで行ったときに、しっかりしたパンフレットを配れていなかったというのもあったので、ちゃんとした二つ折りではなくて、しっかりした、今作られていたようなものは再度作られるんでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

山下議員からお話がありましたパンフレットにつきましては、現在あるものについては、今のような修正で対応して一緒に配っているところでございます。

ただ、この前は、にしもろマルシェ等に行ったときに、実は宮崎といえば海というようなイメージが強くて、本町は山とか温泉、そういうイメージが全くなかったということ把握しておりますので、そういうものについて、ぱっと示せるようなのを作らなければいけないというのは課内でも議論が起こっております。

現在は、今作ってきたものがデータ、それぞればらばらになっておりましたので、そういうものを今データ化しまして、そちらを、例えば冊子にできるもの、あるいはチラシにできるもの、ツアーとして使えるもの、あるいは物産展の中に小さく袋の中に入れるようにするもの、そういうものに対応できるように今データの整理を行っております。

ただ、全てウェブパンフレットにいたしますと、高齢者の方々とかデジタル弱者の方々をそのまま何もしないようになりますので、そういうことも考えながら、例えば紙の媒体パンフレットも、とにかく予算、そしてターゲット、これを考えながらやっていきたいと思っておりますので、特に若い人、あるいはそういうものについてはウェブパンフレットでもいいんですけども、簡単にお買物のときに配れるようなものについては紙の媒体といいますか、そういうものに使えるように適宜情報を今整理しておりますので、それができ次第、具体的なものの作成に入りたいと思っております。

○8番（山下香織君）

今いろいろ考えてくださっているところなので、一つ一つまた新しい企画をされると思いますので大切にさせていただいて、その効果が町民にしっかり、何か最近違うねというようなものが分かるようにアピールしていただいて、そのアピール後の効果が町民に伝わって、人が増えたねとか、そういうところが来ていただくことで、またみんな理解度が変わってきてくれると思いますので、大切にさせていただいて、楽しみにしていますので、成功体験をたくさん積み上げてほしいと思います。

高原まつりだったりとかカーニバルとかも、町としては後援ということだと思んですけど、なかなか周知がうまくいっていないんじゃないかなというところもありまして、高原まつりにおいては物すごくいい花火だったというお声もいただくんですが、去年より足を運んでくださる人が少なかったのではないかと、お店を出されていた方からの意見とかもあったりして。ポスターを自分も見たんですけど、すごいいい祭りのポスターだったんですけど、町以外で見ることがあまりなかったというところで、これは役場が主催じゃないからあれなんですけど、

その面でも協力し合って、たかはるカーニバルだとか、そういうお祭りとか、そういうのも町外に向けてもどんどん周知していったほしいなと思うんですけど、どうでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

今ございましたとおり、日本発祥地まつりとまつり高原の件だと思っております。この件に関しましては、ここ3年ほど、会場等も適宜変えたり、あるいは開催のやり方をいろいろ検討したりして、非常に自公連の皆様とか、いろんな方々に対しまして、いろいろ御迷惑等もおかけしているところでございます。

ただ、このまつり高原は商工会が中心、発祥地まつりにつきましては町あるいは中学校が中心になってやっております。今言ったポスターとかそういうものについて、あるいは警察に対する申請、そういうもの等については一括して町のほうでやるようにというような感じで、分担をしてやっていくようにしております。今のところは周知についても町のほうでポスターを作成したりして、また新聞折り込み等もやっているわけでございますけれども、適宜こういうことを広く周知するためには、やはり連携が必要だと思っておりますので、今後も関係団体の皆さんと、いかに人を集めていくにはどうしたらいいかということを前向きに楽しんでいただけるように、町民の方も楽しんでいただいたり、来ていただける方が楽しんでいただけるようなことを中心に、一致団結して、祭りのほうは、これからまたさらにつくり上げていきたいと思っておりますので、努力してまいります。

○8番（山下香織君）

楽しいところに人は集まると思いますので、明るく楽しい、プラス、日本発祥地という格式ある高原町でもありますので、これからどんどんアピールしていったほしいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

これで山下議員の質問を終わります。

暫時休憩します。10分程度休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

次に、5番、末永充議員。

○5番（末永充君）

〔登壇〕

皆さん、こんにちは。質問通告に従い、今回、町長の政治姿勢について伺います。

町長は、町民の誰もが住み続けながら豊かさと幸せを実感できる町を目指す公約を掲げていらっしゃると思います。主な取組として、新型コロナウイルス感染症対策、農林畜産業、ふるさと納税の推進、商工業の振興と雇用の創出、観光振興、町民本位の町政運営、移住定住の推進、災害に強いまちづくり、子育て支援、少子化対策、健康づくりと地域医療の充実、高齢者支援、資源と魅力を生かした地域の活性化、地域交通の充実、教育環境の整備、公共施設の整備、以上の14項目を取り組んでおられると思います。

住民の暮らしやすさと幸福感を指標で数値化、可視化した調査によると、令和5年5月の調査結果などを参照に、高原町の住民幸福度から見た客観的外部指標から見ると、自己実現ができる環境の偏差値というのが99、自然の恵みが高く評価されているというのが偏差値60となっています。高原町の総合計画（令和4年度から7年度）の住民アンケートを見ると買物の不便さを訴える住民の声が最大となり、今後への期待としても日用品の買物場所の充実を訴える声が最も多いことが分かります。

ところが、基本方針としては、地域商社設立による物産・観光の推進を掲げられるのみにとどまっていると、NTTのデータ経営研究所のパートナーの報告を受けております。

このことから、観光客を呼び込むための施策も必要ですが、いわゆる地域住民の健康や幸福度を高めるための施策を展開するのが有効と考えられます。どう受け止められますか、伺います。

あとの質問については自席にて質問いたします。〔降壇〕

○町長（高妻経信君）〔登壇〕

ただいま末永議員より、私の政治姿勢についての御質問をいただいたところでございます。なお、公約も14項目についても触れていただいたところでございます。

ただいま議員からありましたように、私は、これまで就任以来、高原町民の誰もが住み続けながら豊かさと幸せを実感できる町を目指すとして、14項目の公約を掲げさせていただき、町政運営に当たっているところでございます。

その中で取り組んでまいりましたことは、主なものを挙げさせていただきますと、地域振興策として、地域商社の設立をはじめ、その地域商社によるふるさと納税の推進や農林畜産業、商工業の振興として雇用の創出、御池や皇子原公園などの観光施設整備により観光の振興、ICT教育の実践により教育環境の充実、子育て支援や少子化対策、健康づくりと地域医療の充実など、私の責務として町民の幸せ実現に向けまして公約の達成に取り組んできたところでございます。

先ほどの御質問にございました客観的外部指標、これはNTTデータが示した指標がありまして、私もそれを見させていただいたところでございます。これを見ますと24項目が挙げ

られておりまして、例えば医療・福祉、買物・飲食、子育て、雇用・所得、これらの項目について、それぞれの偏差値も示されているようでございます。私もこれを見させていただいて、これらの指標がバランスが取れて、また、偏差値が高いほど幸福度が高いというようなことを示しているということで、私も大変参考にさせていただいたところでございます。

高原町の指標を見てみますと、御質問にありましたように、自己実現ができる環境、自然の恵みのほか地域とのつながり、住宅環境などの偏差値が高くなっております。

一方、デジタル生活、移動・交通、遊び・娯楽などの指標が低くなっているというような結果になっているようでございます。

この地域幸福度指標を、現在、全国的に総合計画の策定などに自治体が多く活用されているというような、そういう自治体が増えてきているというようなことでございます。私の公約の基本でもございます町民の幸せ実現のために、この指標も活用できるのではないかなというようなことも考えたところでございます。

以上であります。

〔降壇〕

○5 番（末永充君）

壇上で質問いたしましたことは、総務経済常任委員会として去る8月の19日に行政調査を行ったときに、NTT研究所のアドバイザーによりアドバイスを受けました。そういうことで、次に質問させていただきますが、随時質問いたします。

まず、町長の任期中の公約についてですが、公約でやり残した公約があるんでしょうか。

○町長（高妻経信君）

私の公約14項目、達成度といいますか、私の自己評価といいますか、そういう御質問であろうというふうに受け取ったところでございます。

私は、後ほど、また触れさせていただきますけれども、この14項目を、先ほど申し上げましたように町民の幸せにつながるものということで、この達成に邁進をしたということでございますが、まだ達成半ばというものも2、3ございます。

挙げますと、これも後ほど申し上げますけれども、議会でも今回も御質問をいただいておりますけれども、公共施設の整備、こういったものの計画の見直し等も私が行っていかなければならないこと。それと町立病院の経営改善努力いたしておりますけれども、まだ、非常に厳しい状況がございますので、こういったものについてのさらなる経営改善、こういったことについてもまだまだ努力しなければならないかなと。

それと、全体的に産業面で見ますと、フリーウェイ工業団地などは企業立地が進んでおりますが、一方、農業で見えますと、今、資材高騰などもありまして、畜産をはじめ大変厳しい状況が続いているところでございます。これは国としてのそういった政策的なこともあるわけで

すけども、本町の農業として、まず、この畜産を支えていかなければならない。本町の3分の2を占める、いわゆる販売額の3分の2を占める畜産でございますので、町の経済に与える影響、こういったものを見ますと、まだまだこの支援策を強く講じていかなければならない。

私が、今、御質問でありました、まだやり残した公約というような御質問でございましたけども、今、達成に向けて努力しつつありますので、その辺で御理解いただければと思っております。

○5番（末永充君）

まだ途中ということですので、公約の中の、実は4項目について質問させていただきます。

まず、農林畜産業についてでございますが、農業においては、農業販売額の3分の2を占める畜産では後継者が育っており、経営の規模拡大も進んでおりますが、一方では和牛繁殖農家の減少が続いている状況です。本町の基幹産業である畜産業においては、飼料高騰による経営規模の縮小や廃業する人も出ている状況であります。畑地かんがい事業による高収益商品の開発も見えてきていない状況でもあります。今後、どのような対策を進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

農業、農林畜産業全般で私の考えを述べさせていただきますと、今の食料・農業基本法ですかね、この前改正されましたけども、この農畜産物価格の問題があるかどうかと。いわゆる生産の経費を価格になかなか転嫁できない、農家は苦しい、後継者が育っていかない、そういった流れがあるわけですけども、これは国の施策として、今後、価格転嫁ということを国も強く進めて、そしてまた消費者への理解、この辺も国がどんどん進めてほしいということでもあります。

その中で本町で見えますと、先ほど申し上げましたように畜産、特に肉用牛、繁殖肥育を見ても経営が厳しい状況でございまして、国、県、合わせまして町、JA等の支援がいつまで続けられるのかというのもございます。先ほどの末永議員の御質問がありましたように、畜産は後継者が多く育っておりますので、そういった若い畜産農家の方たちが希望を持って経営ができる、そのような本町の経済の中心でございますので、努力していかなければならないというように考えております。

それと、畑地かんがい事業の御質問がございました。現在、本町でも一部、既に給水可能となっている区域もございます。そういう地域におきましては、この畑かんの水を利用して、ショウガ、ハウレンソウなどの試験栽培を今実施をしております。この畑かんを利用できる農地では、かん水の実施で土壌の乾燥を防ぎ、収量、品質が確保できるというようなはっきりした効果も現れてきております。

また、西諸畑かん農業用水は、本町の水質で見えますと、シリカ、ケイ素でございますけども、あるいはカルシウムなどの肥料成分が多く含まれているというようなことも県が確認をいたしているようでございます。

このような畑かん事業の推進、本町としては、私もまだ整備が遅れているのではないかなと思っております。また、そういう中で、高収益作物の選定あるいは栽培については、まだ、なかなかそこまで至っていないというような状況もございますけども、畑かんの水を利用することで高品質、収量増が見込めますので、担い手が作業しやすいほ場整備、そしてまた、雨が降らない時期でも計画的に作付ができる、このような畑かん事業を引き続き推進をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○5番（末永充君）

関連事業で、県営事業としてはほ場の用水路、区画整備など農業基盤が整備されております。それは農業経営の安定を図るためでありますし、先ほど町長も言われたとおり、鹿児島の方ではハウレンソウ、ゴボウやショウガなど栽培は進められております。しかし、農協と普及センター等の協議しながらというか、昔はよく普及センターなどの技術支援といいますか、高収益商品の開発というか、取り組んでほしいわけなんですよ。取り組んでいると思うんですけども、本当に取り組んでいただきたいと思います。

次に、畜産業においてですが、西諸では若手後継者がいて輝いていると思います。第65回の宮崎県畜産共進会、これも非常にレベルが高い西諸地区での予選を勝ち抜いておりますし、今、高原町としても和牛繁殖農家へ、国に対して追加支援していく必要があると思います。首長として、私は意気込みを感じられないというような感じがするんですが、町長の判断をお願いしたいと思いますが、意気込みを私は感じられないというふうに捉えているんですが。

○町長（高妻経信君）

農業の中で、ただいまの御質問は畜産、肉用牛に対する御質問ということでよろしいですかね。先ほど、私のほうから答弁をさせていただきましたように、今、非常に経営が厳しくなっております。そこで、県、JA、そして私ども共通認識を持ちながら、この時期をどうやって乗り切るかと。しかしながら、今は経済的な支援しかやりようがないといいますか、そういった中で、やはり今の、例えば外国との関係、あるいは国として、今後農業をどういうふうに施策として展開をしていくかと、そういう大きな話になってくるであろうと思っております。

ですので、私としましては、先ほど申し上げましたように、若い畜産農家の方たちがそういう気持ちをつなげていていただきたいと。先ほど紹介のありました県の畜産共進会でも2部門で優等首席、そしてまたグランドチャンピオンも獲得しましたけども、いずれも若い、本町の

畜産の後継者でございます。そういう努力が本町の畜産農家皆さん方に力になるような、すばらしい成績だったと思っております。

私の意気込みということで、今、御質問がございましたけども、そこは本町の担当課、担当係、農家のそれぞれ面談等もしながら気持ちも支えるような細かいケアといいますか、そういったこともしながら寄り添って、今の時期は憂慮していかなければならないだろうというふうに考えております。

○5番（末永充君）

次に、②の健康づくりと地域医療についてお伺いいたします。

地域医療連携推進法人についてでございますが、小林、えびの市と高原町が公立病院での設立に向けて協議した地域医療連携推進法人について、各病院が抱える課題が大きく違うため、現段階では協議が中断されております。

総務省が取りまとめる公立病院決算を基に、自治体の補助を除いた医業収益から医業費用を差し引いて本業の収支分析すると、県内公立病院は全て経営悪化と新聞報道されました。今日の宮日の報道でも載っております。2017年度に比較すると高原町は3億8,000万円、46%増となっており、多額の公費投入は財政の逼迫につながっておりますということで、地域医療について、今後どのように行うのかお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

本町の医療で申し上げますと町立病院が、一つの、町としては中核を担っているだろうと。そのほかの医療機関もございます。そういった中で、ただいまの御質問にございましたように、全ての公立病院が、今、経営が厳しい時代となっております。しかしながら、この公立病院、新型コロナの時期もございましたけども、やはり公立病院として担わなくてはならない部分、それと新聞記事でもございましたけども、いわゆる不採算部門も担わざるを得ないような役割もあるということもあろうかと思えます。

しかしながら、病院それぞれは企業経営でございますので、当然ながらそういった経営努力はしていかなきゃならない。本町の町立病院につきましても、これまで議会で説明をさせていただいたとおりの状況でございます。今、病床数の減少など、経営努力は重ねておりますが、しかしながら、この先厳しい状況が続くであろうということは私も予測をいたしております。

そういった中で、さらなる経営努力はもちろんでございますけども、町民説明会でも申し上げましたように、いわゆる経営形態等の見直し等も見据えた中での運営と、そういう厳しい状況でございます。

しかしながら、先ほど言いましたように、町民が安心して暮らせる町には医療はどうしても必要であると認識はございますので、そういった中で、議会あるいは町民の皆様方の御意見等も

また賜りながら考えてまいりたいということでございます。

○5番（末永充君）

町長の答弁で分かるんですが、町長として、私は病院経営の病院長と、本当に本音を話した上で町長と病院長と協議しているのか、そういうのが私は見えないような感じがします。事務長は、恐らく事務長として院長と協議されているんでしょうけれども、そこにやはり何らかの隔たりがあるんじゃないかなと考えられるわけです。これは私の意見です。

次に、③の公共整備について伺いますが、老朽化の進む公共施設の整備計画もどのように進めていくのか、本当に方向性が全然分かりません。今後どのように進めていくのかお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

公共施設の整備につきまして、本議会でも、これまで多くの議員から御質問等も、あるいは御指摘もいただいておりますのでございます。

この公共施設につきましてですけども、本町の厳しい財政状況の中、施設の老朽化、そしてまた社会環境や町民要望の変化等の対応を踏まえ、安定した住民サービスが提供できるよう、総合的、長期的な視点を持って、将来に必要な施設機能の在り方について検討し、役場内部の公共施設等検討本部会議で基本方針の見直しに今はかかっているところでございます。今年度中に公のたてもの等整備検討委員会に基本方針の見直しについてお諮りしまして、方針の決定をいたしたいと考えております。

令和8年度に小中学校の統合も決定したこともありますので、そしてまた、ここ近年、全国的に地震等の自然災害も頻発しております。そういった緊急性も十分勘案しながら、この方針の決定をしてみたいと考えております。

○5番（末永充君）

今年度中、方針を決定するという事で安心しました。

続きまして、④ですけれども、災害に強いまちづくりについて質問させていただきますが、本町では、令和4年台風14号から2年ですね、国土交通省及び厚生労働省の復旧工事を行い、令和6年3月には災害復旧工事が終了して、宮崎県が災害関連緊急治山事業として、のり面保護工事については令和6年6月に水源地の周辺の工事が完了しました。

しかし、災害復旧というのは原形復旧です。元に戻すということでありますよね。いわゆる原形復旧ということで、管理道路及び浄水場に送る導水管が復旧されております。しかし、水源の建屋は被災しなかったんですよね、そのままです。この水源建屋を整備しないと、今後また、いかなる災害が起こるかも分かりません。町長としてどのような考え方で、この建屋、取り組

んでいくのかお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

高原町の水源地にございますこの水源の建屋でございますけども、台風14号で被災した際には、幸いこの建屋が残りましたところで助かったわけでありまして、しかしながら、この水源への土砂の流入、落ち葉等を防止しまして、そして水質汚染対策を目的に、この建屋は昭和61年に建設されておまして鉄骨造でございます。

御質問にありましたように、本町でも大雨、台風等による被害が続いておりますけども、近年では線状降水帯による豪雨が各地で発生をしているというようなこともございます。土砂災害に対する保全対策もこの水源において必要になってきているというように捉えておまして、しかしながら、この自然水源、いわゆる湧水を使っている関係上、非常に神経も使う水源でもございます。そういった中で、まずは地形、地質及び水脈等に十分な調査を行う必要があるのかというふうに考えております。このようなことによりまして、第1水源施設等の保全対策について検討を行っているところでございます。

また、この令和4年の台風14号の被災を受けまして、他の水源のボーリングも行いましたけども、ただ、残念ながら水質が飲料に適さないというような結果も出ました。また、このような新たな水源等も併せて検討していく必要があるというふうに捉えております。

○5番（末永充君）

水源の確保というのが非常に大事であると思いますね。再度、水源確保のために検討していただきたいと思います。

本町では、令和5年の台風6号に伴う、先ほど町長も言われたとおり線状降水帯による豪雨により、山林、のり面の崩壊などによる道路の大規模の災害が3件発生しています。現在も工事中であります。崩落面積が広大で、特殊な機械で高所のり面掘削工法にて復旧されています。今年度も去年も見たんですが、ロッククライミングマシーンという、今まで使ったことのない高所のり面掘削機械ですね、こういう機械を使って柳野・今房線ののり面工事に使用されています。これは土砂崩れ、被災地の災害復旧に使用されている機械で行われています。

いわゆる線状降水帯、いつ起こるか分からないような危機状況でありますね。毎年のように線状降水帯による豪雨が来るのではないかと、付近の住民は心配されております。

台風6号等による被害箇所というのが11か所ですよね。総額が約4億700万です。復旧工事に関しましては国庫負担金の手厚い国の補助を受けておりますが、一方では町の単独で実施している委託費も多くあります。これは、災害査定設計委託費の補助に係る補助金の対象範囲の拡大について、町長として、国に申請するべきではなかったのではないかなと思いますが、町長の回答を伺います。

○町長（高妻経信君）

台風6号の被災の中での災害査定の際の、いわゆる測量設計費の御質問でございました。——失礼しました。まず、この災害査定の申請に必要となります測量及び試験に要する費用につきましては、原則的に事業主体の負担というふうになってきております。

ただ、大規模災害などの場合には特例がございまして、補助の対象となる場合もあります。県に問合せをいたしましたところ、今回、御質問にございました件につきましては補助要件に該当しなかったというようなことがございまして、単独費での対応となりました。

しかしながら、本町のように財政基盤の脆弱な自治体にとって、高額な委託料、これが本町の財政に与える影響は大きいというようなことがございますので、補助要件の緩和や手続の簡素化など、国や県に対して要望書を提出いたしているところでございますけれども、今後も引き続き要望を続けてまいりたいと考えております。

以上であります。

○5番（末永充君）

高原町の技術職員が少なく、特殊災害については対応できる業者も少ないと、災害査定までの短い期間で、査定、設計の全ての業務を完了することは非常に困難であります。こういうことから、災害査定設計委託費補助に係る補助金の対象範囲の見直しについて、国のほう、国土交通省に申出するなり、町長自ら動かなければいけないのではないかと思います。どしどし、国、国土交通省に町長は動かないと、こういうのは、結局は災害査定をしている職員の非常に厳しい状況、そういうものは、よく、私は職員を見ていると分かります。苦勞しているなと思いますので、ぜひとも国に、国土交通省、申出をするなりしていただきたいと思います。

続きまして、（2）の町長の任期中での公約の評価についてお伺いいたします。

公約とは、公衆に対して政策などを約束することであり、政策の実行であります。実行されているものには、先ほども申されたとおりなんですが、ふるさと納税や、観光振興では皇子原公園の国道からの進入路、トイレ駐車場、民間との連携による観光客の誘致などが挙げられますが、しかし、やはり町民での幸せのために幸福度を高めるための施策が見えてきません。

任期中で公約の評価とした場合、町長のどの程度と考えていらっしゃるかと伺います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問にもございましたように、私は、この2期目におきまして、度々すみません、この幸せ実現構想ということを掲げまして、14の公約をお示しいたしているところでございます。その中で、ただいま、幸せのための幸福度を高めるというような、御質問がございましたけれども、私は、この14項目の公約を達成することが、私にとっては町民の幸せを実現していくことというふうに捉えているところでございます。

その中の主なものを私なりに振り返ってみたいというふうに考えますけども。

まず、新型コロナウイルス感染症対策は、私の2期目の第1に掲げた公約でございましたけども、本町でも一時は集団感染などが発生して、非常に町内が混乱をするというような状況もございました。医療機関も大変な御負担もいただいております。その中で、町民の皆様方には様々な行動制限なども含めワクチン接種、こういった感染症対策に御理解をいただけてきて、そしてまた、今、何とか平常を取り戻すことができたというのを町民の皆様方に感謝を申し上げたいと考えております。

農林畜産業でございますけども、これにつきましては、先ほどの質問にお答えいたしましたとおりでございます。本町の基幹産業を、さらなる推進を図ってまいりたいと考えます。

それと、商工業の振興、雇用の創出についてでございます。まず、フリーウェイ工業団地につきましては企業誘致が順調に進んできておりまして、雇用の確保が図られております。あと、この団地内では2区画を残すのみとなっておりますので、引き続き雇用の確保の場として誘致に努力していく必要があるというふうに捉えております。

次に、地域商社を設立いたしました。その中で、地域商社につきましてはこれまでの議会でも説明をさせていただいておりますように、ふるさと納税が順調に推移をしてきております。また、関係人口の呼び込み、あるいは特産品開発なども手がけまして成果を上げることができているというふうに考えております。また、国の地域活性化起業人を活用しまして、産業官民連携推進官を配置いたしまして、企業版関係人口づくり、あるいは企業版ふるさと納税の確保、様々な面から本町の資源活用に活躍をいただいております。

健康づくり、地域医療でございますけども、まず、本町の住民1人当たりの医療費というのは県内でも高いほうに位置しております。あと、ウェルネスシティ事業の推進のほか、各種検診の勧奨、こういったことにも継続していかなければならないと考えております。

また、町立病院につきましては、医業収益の増と医業費用の削減によりまして、今、経営改善に努力をいたしております。しかしながら、経営は依然として厳しい状況は続いておりますので、現在の運営形態、こういったことの変更も見据えた中で、さらなる経営努力が必要と考えます。

教育環境の整備でございますけども、令和8年度、施設分離型の小中一貫教育校の設置が決定をいたし、今、具体的な準備、検討が進められております。子供たちにとってよりよい教育環境を整えてまいりたい、その中で学校跡地の活用についても、地域の方の思い、こういったものも踏まえて話し合いを行いながら進めていきたいというふうに考えております。

次に、災害に強いまちづくりでございますけども、本町では自然災害が続いているというようなこともございます。まずはそういった中で、町民の中に、いわゆる自助、共助、こういった

面から地域の自主防災組織の強化を現在進めているところでございます。こういったことによりまして町民の災害意識を高め、今後起こるかもしれない災害に備えてまいります。

次に、観光振興でございますけれども、御池の整備を完了いたしました。御池で民間事業者も今活躍をいただいております、観光客の増が目に見えてきているところでございます。皇子原公園につきましては霧島山の登山拠点としての整備を、今後も積極的に進めるべきであろうと考えているところでございます。それとインバウンドへの対応、これは遅れている面もございますので、情報発信の方法あるいは看板とかパンフレット、こういった多言語化にも対応できるものも必要であろうというふうに考えます。

あと、質問がございました公共施設の整備につきましては、先ほどお答えをいたしましたとおりでございます。

それと、地域交通の充実でございますけれども、来年度からデマンドシステムを導入をするということで、今現在、その準備を進めておりまして、町民の、より利便性を高めてまいりたいと考えております。

ただいま、主な項目のみの答弁となりましたけれども、また、これから達成に努めていかなければならないものもございます。今後、後ほど御質問いただきますけれども、私としては、今の2期を全うするように努力してまいりたいと考えております。

○5番（末永充君）

それでは、（3）の町長の任期について伺います。

今後の考えはということで、自分の進退について決めていますか。次期町長選挙に出馬するのか伺います。

○町長（高妻経信君）

私の進退についてというような御質問であろうかというふうに受け取ったところでございます。結論を先に申し上げさせていただきます。私としては、令和7年10月14日に任期満了となります高原町長選挙には立候補しないということを決意をいたしました。高原町長に就任いたし、2期目の3年が今、経過をいたしましたけれども、これまで町民の負託に応えながら、町民の幸せを実現すべく町政運営に邁進をしてまいりました。残された10月余りの任期におきまして、諸課題の解決に向けて全身全霊で職責を全ういたしてまいります。

これをもって、私の次期町長選への不出馬の表明というふうにさせていただきます。

以上であります。

○5番（末永充君）

あと10か月余りありますね。14項目の公約が達成できるように、任期を全うしていただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

これで末永議員の質問を終わります。

次に、9番、陣圭介議員。

○9番（陣圭介君）

〔登壇〕

通告に従い、私からは大きく6項目、学校教育、税制改正、行政手続、行政不服審査、文書・情報管理、まちづくり事業について質問いたします。壇上からは、このうち学校教育に関し、現場の実態把握についての1項目のみを質問し、残りの項目については自席より質問いたします。

現場の実態把握について。

令和6年第3回定例会、9月9日の一般会計歳入歳出決算認定の総括質疑において、私から、中学校における特定の教科における授業の実態が不適切である可能性について触れました。その後、私から教育総務課長と対策監に面談を求め、どのような点が不適切であるかについて具体的に説明申し上げました。

その後、当該授業につき教育総務課のほうで実態調査を行っているとは承知しておりますが、その結果についてお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

陣議員からは大きく6つにわたります御質問を通告いただいております。ただいま壇上より質問がございました学校教育につきましては、教育長をもって答弁をいたさせます。よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○教育長（西田次良君）

〔登壇〕

陣議員の御質問にお答えいたします。

御質問にありました実態調査につきましては、まず、管理職である校長に授業の実態について聞き取りをいたしました。さらに、管理職の聞き取りの後、授業参観を実施し調査いたしました。

その結果、議員の御質問にあります不適切な授業実態の可能性があったというふうには認識いたしておりません。

以上でございます。

〔降壇〕

○9番（陣圭介君）

総括質疑の際に、当該授業について、ほとんど教科書を開くことなく、授業の初めに黒板に基本本文を板書してノートに書き出させているとの指摘をいたしましたけれども、教育総務課長及び対策監に対して面談で話したんですけれども、そういった基本本文を書き出させた後に、実態

的には教授に当たる行為を行っていないとの指摘であったと記憶しておりますけれども、実態はどうであったかお伺いしたいと思います。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

授業参観した結果、議員のおっしゃるような授業ばかりではないことを確認しております。基礎的、基本的な内容について習得させるために演習プリントを繰り返し解かせる場面や、生徒から発表を促すような場面のある授業がございました。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

そういった、私が指摘した実態ばかりではなかったということは、そういった実態のある授業があったということですか。

○教育長（西田次良君）

先ほど、教科書の基本文を書き写して黒板に書いて、それをノートに書き写すというような、その部分の授業はあったというふうに報告を聞いております。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

その後、私が話したのは、子供たちから聞いている話と教育委員会が把握している実態とが異なるので、実際の本当の内容というのを調べていただきたいということだったんですけども、授業参観された場合に、実際にそういう不適切な授業をされるとは到底思えないんですけども、こういった手法を取られたんですか。実際にその方の授業を見ていらっしゃる方っていらっしゃらないと思っているんですけども、こういった調査をされたんですか。

○教育長（西田次良君）

まず、ふだんの授業の参観に関しましては管理職が日常的にやっております。その管理職からの状況を聞いたことと、そして教育総務課からも授業を参観に行っております。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

子供たちに言わせると、ほとんど見に来ないとおっしゃっていますが、管理職の方々は。そうすると例えば、こういった頻度でされているんですか。

○教育長（西田次良君）

頻度に関しては把握しておりませんが、管理職は定期的に授業参観しているということでございます。

○9番（陣圭介君）

分かりました。

そしたら副教材の活用についての質問に移りますけども、進捗管理がほとんどなされておらず、全体として、ほぼ生徒の個人任せにしているとの指摘をしましたけれども、実態はどうであったかをお伺いします。

○教育長（西田次良君）

ワークブックなどの副教材につきましては授業内でも活用いたしますが、生徒が主体的に学習する教材として家庭学習や各種テスト対策、あるいは長期休業中の宿題として活用するものがありますので、議員の御質問にあるように進捗管理がなされていないという指摘には当たらないと認識しております。

以上です。

○9番（陣圭介君）

どのように確認されているんですか、進捗を。そのワークブックの進捗について、どのように確認されているか御存じですか。

○教育長（西田次良君）

ワークブックの使用の性格がそのような使用の仕方なので、常に全て進捗管理をするものではない部分もあるということでございます。

○9番（陣圭介君）

それでは、実態として、これまで教科書の使用の話をずっとされてきましたけれども、授業5割から7割でずっと言われていましたよね、教科書の使用について。そういった答弁は誤りはなかったんですか、調査の結果。

○教育長（西田次良君）

教科書の使用に関しましては、教科書及びそれに準拠した副教材、あるいはデジタル教科書等を使っているというふうなことを確認しております。

以上です。

○9番（陣圭介君）

教育総務課長、お伺いしますけれども、いろいろ、私と個人的に連絡されていますけど、教育長が言われている内容、私、教育総務課長から聞いている内容とちょっと違うと思うんですけど。

そういった実態調査をされた上で、私、先月ですけども、教育委員会を傍聴しましたけれども、そういった私が指摘したような授業がされていたかどうか分かりませんが、教育総務課長が、ある一部の部分について事実であったことを確認したというふうに、私におっしゃいましたけれども、その教育委員会の中で対策監が述べられた、そういう授業がなされたというの

であれば、そういう対策監が述べられた内容について、お伺いしたいと思うんですけれども。当該授業において、一部不適切な言動があったというような話をされていたと思うんですけれども、対策監が。

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。昼食のため、１時１０分まで休憩します。

午前 １ 時 ４ ９ 分 休憩

午後 １ 時 １ ０ 分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

○ 9 番（陣圭介君）

休憩前の質問を若干言い直します。

先月の教育委員会の定例会に、私は傍聴に行ったんですけれども、その際に、授業実態として不適切なものを確認できたというような話を教育委員会として公式な答えを教育委員の方にされていたのを確認しているので、一番最初に壇上で私が聞いた質問に対して、そういった実態がなかったという教育長の答弁が、教育委員会の定例会の内容と若干食い違いがあるかと感じているんですけれども、なぜですか。

○教育長（西田次良君）

定例会の内容ということではありますが、そのときの授業に関するものにつきましては、先ほど申し上げました、一部、そういう状況があったということであると認識しております。

もう一つ、そのときに生徒に対して不適切な発言があったというような内容について説明を申し上げましたが、その時点の状況が、それは直接、管理職に対して発言したことであるという報告を受けていることを説明をしております。生徒に対しての発言につきましては慎重に確認をするとともに、その指導に関しては管理職に委ねておりますというふうに回答しております。その後、管理職が慎重に調査した結果、生徒に対しての発言の事実は確認できなかったという報告を聞いております。

以上です。

○ 9 番（陣圭介君）

授業の実態について、今、一部、不適切な状態を確認したということだったんですけれども、教育委員会の定例会では、その背景、そうならざるを得なかった背景についても説明があったかというふうに考えているんですけれども、そこまで詳しく経緯についてはお伺いしませんが、過去にそういう状況が生まれた当時の教育委員会としての対応について、お伺いしたいと

思います。

○教育長（西田次良君）

まず、不適切だというふうには捉えておりませんが、そのような体制が起こった理由といたしましては、県内の教職員不足により、1人、正規の職員が欠員となっております。そこに、特別に加配されていた教員がいたのですが、その欠員を埋めるために、これまでとは違った立場で授業をするというようなことになったという経緯を説明したというふうに記憶しております。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

当然、教職員が不足したわけで、本来であれば加配というか補充をすべきであったという話かなと思うんですけども、足りなかったことに対して、教育委員会としては何もアクションを起こさなかったんですか。

○町長（高妻経信君）

議長に反問権の行使を要求いたしますので、よろしくお願いします。

今、午前中から陣議員の御質問、教育長がお受けいたしております。午前中の御質問の中に子供からの情報という言葉がございましたけども、この情報について、ちょっとお伺いしたいんですが、その情報を、子供を疑うとかではなくて、信憑性を疑うとかではなくて、陣議員が御質問で、言わば教育行政の議論をする場において、子供の情報に基づいた質問をされているわけですけども、これについてはどういうふうな見解をお持ちなのかお伺いしたいと。

○9番（陣圭介君）

9月の総括質疑の場でも、私、その話はしていると思うんですけど、一方的に子供の意見だけをうのみにするのめどうかというような考え方の下に、教育委員会として実態を正確に調査してはいかがですかというような、私言い方しているんで、それに基づいて多分調査されたんだと思うんですけど、子供が言うことは全て正しいというような言い方、表現というのはしていないと思いますけれども、よろしいですか、それで。

○町長（高妻経信君）

よく分かりました。ただ、こういう議会の場で、一般質問の場では、我々も真摯に答弁をさせていただいております。その情報、メールでどうこう、様々あるとは思いますが、陣議員が直接、御本人に確認をされた情報が基でのやり取りとかが、本来の姿であろうと考えます。

○9番（陣圭介君）

町長、今おっしゃっていますけど、私はそもそも実態がどうであったかというのを調査したのは、公式には教育委員会の定例会で実際に耳にして、教育委員さんに対する教育委員会として

の答弁として聞いたことを基にして、今回、通告を出しているんで、それでもおかしいですかね。

○町長（高妻経信君）

分かりました。ということは、こちらのほうも答弁をさせていただきますけども、それは陣議員が他の人間、いわゆる今回の場合は子供から得た情報という前提で答弁をさせていただくと。ですので、陣議員が自分で確認をもちろんされていると思うんですけども、我々としてはそういう情報の信憑性を含めて、慎重に今は答弁をさせていただいておりますので、そこは御理解いただかないと。よろしくお願いします。

○9番（陣圭介君）

そのあたりはよく分かっていて、一般的な教育の機会の提供ですね、町としての教育の機会の提供が、実際に適正に行われているかというところを全体として聞きたいので、そこはちょっと理解してください。

次の質問に移りますが、私、多分、先ほどの答弁をもらっていないと思うんですけど、当時の加配の対応、いかがでしたか。

○教育長（西田次良君）

先ほど、正規の職員が1人、県の配置がされなくて欠員になっていると申し上げました。そこに、特別加配でいた職員を充てております。そうすると、先ほどの特別加配の部分がないわけですが、ここは、まず学校がその職員がいるかどうかを探すことになりますが、これはずっと探しておりまして、教育委員会としても支援をいたしました。ただ、現在の、全国含めて、県の状況も同じなんですけど、非常に職員が不足しておりまして、そういう不足のところを埋めることがなかなかできない状況でございます。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

そのあたりも含めて、判例を含めて話していきますけど。憲法に関する話ですけど、普通教育における国家の支配ないし介入についての判例として、旭川学力テスト事件というのがあるんですけども、最高裁の見解によると、憲法第26条の規定は、その背景に、子供の教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、子供の学習をする権利に対応し、その充足を図り得る立場にある者の責務に属するものとして捉えられているという考え方があります、ということがあります。それから、憲法26条の規定からは子供に対する教育権能の帰属に関する結論、教育の内容を誰がいかにして決定すべきであるかというのは導けないということを判例は示していますけれども。

その一方で、学問の自由を保障した憲法第23条の規定から導かれる結論として、普通教育に

おける教授の自由については制約が存在するというを示しておりますけれども。この点については、9月定例会の総括質疑でも述べましたが、教師が生徒に対する相当な影響力、支配力を有しており、生徒の側には、いまだ教師の教授内容を批判する十分な能力が備わっておらず、教師を選択する余地もないことにより、教育の機会均等を図る上からも、全国的に一定の水準を確保すべき強い要請があるというところからきておまして、この憲法の考え方に基づいて、学校教育における教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○教育長（西田次良君）

様々な判例、そして法令等のお話をいただきましたが、それによると、教育は、全て国が何をするか、どうするかを決めるものではなくて、教員にも授業の際には裁量があると。授業の内容、目的は学習指導要領に示してありますが、実際、その示してある内容について、その内容のレベルであるとか、もしくは学習指導過程であるとかいうのは一定の裁量権があるというふうになっていると認識しております。

したがって、国の教育論というのは、要するに法あるいは学習指導要領、そういうものをきちんと守るということであって、そして現場においては教員に一定の裁量があるというふうに示されたというふうに認識をしております。

以上です。

○9番（陣圭介君）

今おっしゃっていただいた全国的に一定の水準を確保するというを目的とした学習指導要領ですけれども、これは学校においては法規としての性格を有しているということは以前から述べておりますけれども。

授業実態についてですけど、今おっしゃっていた学習指導要領に沿って一定の裁量があるという見解は、何を根拠にしておっしゃっていますか。

○教育長（西田次良君）

先ほど、幾つかの判例等を言われたと思いますが、あの判例の中でも、国の示す教育範囲と現場における裁量権は折衷案として示されておまして、それは判例でも一定の裁量があるというふうになるというふうに認識をしております。

○9番（陣圭介君）

先ほど、一番最初の質問に対する答弁で、一部、不適切な対応があったかという話も示唆されましたけれども、それに対して教育委員会として結論づけた対応策をお願いします。

○教育長（西田次良君）

教育委員会として結論づけた対応ということではありませんが、学校の授業の教育課程であるとか、現場の組織運営につきましては学校が決定をしまいらいますので、それにつきましては、

まず学校が主体となって、そして教員の教科構成、あるいは生徒の実態を考慮しながら方策を講じるものだというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

教育長の公立の小中学校、教育学校における一般的な教職員に対しての服務監督権限について認識されているのかなというのがちょっと疑問なんですけども。地方教育行政の組織及び運営に関する法律とか、あと、教育委員会の規定とかいろいろあると思うんですけども、そういったことを認識して、一時的にも学校に全部裁量で任せているようなふうにはしか受け取っていないんですけども。

これは9月の定例会の総括質疑でも述べたんですけど、もう一番最後の質問に行きますね。

教育長の姿勢についてお伺いしたいんですが、教育行政の最高責任者の立場にあって、学校現場の実態把握を早急に行う必要があるのではないかという、その当時の問いかけに対して、積極的な姿勢を見せていただかなかったような受け取り方をしているんですよ。それが発端となって、今回の一般質問であるとか、実際に調査に行っていたりとかいうところにつながっているわけですよ。だから、仮に、こういった疑問があるという、実態があるんじゃないかという問いかけがあったときに、少し教育行政に対して積極的な姿勢を見せていただきたいというのが思いとしてありまして、普通教育における一定の学力水準の確保について、教育委員からも委任された立場にある一番トップの重大な責任を負う立場、役職だというふうに受け止めていますけども、こういった感覚をお持ちでしょうか。

○教育長（西田次良君）

普通教育における一定の教育水準の確保につきましては、教育長として重要な責務だというふうに考えております。町としての教育課題は山積しておりますけども、学校現場と一体となって、学力向上に向けた取組を進めてまいりたいというふうに考えております。子供たち一人一人の確かな学力を身につける教育環境をしっかりと整えて、家庭や地域との連携も通じて、本町教育の質の向上、そして発展を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（陣圭介君）

今、家庭の話が出たので、これも質問を通告出しているんで、また質問戻りますけど、旭川学力テスト事件なんですけど、子供の教育は、子供の教育の結果に利害と関心を持つ関係者、親、教師、それから国または地方公共団体が子供の利益のために一致協力して行うべきものであって、関係者らがそれぞれの主張によって立つ憲法上の根拠に照らして各主張の妥当すべき範囲を画するのが、最も合理的な解釈態度であるという見解を示しておりますけれども、普通教育

における保護者の方との連携といいますか、考え方の意思疎通という部分について、どうしてお考えでしょうか。

○教育長（西田次良君）

家庭との連携におきましては、学校でも努力をしております。先ほど申し上げましたけども、学校の組織運営、特に授業に関しましては、その学校がそれぞれ生徒の実態を把握しながら、あるいは家庭との連携を取りながら進めているというふうに考えております。それぞれ、家庭との会合につきましてはPTA総会でありますとか、あるいは参観日でありますとか、そういうところで意見を聞く機会がありますし、また、学校においては三者面談等を開いて、そして保護者等の連携を取っているというふうに考えております。

以上です。

○9番（陣圭介君）

先ほども述べましたが、関係者は学校と親だけじゃないんですよ。自治体も入っているんで、自治体と学校と親という三者間でのそれぞれの立場に立って、妥当なところを、この普通教育によって見いだしていくのがいいんだというような書き方になっているんですけど、今の話を聞いていると、あくまでも学校と保護者との間での意思疎通だけにしか聞こえなかったんですけど、違いますか。

○教育長（西田次良君）

教育は、学校、家庭、そして地域が三者一体となって進めてまいりますし、それを町の教育委員会としては全体を俯瞰して、それぞれの学校の指導助言、支援にしていく役であるというふうに考えております。

○9番（陣圭介君）

ごめんなさいね、地方行政、教育行政の組織及び運営に関する法律における地方公共団体の立ち位置って、多分それじゃないと思いますよ。学校に対して、いわゆる教職員に対して、一般的に有する教育長の含む監督権限というのをつぶさに行使して、ちゃんと適切に学校教育が学習指導要領に沿って、憲法の本来持っている教育の機会の均等というか、そういった機会を与えていくべきものが本来の姿だと思っているんですけども、聞いていると、何か教育長だけ外れているように聞こえるんですけど、違いますか。

○教育長（西田次良君）

教育長だけ外れているというのがちょっと理解できないんですが。私としては、教育長として、学校教育、社会教育の推進をするよう、そういう役であるというふうに理解をしております。

○9番（陣圭介君）

分かりましたんで、この質問を終わりにします。

次、学校統合後のスクールバス運行について話しますけども、運行に係る財源につき、考え方をお示しいただきたいと思います。

○教育総務課長（田中博幸君）

スクールバスの現在の考え方についてお答えいたします。

現在、スクールバス運行については、バスを購入及びリースにて準備して、7台のスクールバスを運行する計画を有しております。バス購入については、要件に合致する場合、国の補助を活用する予定としております。リース分については、町単独予算による対応を計画しております。

現在の旭台方面のスクールバス運転業務については町内業者へ委託しており、町単独予算によるものです。7台運行の場合も同様に、町単独予算による運転業務委託を検討しております。以上でございます。

○9番（陣圭介君）

見積り、出ていますか。あればお示しいただきたいんですけど。

○教育総務課長（田中博幸君）

現在の大まかな見積りになりますので、御了解いただきたいと思います。バス購入費、1台当たりを900万円ほど見込んでおります。7台の運転委託料を2,100万程度見ております。バスは2台購入と現存のもの1台、3台を保有することになりまして、ほかの4台をリースというふうに考えております。こちらが年間4台で640万円ほどを見込んでおります。購入以外の年間の経費といたしましては2,700万程度になるのではというふうに見込んでおります。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

この運行に係る財源についてですけども、先般、Yahooニュースで出ていたんで紹介なんですけど、長野県の伊那市の高校で、生徒数が減少したり、あと燃料費や人件費の高騰でスクールバスの運行に係る収支が悪化したということを踏まえて、スクールバスのラッピングとか車体の後部に広告を掲載するなどして財源の確保に取り組み始めたとのことですけども、本町における実現可能性についてお伺いしたいと思います。

○教育総務課長（田中博幸君）

陣議員からの御提案につきましては、今後、先ほど申しましたリース料であったり、それから燃料費等の高騰等を考えますと、経費を下げるとの対応策であると考えております。ラッピングバス等、広告掲載については、今後、調査検討をする必要があると考えております。

以上であります。

○9 番（陣圭介君）

以上で、教育行政についての質問を終わります。

それから、2 番、税制改正に関してですけど、昨日、郡山議員の質問と大分かぶるんですけど、1 個だけ答弁をお願いします。

令和7年度の税制改正に関して、国では政党間協議の中で、いわゆる103万円の壁、それからトリガー条項の解除に関する検討がなされているようでありますけれども、被扶養者の基礎控除額の見直しについては、所得税と住民税の基礎控除額の引上げを分離して考える案が与党内で検討されるなど、いまだ明確でない部分もあります。

通常であれば、これらの税制改正については、国において地方の意見聴取などをじっくりと、もう少し時間をかけて行って実施していくべきものと考えておりますけど、報道によると、この通告書を出した時点では、早ければ、もう来年度から実現に至るものもあるとの報道になっておりましたけれども、そうなった場合、当然、住民に対する減税に係るメリットというもの極めて大きい反面、本町においても、住民税、地方交付税、それから地方揮発油税に係る減収につながることでありますけれども、本件については、全国知事会が国というか与党に対して配慮を求めるような動きというのも報道されておりますけれども、本町としての対応をお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

町としての動きという御質問でございました。町単独といいますか、県内の町村会としては、まだ具体的な要望には至っておりませんが、さきに開催されました全国町村会では、全国の町村会を挙げて、やはり恒久的な財源確保を国に要望すべきであるというような方向は出ております。恐らく近いうちに、そういった緊急要望等が町村会からも出されるというように考えております。

○9 番（陣圭介君）

ぜひ、要望していただきたいと思います。以上で、2 番の質問を終わります。

3 番、行政手続ですが、まず（1）審査基準等の規定についてお伺いしますが、本町の行政手続条例に規定されている審査基準、あと標準処理期間、処分基準の設定について、実務上、条例にのっとって適正になされているかについてお伺いしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

行政手続条例に規定されている審査基準、標準処理期間及び処分の基準の設定につきましては、総務課などに行政手続法のファイルが備え付けられているところであります。

以上です。

○9 番（陣圭介君）

行政手続法のファイルですか、行政手続条例の逐条とかじゃなくてですか。

○総務課長（末永恵治君）

各課において、許認可権限等の、いわゆる審査基準とか標準処理期間等の備えたファイルを備え付けているということでもあります。

○9番（陣圭介君）

行政手続法の第27条、28条及び第6章の意見公募手続等に関する規定なんですけども、本町の行政手続条例にないんですが、その理由についてお伺いしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

行政手続法の、まず第27条ですけど、これは不服申立ての制限ですけども、これは行政不服審査法にのっとって条例では規定できないというふうに捉えております。行政不服審査法では行政の許認可については、ほかに定めがあるもののほか、この法の定めによるという規定がありますので、ですから条例では規定できないと、制定できないというふうに考えております。

それと、第28条の不利益処分については、行政手続法で、この28条に対応するのが行政手続法の13条第1項第1号ハに規定されているものなんですけども、これは本町の条例には規定されていないというところで記述がないというところでもあります。

また、意見公募の手続でございますが、平成25年度に高原町パブリックコメント実施要綱を制定いたしておりますので、これで対応しているということでもあります。

○9番（陣圭介君）

分かりました。

そうすると、次の質問を聞こうと思っていたんですけど、行政手続法の第27条に関する規定が条例上ない理由を今おっしゃっていただいたんですけど、要するに法の制限があるので、一般概括主義というものををもって起用なしという考えでいいのかなと思いましたので、この質問は飛ばします。

次ですが、行政手続法の第36条の行政指導指針という文言なんですけど、ほかの市町においてもそうなんです、条例の第34条において、行政指導指針という言葉を使っていないんですよね。いわゆる定義に当たる部分をもう少しかみ砕いて説明したというような説明だったら分かるんですけど、その意図について、御承知でしたら教えてください。

○総務課長（末永恵治君）

行政手続法の第2条第8号ニにおいて、行政指導指針の用語の定義が、今、議員がおっしゃられた、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項というところをうたっておりますので、本町の条例では、それをうたっていないため、このような表記となっております。

○9番（陣圭介君）

先ほど、パブリックコメントの話をされましたけれども、審査基準、処分基準、行政指導指針についてパブリックコメントの対象となっているんですけども、今、お話を聞いたら要綱があるというお話で、条例じゃなくて要綱になる理由って分かりますか。付け加えて言いますと、なぜこの法においては、改めて章を設けて意見公募手続の章があるのに対して、条例で、何で要綱で済むのかという理由を知りたいんですけど。

○総務課長（末永恵治君）

行政手続法は平成5年に制定されております。そのときは、いわゆるパブリックコメントと言われるところはなかったというふうに認識しておりますけど、平成18年4月に意見公募手続がうたわれる法の改正がありました。そのときまでに要綱とか、いわゆる規則とかでする団体がありました。本町は、この要綱は25年に制定したわけですけども、要綱のほうが全国的に多い状況もございまして、他の自治体に倣って要綱で制定したということであります。

○9番（陣圭介君）

例規集ですと確認できなかったんで、今回聞いたんですけども、そのあたりを御理解ください。小林市はちなみにその要綱を、この行政手続条例とはまた別ですけど、要綱を例規集で公開しているんで、そのあたりを検討いただければと思います。

それから、実務上の話になるんですけど、行政手続条例の各条文上の文言の一つ一つの解釈、先ほど逐条解説の話をしましたけど、そういった一つ一つの文言の捉え方、例えば判例でもいいですけど、そういった事例を踏まえた文言の解釈についての解説のようなものがあるか否かについてお伺いしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

総務省の行政管理局からの「行政手続法事務取扱ガイドライン」というのが示されておりますので、これを参考にしているところであります。

以上です。

○9番（陣圭介君）

分かりました。

それでは、今度は処分時の理由の提示について話をお伺いしますが、行政手続条例の第8条及び第14条の規定なんですけども、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合と不利益処分をする場合の理由の提示について規定しているものですが、これらの規定の趣旨は、一般的に行政処分をする側の行政庁の判断の慎重と合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、処分された側、すなわち名宛て人に対して、その処分の理由を明確に知らせて不服の申立てに便宜を与えるという点が各種判例によって示されていますけれども。

したがって、理由付記については、いかなる法規を適用して当該申請が拒否されたのかという

ことを申請者において、それ自体から了知し得る程度のものである必要があると。それから、理由付記が不十分である場合は、たとえ結論に影響がないとしても、違法なものとして取消し等の対象にもなり得るということが過去の判例からも示されておりますけれども、この点につき、実務上、この理由の付記について十分に適正な解釈がなされて業務が行われているかについてお伺いしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

御質問にもありましたとおり、理由の提示を欠いた場合、処分の取消事由となり得ることが判例及び学説等で示されていることは承知しておりまして、条例第8条または第14条及び判例法理の内容を遵守することが重要であるというふうに認識しております。

以上です。

○9番（陣圭介君）

今、総務課の総括した見解だったと思うんですけど、そういったところを十分に各課が踏まえた上で、そういった実務に当たっているかというあたりをお伺いしたかったんですけども。

○総務課長（末永恵治君）

なかなか件数がないもので不慣れな部分もあるとは思いますが、こういうのを認識しなければならないというふうに考えております。

○9番（陣圭介君）

分かりました。行政手続に関しての質問を終わります。

4番の行政不服審査に関してですけど、まず、総括的な話なんですけど、行政不服審査の目的についてお伺いしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

行政不服審査法第1条で、「この法律は、行政庁の違法または不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」というふうに規定されております。

本町においては、町民の権利利益の救済に加え、町行政の適正運営を確保することが目的であるというふうに認識しております。

○9番（陣圭介君）

先ほどの理由付記の話とも関連すると思うんですけど、行政庁の判断の慎重と合理性を担保するということをもって理由付記が求められており、それに基づかないものであれば権利救済を求める手だてが準備されているということが目的の大きなところかと思うんですけども、過去の審査請求の件数についてお伺いしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

町長部局におきます過去の審査請求は、ないものと認識しております。過去においては無いものと認識しております。

○9番（陣圭介君）

理由付記の段階で審査請求できることは当然記載されているんですよね。審査請求できることの教示はされているんですよねという話。もう一回言います。処分の段階で、審査請求できる処分であることの教示は申請者に対してされていますよねという話（発言する者あり）いや、あらゆる処分について。

○総務課長（末永恵治君）

そのようにしております。

○9番（陣圭介君）

審査請求はゼロだったということなんで、審理手続の現状についてもちょっと確認のしようがないんですけど、仮に審査請求された場合に、手続の手順をされてから確認するようなことになりかねないのかなと思っているんですけど、いかがでしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

過去の審査請求において受理経験がないために、対応に不十分な側面はあるというふうに懸念しているところはあります。

○9番（陣圭介君）

手続の指針となるようなものの存在についてお伺いしたいと思いますけども、もしなければ、必要性についても言及いただきたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

平成28年4月の改正行政不服審査法の施行に伴いまして、これも平成28年2月に総務省行政管理局より都道府県、指定都市及び市区町村へ「行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル」が参考提供されております。

また、令和4年6月には、同省同局より「行政不服審査法事務取扱ガイドライン」も示されているところであり、それらを備え付けております。

○9番（陣圭介君）

要するに、手続に遅延が生じないためにそういったガイドラインをすぐ参照して、すぐ手続を円滑に進めていただけるような体制ができているかというところが問題だと思っているので、そういったところを検討というか考えていただきたいと思います。

それから、（2）の情報公開条例における適用除外規定ですけども、情報公開条例の第20条ですけども、審理員による審理手続の適用除外が規定されておりまして、この規定は、私の

想像ですけども、行政不服審査法の第3章に規定されている再調査の請求と同様に、処分をした行政庁自らに再考の機会を与え、速やかに裁決に至ることを意図したものと考えておりますけれども、適用除外の理由についてお伺いしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

適用除外の理由ですけども、迅速に結論を得るということを目的としたものというふうに認識しております。

○9番（陣圭介君）

分かりました。行政不服審査の質問を終わります。

今、3番、4番の質問に関連して次へ移っていくんですけど、文書・情報管理の現状の適正についてですけど、公文書管理について過去に2回、平成30年の9月と令和4年の6月に一般質問をしているんですけども、今回、行政手続と行政不服審査に関する質問をまとめるに当たって、公文書の作成とか管理とか、そういった重要性について考える機会となったんですが、現在、高原町は文書情報係がない状態でありますけれども、その適正についてお伺いしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

現在、そういった事務は総務課行政係で行っております。現在、今の行政係での対応も適正があるものと認識しております。

○9番（陣圭介君）

マンパワーとしてどうですか。

○総務課長（末永恵治君）

総務課行政係に限らずですけど、全ての課において行政の対応というか住民ニーズは複雑多様化しておりますので、こういった規模の小さい自治体につきましては、マンパワー不足は否めないと思っております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

項目3、4でお伺いしてきた内容に関連して、各条文上の文言解釈とか実務について、自治体によっては判例などに基づいて、条例の解釈運用基準などを設けているところもありまして、これによって行政庁の判断の慎重と合理性を担保していると考えております。

総体的に判断すると、住民の権利利益保護という観点がまず第一にあると思うんですけども、町においても、こういった各種例規、法律に基づかない町独自のものとかもあると思うんですけど、そういった例規の解釈などを検討して、法改正に対応したり、運用基準の作成などに当たる専門部署を設けて、適正な行政運営を努めていく必要があると考えますけども、町長の考

えをお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

ただいま総務課長が説明をしましたように、現状としては、行政係が御質問の内容にありましたような事務を担っているというのが、そういう現状でございます。

確かに、近年、様々な案件が増えてきているというような状況はございます。そういった中で、陣議員の御質問にありました、いわゆる法制執務、法令、条例など担う専門部署といいますか、職員、こういったものが当然必要になってきている時期かもしれないと感じております。

ただ、現状としては職員配置等の面から厳しいと。ですので、担当職員が様々な経験を積み、あるいは研修等を受けながら、今、事務に当たっているというようなことでございます。

質問にございましたように、住民の権利利益保護と、そういう観点から、あるいは事務処理の正確性、あるいは迅速性、こういったものも求められる職場でもございます。

ただ、現状は十分御理解をいただいて、職員が担いながら、適正に事務処理に努めてまいりたいと考えます。

○9番（陣圭介君）

法制に関わる職員の育成って、数年とかでできるレベルじゃないんですよね。もう10年、20年かけて、長期間にわたって育成していくべき立場の方だと思っているんで、ちょっと先を見越した対応を、本来はすべきなんじゃないのかなと個人的には考えております。

以上で、5番の質問を終わります。

最後は6番、まちづくり事業についてですが、各種団体の役割を踏まえた行政の立ち位置ですけど、通告どおり読みますが、町の全体的なまちづくりのうち、産業、観光等については、商工会、JA、観光協会、またはバックアップする地銀などの各種団体が基本的にその中心的役割を担うべきところ、行政としての立ち位置というか役割について、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

ちょっと、今日のいろんな質問に対する答弁聞いていると、本来であれば観光協会とか商工会などが担うべきかなと、中心的役割を果たすべきかなというようなところに、行政が前面に出てきてしまっている嫌いがあるのかなと。その必要は、私はないんじゃないかなと思うんですよ。

町長自身も過去に観光協会で勤務されて、観光行政の一翼を担っていらした時期があるかと思えますけれども、そういった経験を踏まえて、お考えをお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

まちづくりにおきます産業や観光分野における中心的な役割の考え方でございますけれども、ま

ず町の立ち位置というような御質問でございましたけども、陣議員の御質問にありましたような考え方もあろうかと思えます。この質問の中でございました本町での、それらの団体独自の、当然、役割もあろうかと思えます。そういった役割は十分、今、果たされているという認識をいたしております。

しかしながら、基本的なまちづくりの方向性などの旗振り役といいますか、そういうものはやはり行政が、まず担う必要があるというふうに認識をいたしております。行政が地域全体の調整的な役割を果たし、そして中心となって地域の総合的なビジョンを示し、そして各団体がそのビジョンに基づき活動をする、このことが地域全体のまちづくりに広く貢献ができるような団体になるのではないかなというふうに考えております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

多分、私の考えは各種団体ともある程度は一致していると思うんですけど、行政の立ち位置が、今おっしゃった旗振り役という、先頭に立っていく、積極的に先頭に立って、まちづくりの主人公みたいな感じで立っていくのって、私ちょっと違うと思っていて。例えばインフラ整備であるとか、各種団体との、いわゆる橋渡し役、影武者的にやっていくものが本来の行政の姿かなというふうに感じているんですよ。そこを各種団体と、人、それから金、物をつなげていくためのバックアップする立場であってほしいなという考え方を私は持っていて。じゃないと、団体から見ると、何で行政が前面に出てくるんだという考え方もきつとあると思うんですよ。

先般、事例述べますけど、11月の22日に商工会などの団体と町議会との意見交換会が開催されましたけれども、昨年と同じ意見が挙がったんですけど、商工会などが県の商工会連合会なんかとか、あと県の補助金なんかを利用して主体となって実施している事業がありつつも、町として、また単独で別の予算を設けて同様の事業をやっている事例が見られると。こういうものをちゃんと連携を取って一本化して、本来果たすべき役割を担う団体が主体的に実施していくべきではないかというような御指摘だったかと思うんですけども。

この意見については、当局も把握しているものと認識していますけれども、お考えをお伺いしたいと思えます。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。今、御質問にありました内容は事業承継の関係かなというふうな理解をいたし、答弁をさせていただきます。

確かに、商工会でも町内の商工業者の事業承継に取り組んでおられます。また一方、町でも地域商社と連携をしながら取り組んでいるというような現状がございます。確かに事業承継とい

う意味では同じでありますけども、やはり手法が異なっておりまして、ただ、これが一本化とか、あるいは商工会が下でやるとか、そういう方法も私は考えられると思っております。

例えば、商工会がこれを積極的に行っていただけるのであれば、当然、商工会にお任せしてもいいわけですが、ただ、先ほど申し上げましたように手法が違いますので、そこをどうすり合わせていくかということは、来年度、今予算の編成中でありまして、そういったことも含めて考えていかなければならないだろうと思います。

○9 番（陣圭介君）

以前、ちょっといつだったか覚えていないんですけど、各種団体に振り分ける補助金的な予算とかいうものの予算編成に当たって、各種団体からの意見聴取を、この事業に限って、町で予算化するからやってくださいというんじゃなくて、ある程度柔軟性を持たせて、これだけの予算を確保したので、どういう事業ができますかという提案を向こうからいただくというようなことを前に言ったことがあったのを記憶しています。だから、どうして一本化できないかという理由を向こうに伝えて、逆に事業の執行の仕方というのを向こうで考えていただくというやり方も、私は可能だと思っているんですけども。

要するに、各団体それぞれの役割というのが明確化されてあるものに対して、行政が本来果たしていくべき立ち位置、さっきから言っていますけれども、そういったものをしっかりと踏まえたというか、ちゃんと認識した上で、事業の執行、予算化、そういったものに当たっていただきたいなど。今、言った各団体との連携、観光、産業との連携とか、自治体間の連携もそうですけど、それに絡めて、次のお話、進めてまいりますけれども。

意見交換会で観光事業に関して、例えば霧島ジオパークなどの自治体間連携を生かして、町全体に観光客を誘致する取組を進めてほしいとの意見が上がったんですけども。私、議長代理で、5月の霧島ジオパーク推進連絡協議会に町長と共に参加させていただいたんですけども、当時は霧島市長のただならぬ意欲に頭が下がる思いで話を聞いていたんですけども、その際、町長から霧島市長に対して、霧島神宮を起点とした六社権現のお参りとか、その周辺地域に観光客を巡ってもらうなどの取組を進めていきたいというような話を、お互いに公の場でされたというのを私は記憶していて、すごく積極的だなという記憶が残っているんですけども。

要するに、そういった地域間連携を通して、行政はバックアップに回ると、そこに観光事業者とか各種関連団体とか、物を販売するんだったら事業者それぞれにもそういった連携の場に参加していただくような、そういった連携の機会というのをつくっていく。せっかく複数の自治体が一堂に集まるようなものなんで、そういった場に、地元でお金を稼げるような取組をバックアップしてあげたらどうかというような考え方で、そういった仕組みづくりについて必要性を感じるんですけど、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

今、陣議員の御質問にありましたように、非常にそういった形が私も理想的だなというふうに理解をいたしております。

この会議の中で、霧島神宮がちょうど国宝に指定をされたという直後の会議だったんでありますけども、そこで高原町と霧島市との観光的な連携の話も出まして、その後、霧島市の霧島温泉の組合、あるいは観光協会、商工会などと町が仲介をする形で、本町のほうからも温泉組合などが今、会議、接触を行いながら、隣の町同士ということで、霧島山を境に何らかの連携を進めていくということで、今、話合いが開始されているところであります。

○9番（陣圭介君）

最後、お願いになるんですけど、そういった機会がせっかくできつつあるんだったら、少しずつ連携を深めていただいて、せっかく取組を始めたんで、途中で没にならないように、行政として、そういう機会の創出に積極的に取り組んでいただくことを期待して、質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

これで陣議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

午後 2時11分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

次に、3番、福澤卓志議員。

○3番（福澤卓志君）

〔登壇〕

通告に従い、順次質問いたします。

初めに、町政運営全般として、本年は町制施行90周年を迎える節目となりました。令和6年度も残り約4か月、各種事業もおおむね終えつつあるかと思います。また、町長の任期も約1年を切りましたが、御自身が掲げてこられた公約の実行度合いも含め、本年度の振り返りと今後の町営運営の在り方について、現在の考えを伺います。

本町役場には子育て支援係があり、こども家庭庁の掲げるこどもまんなか社会の実現に向けて取り組まれていると思いますが、健康課にその所在があり、町民のみならず町外の方も私も一目では分かりづらい状態にあります。小林市、えびの市のようにこども課として単体化する考えがないか伺います。

鳥獣害対策の獣害駆除報奨金増額について、9月定例会に引き続き、お伺いします。

前回の答弁で報奨金の増額ができない理由として、3市町統一の金額を県に準じて取り決めているとのことでしたので、小林市、えびの市の各議員に協力を仰ぎ、担当課や一般質問などで増額に向けた働きかけをお願いし、3市町で協議が行いやすい状況となるよう努めております。両議員と話をしますと、駆除費が高額な県に遠征している方は結構いる、高齢化も問題だけど、防護柵だけでは限界といった話も伺ったところです。

そこで、本町における各鳥獣の駆除費用と年間の捕獲頭数、交付税措置額と報奨金の支払額を伺い、増額に向けて3市町で協議を行う考えがあるか伺います。

スマート捕獲等普及加速化事業活用については、前回の質問から導入に向けて検討されたか、導入に積極的であるか、次年度、予算化しているか伺います。

学校統廃合の高原小学校校舎については、校舎建設断念から改築に向けて予算化されましたが、その後の状況と準備期間が残り1年と迫っておりますが、校内不良箇所、体育教材備品やその他学習備品の状況、廃校予定学校の備品活用及び廃棄等の整理など、統合に向けた準備状況と併せて現状を伺います。

令和7年度入学生については、統廃合の話が出る前から徐々に町外の学校に入学する子供が増え、統合の話が出てから、より多くの児童生徒が町外に出ているのではないかと懸念しておりますが、令和7年度入学予定の児童生徒数と、町外または校区外申請の件数を伺います。

交通指導員については、以前、定員充足と報酬額の見直し、指導員の研修等について伺いましたが、統廃合を目の前にして、現在の担当エリア、例えば校区や配置場所の配置状況と交通指導員の全体数を伺い、報酬額の見直しがなされているのか、統廃合後の交通指導員の処遇についての考えなどを伺います。

廃校後の校舎活用については自席で行います。

交通安全等ヘルメット購入助成については、宮崎市がサイクルシティ宮崎プロジェクト事業として、今年の8月1日から来年の1月31日までで、購入者におよそ半額助成を行う取組をしております。本町でも、特に高校生はヘルメットを着用せず登校しております。高齢者を含め、町内自転車利用の方全てに対し、ヘルメット着用が当たり前であることの醸成として取り組めないか伺います。

その他の項目は自席で行い、壇上質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

福澤議員からは大きく4つの御質問をお受けしました。

なお、学校統合につきましては教育長をもって答弁をいたさせます。

初めに、町政運営の今年度の振り返りと次年度についてでございますが、先ほどの末永議員の御質問でもお答えいたしましたけども、これまで、私、就任以来、高原町民の誰もが住み続け

ながら豊かさと幸せを実感できる町を目指すとしまして、14項目の公約を掲げさせていただいたところでございます。

本年度についてでございますけども、町制施行90周年を迎えましたこともあり、4月の高原町総合畜産共進会開催を皮切りに、7月には2024たかはる・たちばな特産品コンテストを開催し、9月には第49回囲碁名人戦第2局を町内に誘致いたしました。また、10月には町制施行90周年記念式典やみんなで参加！学校区世代間交流大会など、これまで各種記念事業を実施しているところでございます。

このほか、本年度の施策といたしましては、地域商社によるふるさと納税の推進や農林畜産業、商工業の振興として雇用の創出、御池や皇子原公園などの観光施設整備によります観光の振興、ICT教育の実践によります教育環境の充実、子育て支援や少子化対策、健康づくりと地域医療の充実など、私の責務としまして、町民の幸せ実現に向けて、公約に基づき取り組んできたところでございます。

今任期中、残された課題解決に向けて、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

続きまして、町政運営の子ども課について答弁をさせていただきます。

本町では、令和5年度より子育て支援の充実を図るため、健康課に子育て支援係を設置いたしております。健康課に子育て支援係を設置していることが分かりづらいといった御意見ですが、母子保健や児童福祉、福祉団体との連携などから、現在の組織体制となっております。

確かに子ども課の設置は、子育て支援という観点から重要であるとは考えておりますが、町の全体的な業務や職員の定員管理等を踏まえながら、社会情勢や人口規模など、あるいは住民ニーズ等を考慮した上で、総合的な観点から判断すべきものであると考えております。

しかしながら、子育て支援部門が分かりづらいといった御意見があるということであれば、様々な場面で広報を行ってまいります。

以上であります。

続きまして、鳥獣害対策についてお答えいたします。

まず、最初の御質問でございました獣害駆除報奨金増額についての御質問でございます。

まず、現状でございますけども、駆除に対する補助金であります数字を申し上げたいと思います。報奨金の額であります。鹿、イノシシが1頭につき7,000円となっております。次に、タヌキ、アナグマが同じく2,000円となっております。サルが同じく1頭につき2万円でございます。次に、カラス類が1羽につき1,000円となっております。次に、ドバトが1羽につき400円です。ノウサギが1羽につき400円ということになっております。こ

れが、それぞれの補助単価でございます。

次に、年間の捕獲数でございますけれども、令和5年度の実績でございます。これも数字を申し上げます。イノシシが116頭、鹿が223頭です。タヌキが118頭であります。アナグマが101頭です。カラスが21羽です。ノウサギが7羽となっております。このほかに業務委託をいたしておりますけれども、この分の捕獲数を申し上げます。イノシシが16頭、シカが2頭、タヌキが6頭、アナグマが7頭、アオサギが4羽とそれぞれとなっております。

次に、交付税措置の御質問でございましたけれども、金額が302万7,000円でございます。報奨金でありますけれども、対象者20名となっております、金額が283万4,800円となっております。

御質問にございました報奨金の増額につきましては、今後、各市町において要望等を踏まえ、必要に応じ協議を実施してまいりたいというふうに考えております。

次の御質問でございましたスマート捕獲等普及加速化事業についてでございます。

この事業につきましては、複数のICT機器等を活用した被害対策の実証を行うモデル地区を整備し、そして優良事例を磨き上げるとともに、モデル地区が自らの取組を他地域へと横展開することで、ICTを活用した被害対策の普及を強力に推進することとして、令和7年度からの新規事業となるものであります。

当該事業に関しましては、本年10月に県を通じて事業実施の意向確認がございました。その中で、実証を行うモデル地区ということになりますと、事業主体が地域協議会となることなどの理由により、来年度の実施は難しいというふうに判断をいたしております。

しかしながら、有害鳥獣による被害軽減及び狩猟班の方々の負担軽減等を図るため、各種事業等の導入に向け検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

次の御質問でございました学校統廃合の中の交通指導員に関する御質問にお答えいたします。

まず、交通指導員の全体数でございますけれども、現在5名となっております。担当エリアの配置状況であります、並木地区の九州エス・エム・シー本社前の交差点、そして高原駅前の横断歩道付近交差点、そして高原町仲町交差点、そして後川内小学校前交差点、そして広原小学校前交差点の5か所、この5か所が担当エリアとなります。

報酬額の見直しについてでありますけれども、令和3年度に増額を行いまして、現在、年額8万円ということになっております。

学校統合後の交通指導員の処遇についての考え方ですが、広原地区や後川内地区などについては、スクールバスのバス停までの交差点等を交通指導を行っていただくなど、具体的なルートなどが決定した後に、交通指導員の方々の意見を踏まえて実施していく考えでございます。

以上であります。

次に、交通安全等についての御質問の中のヘルメット購入費助成でございます。お答えいたします。

御案内のとおり、地方自治法で、地方公共団体は、公益上必要がある場合、補助することができるというような規定もございます。ただいま御質問ございましたヘルメット購入助成につきましては、現段階ではこの公益性が低いと判断をいたしております。かつ、真に必要な事業に重点的に配分するというような方針もございますので、このヘルメット購入費助成につきましては予算化するというような考えはないところでございます。

以上であります。

〔降壇〕

○教育長（西田次良君）

〔登壇〕

私からは、学校統廃合について、2点お答えいたします。

まず、高原小学校校舎についてでございますが、学校統廃合に向けた準備につきましては、高原町小中一貫教育校準備委員会で進めているところでございます。

統廃合に向けて高原小学校の改修必要箇所につきましては、令和7年度に改修を行う予定でございますが、令和8年度以降も必要に応じて順次改修していく必要があると考えております。

また、備品等につきましては各学校において整理をしていただいておりますが、学校への備品移設等につきましては、令和8年度までに移設できるものと、そして令和8年度以降に新たな学校の教育体制に応じて、廃校となった学校から必要な備品等を移設する必要があると考えております。

以上でございます。

次に、令和7年度入学生についてでございますが、現時点では令和7年度の小学校入学予定者は47名でございます。また、中学校入学予定者は73名でございます。

令和6年11月末時点における令和7年度入学予定者の区域外申請についてであります。小学生入学者では町内の学校に対する申請が3件、町外の学校への申請はゼロ件であります。また、中学校入学者では申請がゼロ件でございます。

以上でございます。

〔降壇〕

○3番（福澤卓志君）

自席より、よろしくお願いいたします。

まず、令和6年度までの振り返りと今後の町政運営ということで、さきの議員に答弁をいただいておりますので、大方、理解をいたしておりますが。

しかしながら、任期あと残り1年ということと、今後、令和7年に向けて予算を編成中であるかと思っております。この1年間の思いというか、振り返りも含めて、町制90周年という節目を受

けて1年間を過ごされて、また新たな1年目を迎えるということを考えたときに、こういった思いを持たれて、今、取り組まれているか、あれば伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

新たな気持ちといいますか、なかなか答弁が難しいんですけど。やはり、まずは私としましては現在の任期中に、公約もそうですし、目の前の課題、これの解決に向かっていくというのがもちろん基本でありますし、そうしなくてはならないというふうに思っております。

ただ、7年度以降をどう捉えるかという御質問でございますけども、この学校統廃合が令和8年度ということでもう決定し、今その準備を進めておりますけども、やはり、これも人口減少、少子化というのが大きな要因であります。今後、この人口減少が歯止めがかからない状況の中で生産年齢人口の流出をいかに防ぐか、そして若い女性をどのように引き止め、そしてまた高原町に流入させるか。この人口減少対策、少子化対策というのが、これは高原町に限らず、やはり地方の自治体としては大きな課題であろうというふうに思います。高原町独自のそういった施策が必要になってくるだろうと思います。

それと自然災害についてでありますけども、本町、続けて大きな災害を受けておりますけども、町民の方々それぞれが、この災害に、個人、家庭、地域、どのように災害が起きた際に対応していくのかという、まずは、そこを、自主防災組織などの強化も含めて、そこは今後の災害に備えていかなければならない手段かなと思います。

それと産業の振興、これについては末永議員のほうからも御質問はございましたけども、やはり今農業が大変な時期になってきておりますので、この農業を、どう国として転換をしていくかということについては、私個人もそうでありますけども、町村会等でも話題になっていることですので、これは当然、強く国に求めていかなければ、地方の中山間地域の生き残りというのを考えれば、これは農業の振興は大きな命題であるというふうに思います。

それと産業の中で、商工業の振興の中でフリーウェイにつきましては——これも午前中の御質問で答弁させていただきましたけども、雇用が進んできておりますので、そこにどうやって若い人たちをUターンさせるか、こういったこともフリーウェイに融資しております企業との連携というか、そこら辺も私は進めるべきかなというように考えているところでございます。

それと、高原町は今年90周年を迎えたわけですけども、また今後、町民のそれぞれの気持ちというんでしょうかね、100周年に向けて、それぞれ町民一人一人が、子供を含めてですけど、この高原町を愛する気持ち、シビックプライド、そういったことをいかに、子供を含めて、植付け、醸成していくかということも、私は将来の高原町を考えたときに、これは非常に大事なことはないかなというふうに考えております。答弁にならないかもしれませんが、そのようなことを、今考えております。

○3番（福澤卓志君）

いろんな思いを込められて事業展開等されてこられたと思います。特に町政運営というのは1年では芽が出ないというか、長いスパンで物事を見ていかなければならないということもあるかと思います。

答えられたらで構わないんですけども、高原町の5年後、10年後、こうあってほしいという思いがあれば伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

5年後、10年後ということでもありますけども、先ほど答弁をさせていただいた、そういう気持ちも強いわけでもありますけども、そういった中で地方自治体を取り巻く社会情勢、これは本町も含めてでありますけども、大きな変革期を今後迎えておりますし、今もそうであろうと思います。やはり、この少子高齢化による人口減少、それと地球レベルでの環境問題、それと情報化、こういったものの進展など、そして町民の安心、安全な暮らしの確保等の課題の対応が求められるであろうと考えます。私も公約で掲げておりましたように、町民の幸せ度を上げていくということが、私の務めであろうというふうに考えますけども、そこにはまず、町民が将来にわたって住み続けたいという町にしていくことが責務であろうと認識いたしております。現在、公共施設等の整備、行財政改革、人口減少対策、産業の振興等、様々な課題があるところでございますけども、私としましては、5年後、10年後、そして町制100周年に向けた第6次高原町総合計画を基本にして、町民誰もが健康で生きがいを持って暮らしていける町を進めていってほしいと思います。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

ありがとうございます。残り1年となりますけども、今後の予算編成も含めて、より町長の未来に合致するような1年間、この予算のつけ方についても、ぜひ検討等お願いしたいと思っております。

では、子ども課について伺いますけども、今、単体化は行わない、行えないということでもありますけども、例えば表記名を変えとかということ、健康課ではあるんですけど、例えば子ども課兼健康課とか、リスクを伴わない、ただ、業務が分かりやすい文章というか、課であればありがたいなとは思うんですけども、これは検討いただきたいと思っております。

それでは、子供のことについて伺っていきたいと思います。先ほど、小学生の入学生の件を伺ったところでありますけども、本町における令和5年度の出生数と、分かればいいんですけども、令和6年度11月末までの出生数が分かれば伺いたいと思います。

○健康課長（中村みどり君）

お答えいたします。

議員の御質問では年度の出生数ということですが、統計上は年で出しておりますので、それで回答させていただきます。令和5年の出生数は31名、令和6年10月までの出生数は28名となっております。

以上でございます。

○3番（福澤卓志君）

令和5年の宮崎県全体で出生された数が6,500名ということを伺ったところです。この子供たちが10年後、または十五、六年後、県立学校等に入学するようなことを考えたときに、学校の規模であつたりとか、子供たちを受けている現状の状況が適正であるかということも含めて考えていかないといけないということを直近で、私自身聞いたところでありますけども。

本町も、今この31名、また、令和6年の10月までの現在で28名という出生数、この子供たちが上がっていく6年ないし7年後には小学校の規模というの、どの地区にどれだけの数があるかは見えてはありますけども、その子供たちを育てていくということを考えると、もう1クラスになっていくんだなということを、今、伺って、未来に思いをはせたところありますけども。

こういったことから前回も質問させていただきましたが、公立保育所の指定管理をお願いしているわけですが、その経営、運営について、今現状の考えがあれば伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

現在、この公立の保育所につきましては、令和8年度までは高原町社会福祉協議会による指定管理機関ということになっております。その後についてでございますけども、現在、建物の老朽化状況や各保育所の入所状況等を考慮しながら、今後の公募方法を含め、在り方そのものについても協議を行っているところでございます。

以上であります。

○3番（福澤卓志君）

後でまた、質問をさせていただきたいと思います。

それでは次に、鳥獣害対策に移りたいと思います。

先ほど、本町における獣害駆除の各費用であつたりとか、もろもろ伺ったところではありますけども、令和6年度鳥獣被害総合対策交付金は、宮崎県分は3億452万4,000円が国から交付されていて、本町もその分、幾らか分配を頂いているかと思います。こういった報奨額だけ、単純に20名283万4,800円を報奨金として支払っているということでもあります。

けども、これでは当然、20名で単純に頭割りしても生活は年間で成り立たない。ですので、駆除に対して相当な思いであったりとか、協力体制がないと駆除できないわけです。

とはいえ、もう本当に数億円近い被害状況に遭う農作物、これを何とかしないといけないということを考えたときに、他県に遠征しているような状況がもしあるのであれば、それはぜひ本町で御活躍いただくような形での何らかの対応というのが必要であると思いますし、2市1町で協議が必要であるのであれば、速やかに行うべき内容であると考えます。

こういったことも含めて駆除に対する負担が多いのであれば、やっぱりスマート捕獲等普及事業、モデル地区ということでモデル化するのが大変だということであれば、県に支給されている幾らかの交付金の額を多く頂くような形ででも機器機材の購入に充てるとか、負担軽減に向けて取り組む、その土壌、また、モデル地区に名を挙げるぐらい、今後、対策を強化していくといった方向性も必要であるかと考えますが、この狩猟メンバーと協議する機会、前回の質問からあったかどうかを、まず伺いたいと思います。

○農政林務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

狩猟班の方々との意見交換会につきましては、全員となりますと難しいところがございます。そういったことから、機会あるごとに個別に行っているところであります。例えば、有害鳥獣による被害や出没状況など、お互いに知り得る情報を共有し、また、捕獲対策に関し意見を出し合うなど取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○3番（福澤卓志君）

国の農林水産省のホームページを見ますと、各種鳥獣被害の現状と対策ということで、様々なトピックで紹介事例なんかたくさんあります。また、こういったスマート機器なんかの導入の現状、また、そういった機器の性能等も紹介しているところがありますので、こういったのも情報活用していただきながら、必要に応じて捕獲に関する、また、駆除に関する負担軽減や活動しやすい実動的な部分でバックアップなんかも引き続きお願いしたいと思っております。

北海道猟友会のハンターのヒグマの駆除、要請拒否せずというニュースが流れて住宅街に被害が及んでいるという状況、これに対して猟銃を向けることすら難しいという状況で、本町でも住宅のほうに被害が及ばないことを切に願って本質問をしています。

また、駆除に当たる方々が高齢とはいえ駆除するという負担をできる限り軽減しながら、効率よく、そして農家さんであったり様々な方の生活が安定できるような、鳥獣の被害が及ばないような状況を今後も模索していただきながら、ぜひ報奨額については増額を、各種事業については能率よく、国の補助金を使って導入のほうを進めていっていただきたいと思います。

最後になりますけども、9月定例会のユーチューブのコメントが2つついておりまして、そのうち1件は、私が質問したユーチューブの内容で、鳥獣害に関する質問というかコメントがついておりました。こういったことから関心の高さが見受けられました。農家の声なき声を聞いていただきながら、住宅に現れないように対策を強化してほしいというふうに切に願って、鳥獣害対策については終わりたいと思います。

次に、学校統廃合に移ってまいります。

壇上の質問で答弁いただきました。現在、準備委員会で検討して、令和7年に改修を行い、そして令和8年に各種必要な備品等の整頓並びに廃校後の持ち出しというふうな形で流れは理解できたところではありますけども、子供をいざ預けるということになったときに、あの校舎はちょっと老朽化しているよねと、子供を預けるのに不安だよなという声がありまして、例えば窓枠が古かったり、重かったり、私たちも見に行かせていただきましたけども、塗布されているところが剥げていたりとか、いろいろ散見されたんですけども、こういったのも含めて、今いる子たちが、やはり快適に過ごせるのが一番なんですけども、8年に向けて取組状況、現状どれぐらいの予算規模になるのか、ある程度分かっていたら伺いたいと思います。

○教育総務課長（田中博幸君）

お答えいたします。

今、ちょっとお話にもありました高原小学校の窓枠なんですけれども、そちらについてはさびついて開かない部分もあります。それにつきましては令和7年度に高原小学校の改修を予定しておりますので、窓についても必要な部分については改修をする予定としております。

また、現時点での改修予定箇所についてはたくさんあるんですけども、主なものとしては教職員のトイレ、今は1つなんですけれども、それぞれ男女を分けるということ、そして和式のものは洋式に替えていくということです。それは児童のトイレについても洋式に替えていくというところであります。職員室についても、当然狭くなってきますので広げるということで、廊下部分を職員室に取り込むような改築も行っておりまして、普通教室の床の改修であったり、それから生徒の背面ロッカーのほうを新設する工事、そういったものを予定しております。あとは、放送室があるんですけども、そちらがちょっと広いものですから、そこを女性更衣室に変えるといったところ。それから、資料室という部屋があるんですけども、こちらに教育相談の部屋を2か所設けるというようなところも改修として見込んでおります。

現時点の概算の工事費なんですけれども、工事費等も上がってきておりますけれども、7,300万、400万というところを見込んでいます。

以上であります。

○3番（福澤卓志君）

基金では到底足りないなというところで。今、各学校で閉校準備委員会なんかに、予算をもう少し上げてほしいという要望もたくさんあるわけですが、そういったことも検討していくと、今後の準備に対しても、当然のことですけれども、快適に子供たちが授業を学び、すくすくと育てていただくためには万全な状況で行っていただきたいと思います。当然、基金だけでなく、校舎建設を断念しましたので、その当てにしていたものも含めて、そちらにぜひ充当していただきながら環境等の改善を行っていただきたいんですけれども。

やはり、子供たちもちろんそうなんですが、働かれる職員、教職員の先生方にも御意見を頂戴して、例えば黒板をホワイトボードに替えるとか、教師が使いやすい状況を行うことで、子供たちが学習の充実感を得られるんじゃないかというふうに思いますけれども、教職員との——校長先生だけでなく、現場の、特に担任の先生とか担当されている先生方とのこういう意見交換みたいなのをされたかどうか伺いたいと思います。

○教育総務課長（田中博幸君）

昨年11月に高原小の施設改修に関する意見ということで、学校のほうから、それぞれ意見集約を図っていただいて、この箇所がというペーパーを頂いているところであります。そのようなところをお伺いしながら改修箇所を決定したところであります。

以上であります。

○3番（福澤卓志君）

1か所行くと、もう1か所という形になることも考えられますけれども、これこそ年次計画でも構いませんので、しっかりと確実に子供たちを受け入れられる環境へと変わっていくように改修等を進めていっていただきたいというふうに思っております。

それでは、7年度入学生について、先ほど伺ったところですが、令和7年は小学校で47名、中学校で73名ということでありますけれども、もう、あと残り1年なので、どうしても高原小学校になるんだったら高原小学校に行かせたいんだだけという保護者の声もあるんじゃないかというふうに思っています。考え方次第では、最後の1年、最後の入学生、最後のこの校舎を使うということで、例えば、お一人であっても、お二人であっても、少なくともこの学校で学びたいという子もいるんでしょうけれども、とはいえ高原小学校のほうに学びたいんだという声がある場合、今もあるのかもしれないと思って伺っているんですけれども、受け入れる体制にあるのか、そういったお声があるのかを伺いたいと思います。現状を把握していればお願いします。

○教育総務課長（田中博幸君）

現在そのような話、相談が保護者のほうから数件届いているところでありまして、個別に対応、お話を伺っているところであります。

なお、区域外への就学につきましては、許可基準として住居異動に伴うもの、地理的事由によるもの、家庭環境によるもの、教育的配慮によるもの、学校独自の活動によるものなどとしておりますので、こういったところに該当するかどうか、そのあたりを含めながら対応しているところであります。

以上であります。

○3番（福澤卓志君）

こちら辺が懸念でありまして、1年間よその学校にいて、急に統合したからってなると、もう仲間ができちゃっていて、小学1年生に関して話をすると、2年生に上がるタイミングで統合する、もう仲間ができていて、なかなか輪に入りにくいということもあるでしょうし、ある程度成熟していけば、そういう限りではないんでしょうけども、気の優しい子たちが、激しい子というと失礼になるんですけども、元気なやんちゃな子たちとなかなか折り合いがつかないということ、これは各小学校から中学校に上がったときにいろいろ話があることではあるんですけども。そういった子たちを考えたときに、親の思い、親としては多くの子供たちの中で、1日でも1年でも早く学ばせたいという方があれば、そういうふうな受入れ体制もあっていいのかなというふうには思っております。

もう事実上、校区という校区はなくなっていくしますので、この1年間というところをどう考えるか。親の思い、子供の思いを酌み取って、この点についても、この校区だからここに行ってくださいというような強い姿勢ではなく、柔軟な対応のほうを、それこそお願いしたいというふうに思って質問をいたします。この点は要望しておきます。

それでは、統廃合後の活用についてに参りますが、現在、統廃合後の校舎活用についてのアンケート調査、現在も募集中であるというふうに伺っておりますし、私もGoogleホームのほうでお答えしたところはあるんですけども、現状どういような御意見を伺っているか、集まっている分で構いませんので伺いたいと思います。

○総合政策課長（横田秀二君）

お答えします。

学校跡地の活用に関するアンケートにつきましては、11月に閉校となる地域にお住まいの方1,208世帯と保護者72世帯を対象としまして、12月13日を回答期限としまして実施いたしております。

現在まで寄せられました活用の御意見といたしましては、学童保育や公立保育園の移転、カフェや日用品を取り扱うお店、幅広い世代が気軽に活用できる地域コミュニティ拠点としての活用、合宿所や宿泊施設としての活用や、民間企業への売却や賃貸、老朽化している校舎の解体と、様々な御意見をいただいているところでございます。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

様々な御意見を伺っていて、いろんなバラエティーに富んでいるかと思いますが、今後13日までということで期間がありますので、より多くの方にアンケートに御協力いただきながら、よりよい校舎の利活用になっていけばいいなというふうな思いではあります。

現在、廃校後の校舎活用に関する方向性をめぐる、もう実質1年なんですけども、中核をどこに置かれているのか。先ほどもアンケートもありましたけども、有償とか無償に限らず、使途についての協議、現在どこまで進んでいるかをお願いしたいと思います。

○総合政策課長（横田秀二君）

お答えします。

学校跡地の活用に関する方針等につきましては、現段階では令和7年度設置予定としております。地域ごとの仮称ですけれども、学校跡地利活用検討委員会のような協議体を設置いたしまして、協議しまして、公のたてもの等整備検討委員会にお諮りし、決定していきたいと考えております。

その協議につきましては、現在実施しております学校跡地のアンケート調査や、この間、後川内でワークショップをさせていただいておりますけども、そこなど、地域の意向を踏まえまして協議いたしていくこととしております。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

現在、閉校準備委員会で各地区、各学校で取り組んでおられる状況もオブザーブで行ったり、ちょっと参加してみたりというところで、なかなか御意見という御意見がまとまらないであつたりとか、一方的に偏ってしまうというような感じも見受けられる中で、この閉校後の活用に関する各地区の協議体の運営、いかがなものかなというふうに思っています。もっと他の自治体の事例ですね、統合後の活用について活動された、そういったのも含めて、その地区が担うべきものなのか、負担感を強いるものなのか、ちょっと今後協議が必要だとは思いますが、もう残り1年になってしまいましたので、できる限り加速度的にやっていかないといけない検討事項ではあると思いますが。

先ほど紹介いただいた後川内のワークショップについて、どういった内容でどういう展開がなされたか、これをちょっと参考にしたいと思いますので、伺いたいと思います。

○総合政策課長（横田秀二君）

現在、地区の困り事とか、将来どうしていきたいかということ課題の共有ということをしていただきまして、その後、その問題に対してどう取り組んでいけるかということ、県の事業

を活用しながら進めさせていただきまして、請け負っている事業者さんが、全国にいろんな事例があるものですから、それを参考として、地域の問題の解決について、今、話し合いを進めている状況でございます。

いずれは、何らかの解決するための地域住民の組織であるとか、そういったもので、その問題に対して取り組んでいければなと考えております。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

懸念しているのが高齢化で、どうしてもそこに関わる人たちの負担感というのが大きくなるんじゃないかという懸念ですね。その直近はよかったとしても、2年、5年、10年となったときの年数のまたぎを考えたら、どうなのかなというふうにあります。

今回、このアンケート調査ありますので、そういったのも参考にしながら、今後どうしていくのかということに関して、ある程度は地域課題として取り組んでいくということで理解をいたしました。この進め方については、とにかく加速度的に、もうあと残り僅かですので、引き続きお願いしたいと思います。

廃校後、利用されていない校舎維持は年間200万というふうに見積りがされています。もっとかかるのだろーとは思いますが、この閉校と同時に活用されることが理想ではあると思いますので、その名称であったり、いろいろもろもろ準備を考えたときには、このアンケートも含めて有効に活用していただきたいと思います。

先ほど、子供の支援というところで公立保育所の件について触れたわけですが、そのアンケートの中にもありました、保育所として活用してはどうかと、これもいい案だと私は思っております。もう老朽化しておりますし、3つの園が、今後、生まれた子供が少ない中で、その子たちを受け入れようとしたときに、今いる各保育所と分かれていったときに、もしかするとなくなっていくのかなというような、ちょっと何ともいえない状況ではありますけども。この校舎の利用についても、保育所として、例えば1階フロアは全部使わせてくれといったことを先に打ち出すということもあるかとは思いますが、こういった利用についての考え方があるか、保育所についての利用として考えているかどうか伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

廃校を保育所として活用できないかという御質問でありました。

先ほどの御質問でお答えしましたように、令和8年度までが社会福祉協議会の指定管理業務となっております。ですので、それからしますと、手続上、また指定管理業務ということになりますと、様々な検討、公募期間というのを考えますと、来年度中にそういったことを進めていかなければならないというスケジュールになります。

そこで、狭野小学校、広原、後川内、それで小学校、今、保育所もそれぞれあるわけですが、この校舎をそのまま保育所として使えるかということは、当然検討いたしたところでございます。そこで、いわゆる保育施設として、あるいは小学校の校舎、それぞれ施設の、基準といたしますか、あるようであります。そこで乳幼児等もいるわけですが、その体格差、それですけれども、そういったことから考えますと、そのまま使えるということは不可能であろうというふうに捉えております。そういったことも含めまして、様々な、当然改修も必要になってくるだろうと思いますし、あるいは校庭を含めた施設が広過ぎるのではないかなという意見もあるようでございます。そういったことが保育所の負担にもつながるというような見方もあるようでございます。

このようなこともありまして、現在のところではございますけれども、学校の校舎を保育所としてそのまま利用するというのは困難であるというふうに捉えてはおります。

しかしながら、今後、指定管理業務をどのような形になっていくのか、今ちょっと出ましたけれども、3件とも引き継いでいくのか、あるいはそうでないのか、様々な面から、これは検討をしていくということになろうかと思えます。

○3番（福澤卓志君）

私は、もう積極的に校舎の利活用として、保育所として転用していくというのは、いい案だと思っております。そのアンケートにも出てきているように。ですので、そういった形で前向きに検討いただきたいなというふうには思っております。今後1年間を注視したいと思えます。

また、スポーツ合宿の件が出ましたので、各種武道とか各種競技が、本町でもスポーツ少年団を含めて活発化しておりますので、こういった合宿所としての活用というのも期待されるなというふうに思ったところです。

この競技団体、大会等、今活発に行っているのです、その支援もぜひ強化していただきたいなというふうな思いもありますけれども、会場の困り事、会場をどう使うかとか、そういったこともありますので、そういったところにも活用できるようにお願いしたいと思っております。

では、交通指導員についてに参ります。

現在5名、定数は10名だったと記憶していますけれども、現在5名で各地区を、各担当を回っていただいていると。令和3年に増額をいただいておりますということでもありますけれども、交通指導員の稼働実績、現在把握されているかを伺いたいと思っています。その稼働状況ですね、毎日立たれているような方も見受けられますけれども、週に1回の方もいるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、こういった御依頼をされて運用されているか、伺いたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

交通指導員につきましては、原則、毎週月曜日、金曜日に街頭指導を行っていただくようお願いしております。また、このほかにも町内の各種イベント等においても御活躍いただいております、年間約100日程度の実績であります。

今、議員が申されました、毎日、街頭指導へ立っていらっしゃる方の件ですけれども、指導員になる以前から、街頭指導をほぼ毎日行っている方もいらっしゃる、その経緯もあって、現在でも、先ほど申しました月曜日、金曜日にかかわらず、交通指導を自発的に実施していただいております。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

後川内、広原に関しては、もうあと1年になるわけですが、統合後、スクールバスの、これが出るまでの間をお願いするようなお話も答弁いただいたところではありますけれども、令和8年3月で任が解かれるのか、エリアによっては今後も引き続き行っていくのか。この点、ちょっと現状を、考えがあれば伺いたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

先ほどの答弁と重複いたしますけれども、登校時の見守り活動だけでなく、イベント等でも活動、御尽力いただいております。統合後においても、引き続き交通指導で御活躍いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

高原小学校を現在登校している子たちのエリアで、ここも必要なんじゃないかというところが、見守りの場所としてほしいといった要望とか必要だということがあったら、現在5名をお願いしているかもしれませんが、増やしていただくとか、統合後は広原と後川内の方がそちらに遠征していただくとか、また、もうほかの人に代わってほしいといった声があれば、そういった新しい方に対してお願いをするとか、この交通指導員についても、引き続き何らかの対応をお願いしたいというふうに思っております。子供たちの安全のために、日々御活躍いただき、ありがたいなというふうに思っております。

あわせて、学校評議員について伺いたいと思いますけれども、統廃合後、学校評議員の皆様の処遇について、現在の考えを伺いたいと思います。

○教育長（西田次良君）

学校評議員についてお答えをいたします。

現在の学校評議員の役割は、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べることであり、地域住民や保護者の中から、教育に関する理解・見識を有する方を校長が推薦して、それを教

育委員会が委嘱をしております。

この学校評議員につきましては、学校統廃合後の令和8年4月から学校運営協議会に移行する予定であります。

この新たに組織します学校運営協議会ですけれども、「地域とともにある学校づくり」を理念といたしまして、学校運営、教育に必要な支援に関する合議の場というふうになってまいります。この学校運営協議会の委員におきましても学校評議員と同様に、教育に関する理解及び見識を有する方々を、現小学校区の偏りなく委嘱をすることとしております。そして、地域とともにある学校づくりに資するものだというふうに考えております。

今後、高原町小中一貫教育校準備委員会におきまして、この学校運営協議会の規則、そして委員の構成については議論をしてまいります。

以上でございます。

○3番（福澤卓志君）

では、次の交通安全等について伺いたいと思います。

公益性が低いということでヘルメット購入助成は行わないということでしたけども、最近、近所の小学生も、高校生だけに限らず、ヘルメットなしで自転車に乗っている子を見受けます。車のスピードが速くて、子供たちの身の安全を考えたらヒヤリすることもあるわけですけども、努力することを義務とすることで身の安全を守る一つがヘルメットだと思うんですけども、この子たちの命を考えたときに、購入助成があるといいなというふうに思っております。

宮崎市では全国共通の商品券ではありますが、本町はプレミアム付き商品券を発行するのであれば、ヘルメットを購入する助成の部分の費用として補助できるような、町内の商工業に加入しているところで使える商品券を補助として、半額なり3分の1なり補助する形で購入促進を進めていただきたいなというふうに思っています。

今まで自転車は乗らなかったけど、乗ろうかなというふうに思うこともあるでしょうし、これが健康増進につながる一つの策になるかもしれません。歩くことが一番なのかもしれませんが、交通の安全を考えたときにヘルメットを購入して乗るということを、ぜひ高原モデルとしてやっていただきたいなという思いがありますので、事業はしないということでおっしゃられましたので、今後の検討というところでお願いしたいと思っております。時期が来たら、またお願いしたいなというふうに思っております。

最後の交通安全対策等について、また、高齢者等の見守り支援について、併せて伺いたいと思います。

交通安全対策については、特に町内のカーブミラーの状況ですね、こちらがあまりよくないところもございます。見えにくい、または劣化している、足りない。そういったものに関しては

総務課にお願いすることもございますし、区長様のほうで判断されていると思いますけども。こういった交通安全、特に見通しの悪いところの対応について、地区の行事として清掃活動の中に点検箇所として盛り込むとか、そういったことができるんじゃないかというふうに思っておりますので、交通安全については歩く方の、蛍光の強い発色のあるものも含めて、安全対策ということを講じていていただきたいなと思っております。

そこで、反射つきのたすきとか、こういったオリジナル商品みたいな形で作成して販売できるんじゃないかと思っておりますけども、健康増進につながる一つとして、何か対策があれば伺いたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

交通安全対策などで、現在、様々なイベントにおきまして反射たすきや交通安全グッズなどの配付を行っております。また、ほほえみ館においては、来館者で反射材の必要な方は御自由にお持ちいただけるよう、窓口に備えております。

さらに、区長会で、交通安全チラシの回覧や交通安全関連大会等において、関係機関と協力した啓発を行っているところであります。

今後、これらを継続的に実施していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○3番（福澤卓志君）

たまたま出会った方が反射なしで、ちょっと怖い思いを車の運転中にしたということがありますが、できる限り、歩かれる方は目立つような格好でお願いするというのを引き続き、配付も含めてお願いしたいと思います。

車の運転に関してなんですけども、本町も本県も車がないと大変不便な場所でもありますので、高齢者のドライバー、高齢者運転者標識をつけていない方が、つけていらっしゃっても見えにくい状況がありますので、こういったのもつけていただかないと、その方たちに配慮が欠けると、欠けたドライバーは厳しい罰則になるわけですので、若葉マークも含めて、この表示がしっかりとされているようにしていただきたいなというふうな思いがあります。

それで、本町のオリジナルの、そういった方々の乗車を、あるようなグッズも作成していただきたいなというふうに思っております。できたらで、お願いしたいと思います。

最後に、高齢者見守りの支援としまして、GPS機能付きのデバイス、これは認知症の方が最近多くて困っているといったお声から、お伺いするわけですが、徘徊を含めて社会的な問題になっておりますので、その方たちの居場所を見守るということで購入助成とかできないかなというふうなことを思っておるわけですが、こちらヘルメットみたいな形で、購入助成を、本町で消費できる商品券で購入できないかというふうに思っていますが、こういった助

成についてのお考えがあれば伺いたいと思います。

○福祉課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

福祉用具取扱事業者に確認しましたところ、まだ、GPS機能付き機器の位置情報に係る精度が低いというところで、携帯電話に付帯している位置情報システムのほうがまだ精度が高いということで、相談を受けた場合には、その携帯電話などを持つことを勧めているということでした。

また、機器の購入となりますと、本体購入費に加え、毎月の通信料が生じるということや定期的な充電が必要となるということで、家族や関係者の負担が増えるということが想定されます。こうしたことから、本町におきましては、令和3年7月からですけれども、外出時に迷ったときの早期発見の対策として高齢者見守りシール交付事業を実施しているところです。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

見守りシールの活用状況、分かれば伺いたいと思いますけど。

○福祉課長（馬場倫代君）

現在のところ、4名の方が利用されています。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

4名活用されているということで、もう少し増えて、そういう方が使われるような状況があったらいいなというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（前原淳一君）

これで福澤議員の質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

○

◎ 散 会

午後 3時33分 散会

令和6年 第4回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和6年12月6日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和6年12月6日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

温 水 宜 昭 議員

外 村 仁 議員

日程第 2 承認第 8号 専決処分について(専決第9号)

令和6年度高原町一般会計補正予算(第7号)

日程第 3 議案第60号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第61号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

日程第 5 議案第63号 工事請負契約について

日程第 6 議案第64号 町道の廃止について

日程第 7 議案第65号 町道の認定について

日程第 8 議案第66号 町道の認定について

日程第 9 議案第67号 財産の取得の追認について

日程第10 議案第68号 財産の取得の追認について

日程第11 議案第69号 令和6年度高原町一般会計補正予算(第8号)

日程第12 議案第70号 令和6年度高原町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第71号 令和6年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第14 議案第62号 高原町立小中学校設置条例

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

温 水 宜 昭 議員

外 村 仁 議員

日程第 2 承認第 8号 専決処分について(専決第9号)

令和6年度高原町一般会計補正予算(第7号)

日程第 3 議案第60号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第61号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

- 日程第 5 議案第 6 3 号 工事請負契約について
- 日程第 6 議案第 6 4 号 町道の廃止について
- 日程第 7 議案第 6 5 号 町道の認定について
- 日程第 8 議案第 6 6 号 町道の認定について
- 日程第 9 議案第 6 7 号 財産の取得の追認について
- 日程第 10 議案第 6 8 号 財産の取得の追認について
- 日程第 11 議案第 6 9 号 令和 6 年度高原町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 12 議案第 7 0 号 令和 6 年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 7 1 号 令和 6 年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 6 2 号 高原町立小中学校設置条例

出席議員（10名）

1 番 西嶋 陽代君	2 番 岩元 礼子君
3 番 福澤 卓志君	4 番 温水 宜昭君
5 番 末永 充君	6 番 外村 仁君
7 番 郡山 貞利君	8 番 山下 香織君
9 番 陣 圭介君	10 番 前原 淳一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君	書記（事務局次長） 外村美保子君
	書記（副主幹） 小久保さあや君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君	統括主監	花牟禮 秀隆君
総務課長	末永 恵治君	総合政策課長	横田 秀二君
会計管理者兼税務会計課長	中嶋 雄二君	町民課長	江田 雅宏君
福祉課長	馬場 倫代君	健康課長	中村 みどり君

産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	中別府 和也君
農畜産振興課長	平川 昌知君	建設水道課長	酒匂 政利君
教育総務課長	田中 博幸君	高原病院事務長	外村 英樹君
老人ホーム園長	中原 圭一郎君		

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（前原淳一君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第1 一般質問

○議長（前原淳一君）

日程第1、一般質問を行います。

前回の議事を継続し、一般質問を続行します。

次に、4番、温水宜昭議員。

○4番（温水宜昭君）

〔登壇〕

皆さん、おはようございます。

一般質問に入ります。

私は、高原町公共施設の在り方について、町民のお声を背景に、令和元年12月議会より7回の一般質問を行い、町当局より当事の行政環境に即した答弁を頂いて5年が経過いたしました。また、高原町議会の公共施設の在り方、特別委員会の立ち上げや議員各位からの提言等も多く聞かれたところであります。

そこで、町長は、高原町の次世代を担う子供たちに、よりよい教育環境の整備を見据えた小学校建設を先に進め、その後に庁舎建設等を進めるとの公共施設等整備の基本方針が、令和3年11月に決定されました。

しかしながら、令和5年6月に町財政面からの小学校新設は厳しいとの見解が示されたことにより、町長は公共施設等整備の基本方針を見直すと言明されていまして、公共施設等個別施設計画の現状と今後の遂行について、提出をいたしました別紙資料と通告に基づき、伺いをいたします。

まず、公共施設等整備の基本方針（令和3年11月）をどのように見直されたのか、また、見直されるのかを伺いたいと思います。これには新築・改修等の順番等も入っておりますので、よろしくお願いします。

次に、公共施設等整備の基本方針（令和３年１１月）で優先的に示された施設等（役場庁舎、学校、中央公民館、保育所、体育館）について、耐震補助工事の実施状況と建物等の目標耐用年数の考え方をお伺いしたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。〔降壇〕

○町長（高妻経信君）〔登壇〕

おはようございます。

ただいま、温水宜昭議員の御質問にお答えをさせていただきます。高原町公共施設の在り方についての御質問でございました。

まず初めに、公共施設等整備の基本方針の見直しについてお答え申し上げます。

公共施設等の整備の基本的な方向性として、厳しい財政状況の中、施設の老朽化、社会環境や町民要望の変化等への対応を踏まえ、安定した住民サービスが提供できるよう、総合的・長期的な視点を持って、将来に必要な施設機能の在り方について検討を行い、役場内部の公共施設等検討本部会議で基本方針見直しについて現在、協議を行っているところであります。

今年度中には、公のたてもの等整備検討委員会に基本方針の見直しについてお諮りし、方針の決定を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

次の御質問にお答えいたします。耐震につきましての御質問でございました。

旧耐震基準で整備された施設のうち、耐震補強工事が実施されていない施設でございますけれども、まず、役場庁舎、中央公民館、町民体育館、町民体育館分館、旧高原中学校体育館、そして後川内中学校体育館でございます。

建物等の目標耐用年数の考え方につきましては、日本建築学会の建築物の耐久計画に関する考え方において、建築物の構造種別や用途に応じて、目標とする耐用年数の範囲を設定しており、鉄筋コンクリートや鉄骨造の目標耐用年数は５０年から８０年、そして木造は３０年から５０年というような設定をされております。

この考え方を参考に、劣化の進行度合等を考慮し、鉄筋コンクリートや鉄骨造は６０年、木造は５０年と設定をいたしているものでございます。

以上でございます。〔降壇〕

○４番（温水宜昭君）

１問目でありますけれども、今見直し中ということで、昨日もそういう答弁をされておりましたけれども。資料の１ページの中で、推進体制という中で、高原町公共施設等検討本部で今、検討中……（発言するものあり）

○議長（前原淳一君）

ちょっと待って。

暫時休憩します。

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

○4番（温水宜昭君）

公共施設検討本部というのがあると思いますけれども、副町長をトップにいろいろ検討されておられると思いますが、先ほど町長のほうでは今年度中に方向性を示すという答弁でありましたけれども、現在の進行状況は、もし分かればお伺いしたいんですけど、まだ分かりませんか。

○町長（高妻経信君）

具体的な協議等にはまだ入っていませんけれども、ただ、温水議員が質問の中でございましたように、令和3年11月に決定しましたこの基本方針、一部見直し等もございましたけれども、これを中心に、まずこれを基本にして見直しをしていくということになります。

ですので、この中でも役場庁舎をはじめ、5施設を優先的に整備していくということになっておりますので、となりますと、この学校の統合時期も、令和8年に確定をしましたので、もうこういったこと、あるいは地震などの自然災害、こういったものに十分配慮しながら、この5つの建物を、個別ではなくて、全体的にどのような施設の、例えば、小学校の校舎跡地をどのように活用するかとか、またそれぞれの5施設の連携といいますか、そういったものも含めて優先順位、あるいは、どのように活用していくかを決めていくことになろうかと思います。

○4番（温水宜昭君）

普通で考えたときに、去年の6月に断念を、小学校が厳しいという方針を示されたわけですが、その時点で今後どうするかというのは普通は考えるのかなとは思ったんですよ。

今年度中というか、あと3か月ぐらいしかありませんけれども、その中で方針を示されて、また今度は、公のたてもの検討委員会ですか、そこに示されて、また回答を頂くということになれば、下手すればもう1年以上結論が出るのになるのかなというふうには考えますけれども、その辺については、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問でございましたように、令和5年6月に小学校の新校舎建設については財政面から見て厳しいというようなこともございました。そういうこともありました。

まず、この、学校の統合後に、まあ、当面は高原小学校に、小学校は統合するわけですがけれど

も、その後に小中一貫校として高原中学校に隣接、あるいは高原中学校の敷地内に新たな小学校の校舎などを建設することになろうかと思います。

このように、今ございましたように、この間、1年以上でございますけれども、様々な見直しも内部ではしていきながら、先ほど申し上げましたように学校の統合がもう決定しておりますので、それを基本に、この残された今年度期間中に結論を出していくという考えでございます。

○4番（温水宜昭君）

私、個人的な意見を申し述べますと、まず庁舎がもう耐震性のない建物であるから、まずここをしてからほかの公共施設かなという考えを持っておりました。

町長が、学校を統合して、小学校なり中学校の敷地のほうに造って、建設して、その後庁舎を今の小学校跡地とかその辺にというふうに考えていらっしゃるんだろうなという想像がありましたので、別に反対もしなかったんですけれども、こういうふうに中断になってくれば、いつできるか、財政的なものを考えたときになかなか厳しいのかなというふうに、個人的には考えておるんですよ。

だから今回、今、地図をお渡ししましたけれども、今こういうふうな感じで、見えないかもしれませんが地図を参照していただければ、今、実際言って当初の考え方は、このほほえみ館と小学校を利用した形で庁舎を移転するんだろうなという、公のたてもの検討委員会とかその辺が出された結論はそうだろうというふうに考えておりました。

実際、もしこの小学校をこのまま現行で使うということになれば、恐らく庁舎自体をこちらのほうに全部の移転ということは、後でまた伺いますけれども、実際言って、もうできないほうが強いのかなというふうに私個人は考えておりますけれども、そこ辺についても今、検討されているんだろうと思いますけれども、実際この中央部の中で公共施設ということになると無理もあるし、金銭的にも厳しいのかなというふうには考えております。

これは私の個人的な意見ですので、その辺を加味しながら検討していただければいいと思います。

次に、耐震についてですけれども、当局のほうに渡している建築法の中で60年というふうに鉄筋と鉄骨は見えていらっしゃいますけれども、後で私、またこの資料を当局のほうには渡しますけれども、法定耐用年数というのがあって、これは財務省が作った資料でありますけれども、学校、体育館等の法定耐用年数というのが、ここで示されているのは鉄筋コンクリートの場合が47年、鉄骨が19から34というふうに、木造が22と、かなり厳しい数字が示されているんですけれども、今、この役場あるいは体育館、学校関係を見たときに、大体60年を超している部分もあるんですよ。

だから、そこ辺の考え方についても、まあ、先ほど町長のほうから学校関係については耐震工

事が済んでいるという話でございましたけれども、耐震工事をしてからどれぐらいが、対応と
いうか、そこ辺をお考えであればお伺いしますけれども、専門的な数字になってくると思うん
ですけれども、この中で見たときにも、やはりある程度限界が来ている建物も非常に多いんで
すよ。

そこ辺も加味されて、今から検討されるんだろうと思いますけれども、その辺の基本的な考え
が、もし町長なりであればお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

町のほうでは、この耐用年数、いわゆる建物の寿命を、これを基本に考えるわけですが、
先ほど答弁いたしましたように、今、温水議員のほうからありましたように、この耐用年数、
様々な捉え方もあるようでありますけども、本町では、この日本建築学会の建築物の耐久計画
に関する考え方、これに基づいて、一応その耐用年数を捉えております。

しかしながら、いずれの基準に照らし合わせたとしても、もう過ぎているというのは変わりな
いと、老朽化が進んでおり、この耐用年数もう過ぎているという認識がございますので、や
はりこういうことを考えますと、この基本方針の見直しを早急にしながら全体的な計画をもっ
て整備をしていく必要があろうと考えます。

○4番（温水宜昭君）

今の時点でどうのこうのは、私も言いませんけれども、やはりいろんな状況を加味した形で検
討をしていていただきたいと思います。

それで、まず学校校舎についてお伺いをします。

令和5年の11月に、令和6年の2月から3月までに、国、県、補助金申請のために、小学校
の改修工事で2,000万円の予算が議会のほうで承認されたわけですが、その次の月
に、603万9,000円で改修設計業務が委託をされております。

恐らく、今、設計はもう早めに済んだのだらうと思いますけれども、恐らく改修工事が、昨日
の答弁等を聞いておりますと、令和7年度に予算をつけて改修工事をされるのだらうと思いま
すけれども、当初は、2,000万円の設計の予算を出されて、3分の1ぐらいの予算で設計
が終了したということになれば、恐らく工事費も、私、最初、2,000万円というときに、
これは億かかる、結構かかる工事だなというふうに考えて反対をしたわけですが、実際、
昨日、教育総務課長の話では、大体7,000万から8,000万ぐらいで改修工事をする予定
ということで答弁をされておりましたけれども、高原の小学校の校舎が、まずこの地図で伺い
ますけれども、小学校校舎1というのは、どれに当たりますか、地図の中で。3棟あると思う
んですが、1と2に分けておられます。

○教育総務課長（田中博幸君）

お答えいたします。

校舎の最も古いものにつきましては、頂きました図面で言いますと、マル文というところにあります中校舎になっております。

以上であります。

○4番（温水宜昭君）

この中で、これは、昭和37年、8年に完成だと思いますけれども、築後62年がたっておりますけれども、この校舎自体を改修というか、内部の改修になると思いますけれども、実際、これで、そのどれぐらいの期間、先ほど町長が行く行くは小学校校舎の新築も考えないかんだろうという話でありましたけれども、実際、この校舎を使って、どれぐらいの教育年数を考えていらっしゃるのか、教育長がもしお考えであれば、お伺いをしたいと思います。

○教育長（西田次良君）

令和8年度、今、統合して、7年度に改修をして、8年度からそこを使うということにしておりますが、その先どれぐらい使うかということについては、教育委員会としては計画をまだ持っておりません。

以上です。

○4番（温水宜昭君）

担当が違うということですかね。

○教育長（西田次良君）

建設をできるかできないかと、いつできるかできないかということで、そこをどこまで使うかということになると思いますので、それにつきましては、教育委員会では決められないというふうに考えております。

○町長（高妻経信君）

私のほうで、先ほど申し上げました基本方針の見直しを今後検討会議で図り、そしてまた、公のたてもの等検討委員会に図っていくという、その中で、まずは、先ほど申し上げましたように、令和8年度には高原小学校に小学校が統合をすると、その後に、この小学校が、統合した小学校が移転をすると、そうなったときに、今、教育長が申し上げましたのは、そういう意味でありますけれども、そういったものを含めて、見直しを、全体的な見直しをしていくということになりますので、現在この場で、何年まで使うということは、そういうことから、まだ申し上げられないところであります。

○4番（温水宜昭君）

何年までじゃなくて、こういう校舎を改修して、子供たちの教育の場として使うわけですよ。

そのときに、大体、5年なら5年ぐらいをめどにとかを考えて普通はされるじゃないですかね。結局、こういう状況の中で改修をして使うということになったときに、それについて今から検討とかという話には、ちょっとなれんのかなというふうに個人的には思いますけれども、やはりそういう計画を持った形で、今までいろんな計画も立ててこられたんだと思いますけれども、実際、3年とか5年とかは言明はできやられんかもしれませんけれども……。

ちょっと質問を変えますね。

先ほど、2,000万の設計費を600万に下がったというか、分かりませんが、この辺のことについて、何かお考え、どういう経緯でこういう予算になったのかですね。

○教育総務課長（田中博幸君）

お答えいたします。

高原小学校校舎改修につきましては、令和5年11月の第8回臨時議会において、2,000万円の補正予算を計上し、令和5年度事業として設計業務委託を行ったところであります。

当初、改修箇所を多角的に検討し、設計委託する場合を考え、大枠での予算編成を行ったところですが、最小限の改修で最大限の効果の発揮に向け検討をし、改修箇所を絞り込んだところ、現在のような設計委託金額となったところでございます。

以上であります。

○4番（温水宜昭君）

細かい説明は恐らくできないんだと思いますけれども、この中で県や国の補助をもらうために急ぐんだという説明もありましたけれども、その辺については、今の状況が分かれば教えてください。

○教育総務課長（田中博幸君）

お答えいたします。

現在、国の補助につきましては、県のほうと協議中でございます。

まだ、最終的な金額は来ていないところですが、年明けにはそのあたりがはっきりするのではないかと考えております。

以上であります。

○4番（温水宜昭君）

昨日、教育総務課長の答弁の中で大体、7,400万、500万という答弁がありましたけれども、このうちに大体、国、県の補助というのは、普通ですよ、どれぐらいあるものですか。

○教育総務課長（田中博幸君）

今回の、昨日申しました7,400万程度で考えたときに、その1割ぐらいになるのではない

かというふうに見込んでいるところであります。

以上であります。

○4番（温水宜昭君）

その財政的な面でありますけれども、学校基金の考え方ですが、先般、この学校基金の取扱いを見てみますと、学校統合に要する費用にも充てるということでなっておりますけれども、実際、今、学校基金が、5,000万ぐらいあるんですかね。

その中で、この改修工事、あるいはこの設計業務関係に、どれぐらい使い、全部足しても恐らく足りないわけですけども、その辺の考え方があればお伺いしたいと思います。

○教育総務課長（田中博幸君）

お答えいたします。

学校基金につきましては、条例第1条により、「学校建設の新設・増設・補修、学校統廃合に要する経費に充てることができる」としております。

改修工事についても、充てることが可能であるとは考えております。

以上であります。

○4番（温水宜昭君）

足りない部分については、来年の予算の中でまたお示しされるんだろうと思いますので、次は庁舎の取組についてお伺いします。

私は、令和元年度に安く庁舎を作ったということで、美郷町に見に行った経験がありますし、資料等もお渡ししたんですけれども、実際、現在とは違う方向性に進んでおられますけれども、実際、どんどん建築費も高騰してきて、恐らく延ばせば延ばすほど建築費も上がってくるのかなというふうには考えておりますけれども、この庁舎建設に対しての、そういう予算的なものとか、その辺も加味した形で検討されて今からいくんではしょうけれども、その後の推移とか、その分についてお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

庁舎につきましては、以前、温水議員からも資料提供いただきました、美郷町だったと思いますが、県内も、この庁舎につきましても、やはり本町の庁舎と同じ頃に建てられた庁舎が多く、改修、建て替えが進んでいるようです。美郷町の庁舎以外にも、様々な庁舎の資料等も検討に加えているところでございます。

当然ながら、財源の確保というのはもちろんであります。今、御質問にありましたように、資材費、人件費が上がってきております。ですので、そういった状況の中で、どういうふうに財源を確保していくかということも大きな課題であろうと考えます。

ただ、そのことも考えますと、この役場、庁舎を、この基本方針の中ではほほえみ館の隣接地ということで出しておりますけれども、これまでの議会でも説明させていただきましたけれども、いわゆる基幹部門、あるいは電算システム部門、こういったものを先に移転するのか、あるいは小学校統合後の校舎が使えないのか、あるいは役場の機能をこの小学校跡地に分散化するのか、様々な検討が必要であろうと思っておりますので、やはり財源確保というのは特に加味していかなければならないことであろうと考えます。

○4番（温水宜昭君）

今、予算のことが出てきましたので、学校関係については、そういう補助があるわけですが、庁舎についてはないというふうに私は認識しておりますけど、国とか県の補助がまず、あるのかないのか、お尋ねしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

確かに、庁舎は、いわゆる学校で言いますと教育施設整備の補助金とかありますけれども、庁舎はなかなかそういった補助制度というのが実際には厳しい、ないという状況で、そういう中で県内の庁舎の建て替えを見てみますと、例えば、災害対応の補助金を入れる、あるいは県産材の利用をして県の補助を導入をする、そういった機能、あるいは構造、こういったものを、逆に言うと支援補助制度に合わせるような作り方をしているところもあるようです。

今後とも、財源の確保は、この見直しの中で、当然、必要な検討事項であると思っておりますので、そこを課題としながら、この庁舎の計画は進めていきたいと考えます。

○4番（温水宜昭君）

私の個人的な考え方を言いますと、今、高原町が300名の職員数だと思います。全体で、ですね。ここと、庁舎の職員さん、そして公民、教育委員会で、ほほえみ館職員を合わせて約200名ちょっとぐらい。あと、病院とか法人がありますので、その人数になるのかなというふうに考えております。

これは日之影の資料ですけれども、実際、1人当たりの職員の面積が30平米ぐらい必要だということになると、今、高原町のこの人数で掛けていきますと、6,000平米ぐらいが必要ということになります。

今、ほほえみ館のほうで、もしこの人数でということになれば、当然、三階建てとかが必要になってくるんですけれども、ちょっと計算してみますと、今の二階建てで恐らくできるのかなというふうに、私、個人的には計算上はそういう形になります。

だけでも、基本的に建設費用を考えたときに、約15億ぐらいは必要になってくるのかなと考えたときに、果たしてできるのかなというのもありますし、今、先ほど町長もちょっと話をされましたけれども、ほほえみ館の近く、というか周辺に、本体の町民課とかそういうところを

移して、あと残りの課を、今度校舎が3か所空くわけですが、そういうところに分散した行政サービスというのは不可能かどうかですね、いろいろ機器の移転やありますので、そうしたらもう、学校の跡地利用もそんなに考えんでもいいのかなというふうに考えておりますけれども、これは私の個人的な考えですが、しかし、ほほえみ館に、もし移すにしても今、旧高原中学校の体育館は解体しないといけないし、町民体育館も、やら、今、教育委員会が入っている建物もう解体して駐車場に利用するとか、そういう考えもあるのかないかと考えておりますけれども、意見を求めるほうがおかしいんでしょうけど、そういうこともあり得るのかなというふうに考えておりますけれども、今後の検討に、課題にさせていただければありがたいと思います。

庁舎については以上です。

次は、体育館の件でありますけれども、体育館の分館が木造で、国の登録文化財ということでありますけれども、これがもう築88年たっているんですね、木造で。

いつ壊れてもおかしくない建物で、今後これについての何か活用方法みたいなやつをお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○教育総務課長（田中博幸君）

お答えいたします。

町民体育館分館につきましては、昭和11年、1936年に当時の高原小学校の講堂として建てられたものでございます。

その後、改修などが行われ、現在は体育館として使用しております。

昭和初期に建造された大規模な木造洋風建築物という歴史的建造物であることから、平成29年10月27日、文化財保護法に基づき登録有形文化財となったところであります。

この町民体育館分館につきましては、建築から80年以上経過していたということもあり、令和元年度に耐震診断調査を実施したところ、開口部が多く、耐震の要となる壁が少なく、柱や基礎などが脆弱である等が判明いたしました。

登録有形文化財については、保存・修理等に対し、補助事業が設定されております。

しかし、耐震関係についてや設計については補助がありますが、実際の工事については全て町の負担で実施する必要があります。

また、補助を申請する際に際しては、文化財保存活用地域計画を策定する必要があるなど、非常にハードルが高いものとなっております。

以上のことから、保存、そして改修については、今後も十分な検討が必要であるというふうに認識しております。

また、新たな活用法についても、このような構造上の問題がありますので非常に厳しいものが

あると考えているところであります。

以上であります。

○4番（温水宜昭君）

なかなか対応が厳しいと思いますけれども、もし崩壊したときに、この地図でもありますけれども、下が道路等がありますので、まして、子供さんたちが小学校の今のところで改修することであれば、そういう危険性も考えた上での利用を検討していただきたいというふうに思います。

そして、もう一つ、体育館についてでありますけれども、平成28年に体育館の新築ということで計画をされて基本設計書もできたようでありますけれども、なかなか前に進まない状況であると思います。

体育館の考え方でありますけれども、今の中学校の、旧中学校の体育館、そして町民体育館も、恐らくもうある程度の年数がたって、利用的にも厳しいのかなというふうには考えておりますが、今度、学校を統合した場合に、体育館が各学校にあるわけですが、そういうところを、例えば、町民体育館として利用できないものかというふうにも考えるんですけども、いかがですかね。

○町長（高妻経信君）

先ほどの質問の中でございましたのは、体育館、いわゆる総合体育館のことであろうと受け取っておりますけども、この総合体育館、本町の教育文化ゾーン、いわゆる教育文化部の当時の計画の中にもございました。

しかしながら、その後、断念をしたという経緯がございますけども、この間、財政的な面もございましたけども、様々な、町が管理する体育館のほかに、学校の管理する体育館それぞれありますけども、町のほうで利用状況を調査をした経緯がございます。

そういった中で、今質問にございましたように、学校の後川内、広原、狭野も含めてですけども、学校の体育館については、それぞれの地区のスポーツとか行事等で活用されているようでございます。

総合体育館につきましては、今後、私としてはもうこの計画を再度検討するということはないと考えております。

そうなりますと、スポーツ団体等も健康づくりも兼ねながら、この体育館の利用が今あるわけですが、今御提案にありましたように、今、現在も使っておりますけども、地区の体育館、そういうような考え方も学校の体育館も当然あるかと思っておりますので、そういった活用を進めていければと考えます。

○4番（温水宜昭君）

私は先輩議員からこの計画書を頂いたんですけども、高原町にこれだけの大きい体育館が必要なのかなと率直に思いましたけれども、現実的にはやはり体育館がないと、なかなかスポーツ文化関係で前には進めないと思いますので、その辺も利用した形で考えていただければいいかなと思います。

次の公立保育園についてであります。

昨日の答弁で、今、保育所の在り方についても、今、検討中で、まだ先にどうなるかが分からないというような答弁でございましたけれども、それこそ美郷ばかりの話になりますけれども、令和3年に幼稚園、そして小学校、中学校の併設型の小中一貫校が教育校として出されておりますけれども、公立保育園についてはなかなか、今指定管理とかされていますので、一概にどうということとは言えないと思いますけれども、昨日町長の答弁の中で、学童保育園やったですかね、なんかで今の廃校になる学校を使ってとかということは厳しいふうに私は受け取ったんですけども、再度、まあ、建物のことを言っているんですけども、そこ辺で、もしなった場合にどういうふうな形がいいのか、町長がお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○町長（高妻経信君）

現在、町内に狭野、広原、後川内、その3つの公立保育所がございまして、現在、社会福祉協議会に、令和8年度までの期間で、指定管理でお願いをしているという状況でございます。

しかしながら、この建物自体はほかの施設と同様、老朽化してきております。

この保育所も基本方針の中で5つの施設の中に入っているわけですけども、今回のこの見直しの中で公立保育所の、いわゆる現在の3つの保育所をそれぞれそのまま残していくのか、あるいは統合するのか、あるいは今、御質問にもございましたように学校の跡地、やはり残った校舎を使えるのか。

ただ、学校の校舎を保育所として使うにすれば、昨日の質問にもお答えしましたけども、建物規格といいますか、やはり乳児・幼児が使う施設としてはそのままは使えないというような事例もございますので、そういったことも含めて、この基本方針の見直しを進めていくということになろうかと思います。

○4番（温水宜昭君）

この公共施設の総合計画、管理計画を、平成29年の3月につくられておりますけれども、更新、改修、コストの見通しで、40年間で、668億という数字が示されております。

気の遠くなるような金額であります、やはりしなくてはいけないところはある程度無理してでも、やっぱやっていかないといけないのかなというふうに考えております。

高原町を考えたときに、ほほえみ館が一番最後の公共施設になるのかなというふうに思います。過去20年間は、そういう公共施設に対する投資、そこ辺がされてきていないわけですけど

も、ほほえみ館にしても、今、中学校の新校舎にしても屋根の補修関係で、1,000万単位で使っていかなざるを得ないということになれば、長期的な計画を立ててやらないと、もう誰も予算的なもので応援してくれるところがないわけですので、その辺は本当にその公共施設の検討委員会とかそこ辺でもある程度煮詰めていかないと、もう先が見えないのかなというふうに心配もしております。

今定例会の中で、条例で任期付職員が出されておりますが、やはり専門的な部分を持った方がある程度その計画の中に入っていないと、なかなか厳しいのかなというふうには考えておりますが、実際、町長が来年の10月までというような話をされましたけれども、ぜひその計画の中に、そういう実際、失礼な言い方ですけども、実のある計画を持って長期的な視野で進めていただければありがたいかなというふうに思っております。

県内の町村の新庁舎を見ると、私が調べたところでは、美郷、日之影、門川、五ヶ瀬と、こういうところが新築されております。

五ヶ瀬なんかについては、高原町からすれば大分小さい町で、そういう計画もされておりますので、先の長い計画でありますけれども、実際実になるそういう計画を立てていただきたいことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

これで、温水議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

次に、6番、外村仁議員。

○6番（外村仁君）

〔登壇〕

通告書に従い質問いたします。

私からの質問は大きく4つあります。

空き家・空き店舗について。

創業支援について。

外国人居住者について。

ふるさと教育について。

壇上では1つ目の空き家・空き店舗の利活用についての質問を行います。

空き家・空き店舗の利活用について、空き家バンクへの登録数と実際の空き家数の家数の比率を伺います。

また、空き店舗の状況把握について。住宅兼用であるかや、飲食店であれば調理器具の状態など、利活用に向けた情報を把握しているかを伺います。

壇上での質問は以上とし、以降の質問については自席にて行います。〔降壇〕

○町長（高妻経信君）〔登壇〕

外村議員からは大きく4つの御質問を頂いております。壇上からの御質問にお答えいたします。空き家・空き店舗につきまして、その利活用についての御質問でございました。

まず、空き家バンクの登録状況でございます。これまで116件の登録がありました。

現在、町ホームページに掲載中の物件は、家屋で、売却物件が8件、そして賃貸物件が2件、そして売却と賃貸のどちらでも可能という物件が1件、そして土地の売却物件が9件、現在、この合計20件が掲載中でございます。

また、町内の空き家数でございますが、本町では令和4年3月に高原町空き家等対策計画を策定しており、この計画策定時点で267戸の空き家数となっております。単純にこの数値を活用した場合、実稼働している空き家バンクへの掲載比率は4％となります。そして、これまでに登録された物件比率では43％というふうになります。

次に、空き店舗についての御質問でございました。

この空き店舗につきましては、町のほうでは把握しておりませんので、商工会にお尋ねいたしております。商工会でも統計的な調査は行っていないということでもございましたけども、現時点での把握している件数が10件あるというようなことのようにございます。しかしながら、御質問の住宅兼用か飲食店の場合の調理器具の状況までは把握はされていないというようなことでございました。〔降壇〕

以上でございます。

○6番（外村仁君）

今の答弁の内容ですと、空き家がたくさんあるのに全然活用されてないと、掲載に関しては4％、登録でも半分も行っていないというところなんですけど、掲載されていない空き家バンクとか登録されていない空き家に関して何かこう登録を促したりとかそういう解体を促したりというアクションをされているんでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

この空き家の登録につきましては、この空き家の事業を周知する際に、チラシのほうを回覧等のほうでお配りしております。この2年ぐらい、そのおかげをもちまして窓口はこの登録に来

られる方が増えているのは実態であるところでございます。

○6 番（外村仁君）

町内にその所有者がいる場合はそれでいいと思うんですけど、大概是親が持っていて、子供は町外、県外に行っていて、もう帰ってこない。親が亡くなって、喪明けになったけど、町内に周知されても、多分町外、県外にいる子供には周知されていないかなと思うので、その辺にどう周知するのかというところをお伺いします。

○税務会計課長（中嶋雄二君）

町外の方への周知についてお答えします。

産業創生課からのチラシを頂きまして、固定資産税の通知に同封してお知らせをしております。以上です。

○6 番（外村仁君）

次の質問にちょっと絡むところがあるので、空き店舗についてですね。10件あるということだったんですけど、これは商工会、町が把握していないので、商工会に聞いたということだったんですけど、これは町も把握しておくべき情報なのではないかなと思うんですけど、その辺についてどうお考えでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答え申し上げます。

この空き家・空き店舗につきましては、今お話がありますとおり、この質問の中にもございました調理器具とかもあるんですけども、現在、地域商社のほうも空き家の調査を開始しているのがあります。と言いますのも、この空き家の中にもう要らなくなったものがあつたりするもの、こういうものを処分するというようなことも、事業的に展開したらどうかという検討もございまして、あとは今、商工会のほうで、相談員さんが回られて、内容を把握しているということもございまして、昨日ありました事業承継も含めてそうですけども、この空き家に関してはお互いやはり情報を共有しながら、この空き家の把握はしていかないと、実際移住とかそういうものを案内しても、こういうものを把握していないと、なかなか案内ができないということで、連携してやっていきたいなというふうには考えているところでございます。

○6 番（外村仁君）

空き店舗に関してはまだ情報が少ないと思われますので、以上にしておきます。

次、（2）ですね、空き家の解体費用についてなんですが、これは土地の売却を前提とした補助などは、条例とかで設定できないかということをお聞きしたいんですが、これ、何で聞くかというところは、立地がいいので購入したいという方が仮にいらっしゃったときに、上物は要らないと、建物は要らないけれど土地は欲しいと、ただ買ってしまったら解体しないといけな

いという費用がかかるので、ちょっとちゅうちょしているとか、やっぱり要らないみたいな話がないのかなというところがあって、この質問をしていますがいかがでしょうか。

○建設水道課長（酒匂政利君）

御質問にお答えします。

現在、本町では空き家等の解体費用についての補助事業は行っておりませんが、今後補助事業を行う際には、国の社会資本整備総合交付金事業を活用することが前提となってくると考えております。

現在の国の交付金事業は、あくまで保安・衛生・景観・生活環境に悪影響を与えている特定空き家と認定された空き家の解体が対象となっております。

現在、空き家に対する助成制度として、空き家リフォーム事業を実施し、空き家の利活用を推進しているところであり、御質問にあった土地売却を前提といった要件での解体費用に対する補助は、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○6番（外村仁君）

これに関しては、リフォームするにも限界があったりとかですね、あと新築するときには補助が出たりとかする場合があると思うんですけど、それだけだと空き家が増える一方かなという考えがありまして、であれば解体を含めた新築にも補助を出すとか、そういうことをしていかないと、今から人口減少していく中で新築ばかり補助出して、空き家にはもう補助を出しませんよみたいな話になっていると、どんどん空き家が増えて、新築が増えていって、新築しても何十年かたつとそこも空き家になっていくので、建物ばかり残って、人がいないみたいな状況になるのではないかなというところがありまして、これは前向きに検討していただきたいんですけど、これに関しては結構ハードルが高いのかどうかというところを伺います。

○町長（高妻経信君）

先ほどの御質問にありました、立地がいい場所にも空き家があると、そういうケースもあろうかと思えますし、様々な、町内でもそういう空き家が様々見受けられます。

町の現状としては、やはりこれは個人の財産であると、そしてまた、今、先ほどの御質問でございましたけれども、ただ、もう管理が行き届いていない空き家が町内でも増えてきております。先ほど、私が267戸を調査した、実態はまだ多いのではないかなと思っております。それぞれの地域に空き家が増えているというような状況もありまして、これはもう全国的に高齢化、人口減少、様々な要因があるわけですけども増えてきていると。

ただ、今の制度から言いますと、行政のほうがその取り壊し費用を負担をする、あるいは補助をするということは、先ほど言いました特定のものに限られている状況でありまして、私ども

の本町でもそういう実態はあるわけですが、ただ個人にやはりこの財産を管理をしていただく、そしてまた壊すべき家屋であればそういうお願いをしていく、こういうことで現在は空き家対策を進めていると。それと、このリフォーム補助、そういったことも、活用の面でもこの方法を併せて進めていかなければならないと考えております。

○6番（外村仁君）

難しいというのは分かってはいるんですけど、私の友人の事例でいうと、祖父母が住んでいた家を取り壊して新築を建てましたという家がありますし、そういうことをしていかないとどんどん空き家が増えるだけかなというのがあるので、リフォームをするにしても、古い家をリフォームするにも多分限界があるかなというのがあるので、なるべく時代に合った家に住みたいという要望のほうが多いかなというところありますので、今後の課題として捉えていただければいいかなと思います。

そうしますと、古民家は残しておきたいというところはあるんですけど、古いだけの家屋であれば、そういうところを推進していったほうがいいのではないかなと思います。

空き家・空き店舗で、次、（3）で、町のホームページに空き店舗バンクというのを追加できないかというところなんですけど、町でまだそこまで把握し切れてないというところあると思うんですけど、町外とか町内の人で、町内で飲食店とか、何かお店を開きたいと思ったときに、場所を探すときに、古民家しかない、登録していないので、わざわざ役場まで来ないと情報が得られないとか、商工会まで行かないと情報が得られない、とそういうところがあると思うので、そこを追加できないかというところなんですけど、これはどう……いかがでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

今の御提案がございました、このホームページの掲載、今お話がありましてとおり、データの収集とか整理ができれば、ホームページへの掲載は可能というふうに認識いたしております。調査として情報収集した後でございますけれども、御提案ありましてとおり、空き家バンクのこの情報をホームページに掲載するということに関しましては、情報の一元化にもなりますし、これ、強いて言えば、企業支援など多くのメリットにもつながるというふうに思っております。今後、管理の負担とか情報の更新、セキュリティの対策なども考慮しながら、このデータの構築につきまして、情報収集、情報共有、先ほどありました関係団体と役割分担等も含めまして協議してまいりたいと現在考えております。

○6番（外村仁君）

空き店舗に関しては、商業ということで商工会が主体になると思うんですけど、自治体もそこに積極的に関わっていったって、街を活性化するという意味では、どっちがどっちでも役割分担

している場合じゃないかなと思うので、やれることをやる、アイデアを出せるところは出すとか、そういうところをしていってほしいと思います。

1つ目の質問については以上としまして、次の質問に移ります。

創業支援についてです。町内で事業を始める際の支援についてですが、現状こういった内容の支援があるかについて伺います。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

本町におきましては、令和3年度より高原町創業・起業支援事業いうものを行っております。

これは、町内の空き店舗等を再利用し創業される方、また町内で起業する方に対しまして、改修費や賃借料の一部を支援するという事業でございます。

補助率は全部2分の1以内としておりまして、空き店舗・空き家の改修、整備に関しまして、交付対象者を、町内に住所を有する個人事業者もしくは法人というふうにしております。交付額に対しましても、町内・町外の工事請負業者の施工で区別をしております、上限を15万円から50万円と区別ごとに設けているところでございます。

また、賃借料の支援も行っております、こちらは、交付対象者を、個人事業者もしくは法人というふうにはしておりますけれども、町内外は問いていません。町内外は区別を設けてはいません。ただ、交付額は、月額5万円の6か月分、上限を30万円といたしております。

交付条件でございますけれども、商工会への加入、そして申請年度内での創業・起業の予定をお伺いするという、そして工事着工前での申請や賃貸契約後の申請ということで条件を設けているというところでございます。

以上でございます。

○6番（外村仁君）

あるのはあるということですね。これ令和3年よりということなんですけど、これ実際に利用した方や法人等がありましたでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

こちらの商工会とも話をして、構築した事業の一つでもありまして、令和3年度から数店舗ずつ、この利用があることは実際に増えてきているところではあります。

○6番（外村仁君）

細かい数字が欲しかったんですけど、そこは大丈夫です。

利用があるということで、その支援、お金の支援というところだと思うんですけど、次の質問で、創業に関わる知識を学べるような研修を行えないかということなんですけど、これ、町内で起業したい人を募集して行うような起業塾というのを、本年8月に行政調査で茨城県の利根町

というところに行きまして、そこは自治体が主体で起業塾というのを行ってまして、そういうイメージですね。

これ、何で行ったかという、単発で研修とか、そういうのはあるそうなんです。説明会とか研修ですね。ただ、単発で終わってしまってもよく分からないという方が、次また聞きたいと思っても、単発なので、次ないというような状況があると思うんですけど、こういう茨城県の利根町のような事例を参考に、こういう起業塾を町が主催でできないかというところをお聞きします。

○町長（高妻経信君）

お答えさせていただきます。

ただいまのございました利根町の、私も以前起業塾というのを見たことがありまして、商工会主催でそういった創業支援の、講座というか、そういうものを開いているというようなことでもございました。

特徴的なのが、講義となっていたんですが、そこに参加すると創業する際の資金面とか、そういうのが受けられるというような内容であったかと思います。町では利根町で行っているような、そのような創業塾という形では行ってはおりません。

ただ、1回だけ「たかはる・たちばなコンテスト」をする際に、応募をされた方が集まっていた中でセミナーを行いまして、その中で商品開発とか、どういうふうに売っていけばいいとか、いわゆる創業の前の段階というか、創業の一つのヒントというか、そういうセミナーは開催はいたしたことがありすけども、この利根町のように、系統だったというか、そういった支援まで含んだ形での、そういった創業塾などの開催はしていないということになります。

○6番（外村仁君）

開催はしていないのは承知で、この質問をしているんですけど、そういう商品開発とかのセミナーを行ったということなんですけど、実際、今、普通に暮らしている人が起業しようと思っても、そういう、役場に来ての手续であるとか、飲食店であれば保健の許可とか、そういう知識が特にない状態なので、そういうところを含めたような起業塾、司法書士の頼み方とか、そういう、何も知識がない人が、やりたいけど知識がないから諦めているとか、そういう人の掘り起こしにもなるのではないかなというのがありまして、行政調査に行って、そうだなと思ったので、この質問を入れているんですけど、その中で仮にそれができたとして、次の質問なんですけども、空き店舗、一つ目の質問と関連するんですが、空き店舗を活用して創業支援というところで、商店街の空き店舗を町が買い取るとか借り上げて創業とか起業したい人に期限を設けて格安で賃貸するなどは、この利根町もしているんですけど、そういうところも絡めてできな

いかというところなんですけど、いかがでしょうか。

○町長（高妻経信君）

まず、高原町内で見てみますと、空き店舗というか事業所受けという形で引き継いだ方もいらっしゃるんですけども、そういった起業創業を町内で若い方たちがやるというのは、非常に町にとって、人口の少ない町でありますので、もしその町が活気づくというふうに私も捉えておりまして、これはまあ今後の町としても、やはり、今以上に進めていかなければならない。

これが一つの移住・定住施策も含めての考え方でありますけれども、そういった中で今御提案のありました利根町では、今、御提案のありました方法を行っているということでございますけれども、そういう面ではまだ本町では、そこまではまだ進んでいないというような現状もございます。

ですので、また行政視察に行かれたということでございますので、また資料等も見せていただいて、今後そのほかの全国的にもそういう情報を収集しながら、本町としての創業支援、起業支援をやはり検討すべきだと考えます。

○6番（外村仁君）

これも今すぐできるというわけではなく、いろいろ検討するべきことがあると思いますので、前向きに検討していただきたいと思うんですけど、利根町の事例としては、もう商工会に引き継いで町はちょっと関わるぐらいになっているということなので、商工会がやるべきことだという、多分、みんなおっしゃると思うんですけど、それは別に町が主導して商工会に引き継ぐとか、そういう動きをしてもいいのかなと。逆に商工会と組んで一緒にやるというところでもいいと思うんです。予算がなければですね。

いろんなアイデアとかパターンを検討して、なるべく高原の町にいろんな店があるようにしていきたい。人が少なくなったのであれば、外からお客さんを呼べるような話題性のある店とか、持続していけるかは別として、そこで持続していけるかは、起業した人の実力次第だと思うんですけど、起業しないことには始まらないので、その支援をお願いしたいなと思います。

2つ目の質問については以上とします。

続きまして、外国人居住者についてです。岩元議員が一昨日質問したんですけど、65人、8か国、外国人居住者がいるということで、そのとき滞在資格とかも伺ったんですけど、改めて大半は、多分、特定の滞在資格になると思うんですけど、滞在資格はどのような内容で滞在しているのかというところを伺います。

○町民課長（江田雅宏君）

まず、在留資格ということでお答えいたしますと技能実習等がございます。あとは、永住者がございます。そのほか、特定活動といった部分もありますけれども、こちらにつきましては、

法務省の外局でございます出入国在留管理庁からの在留カード、こちらを見させていただいて、数字をとっているところでございます。

以上です。

○6番（外村仁君）

ありがとうございます。それで、次の質問なんですけど、今、居住している外国人の方と近隣住民とのトラブル等は、特にありませんでしょうか。

○総合政策課長（横田秀二君）

お答えします。

現在、私どもとしては、近隣住民とのトラブルはないものと認識いたしております。

以上です。

○6番（外村仁君）

私の事例なんですけど、トラブルではないんですけど、町内のコンビニ等で、四、五人の外国人の若者ですよ。多分、特定技能実習で来町されている方だと思うんですけど、出入口付近の灰皿が置いてある場所で、飲食をしたりとか、たばこを吸ったりとか、ということがありまして、夜の8時、9時ぐらいなんですけど、これはルールとかマナーで、法律で禁止されているわけではないんですけど、近隣住民からすると、やはり不安に駆られるとか、そういうところがあるとは思いますが。買物に行きづらくなるとか、そういうところのマナーを教育するべきだと思うんですけど、それに絡めて、外国人労働者だと思うんですけど、企業で受け入れていると思うんですが、企業側がちゃんとそういうルールとか法律とかマナーを周知しているか、教育しているかというところは把握していますでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

本町の産業創生課で所管している誘致企業のほうに、この外国人労働者の方について調査を行いました。町内15の誘致企業がある中で、4事業者で外国人の方を雇用されております。

その事業者の方につきましても、ルール等の周知状況というのを確認いたしましたけども、中には配偶者の方がもう日本の方であるという場合、それと、あと、専用の外国人労働者の方を雇用で雇うという専門の機関を活用して雇用しているので、ある程度は知識を学んでいる方を受け入れているというお話がありました。

どの企業におきましても、やはり外国から来られた方でございますので、定期的にその外国人の方と、面談といいますか、コミュニケーションを取っているということを4事業者ともお答えになられております。今、ありましたようなトラブル等はないですかというお話もしたんですけども、現在のところないというような回答は今頂いたというところではございます。

○6 番（外村仁君）

受け入れる際に教育をしてから受け入れるというのは大前提だとは思いますが、日本全国いろんな地域がある中で、その地域独特な風習とかマナーがあつたりもするんですけど、そういうところに関しての企業の周知であつたりとかに関しては、まだ、把握はされていないでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

現在、今、企業の皆様に関しまして、そのところはまだ聞き取りをしていないという状況でございます。詳細はちょっとまだ把握できていないというのが現状であります。

○総合政策課長（横田秀二君）

本町でも外国の住民の方は増えていくと考えておりまして、以前から暮らしている町民と文化とか言葉の異なる外国人の町民の方が、地域で一緒に生活できるような取組が必要かとは思っております。

現在、本町では対応が不十分であるとは考えておりますけれども、今後、町民の国際感覚の醸成とか、あと外国人町民への支援とか、あと国際化・多文化共生社会に対応した環境の整備であるとか、そういったものが必要ではないかと認識しています。

以上です。

○6 番（外村仁君）

外国人の方が来られてここで暮らすというのは、日本の文化とか法律、ルールを守って生活していただく分には、すごくいいことだとは思いますが、先ほど言われた多文化共生という言葉、私、これ、前々から、まあ、私の考えなんですけど、現状は共に生きる共生ではなくて、強く制する強制になってはいないかと。外国人を受け入れるための、そのルーツの国の文化風習を、日本人が必要以上に受け入れ過ぎなんじゃないかなと思うところがありまして、そこは、日本に來たんだったら、日本の文化風習に合わせてくださいと言えるような町であってほしいなと思います。

これ、ちょっと特定技能実習生の話になるんですけど、これ、ほか、まあ日本全国問題になっていると思うんですけど、町内で企業さんが雇用している外国人の方で失踪者がいないかどうかを伺います。

○産業創生課長（森山業君）

この失踪についても、先ほどの誘致企業のほうに聞いたところ、失踪というのはないということでした。それから懸念といいますか、お話がありましたのが、やはり外国の方のネットワークといいますか、それが結構つながっているのが多いということですね。情報共有とかをされていて、あそこのほうが給与が高いとか、そういうお話を握ったりしているようだ

というようなお話がありましたけど、失踪までにはまだないという現状でございました。

○6番（外村仁君）

これも私の考えなんですけど、今、現状、入れるだけ入れて、失踪したら受け入れた企業が責任を取らないみたいな感じになっているので、これは国の話なんですけど、受け入れるのであれば、最初に受け入れた企業が失踪した先で起こした犯罪の賠償金とかを負担するとか、そういうことをしたほうがいいんじゃないかなと思っているんですけど、これ、町の企業が、受け入れた外国人の方が失踪した先で犯罪を犯しましたと、そのときに、何か最初に受け入れた町とか企業はどこだみたいな話に今後なっていくんじゃないかなと思っていまして、今、現状、そういう失踪者の外国人の方は都市部とかに集まって、その辺で集まって何か悪さしたりとかするニュースが結構あったりはするので、高原町、こんな地方の田舎はそこまで影響はないかもしれないですけど、いずれそうなる可能性もということあるので、その辺はちゃんと住民に周知とか、外国人の実習生とかは特に周知していただきたいなと思います。

これ、最後なんですけど、この外国人居住者への生活保護の支給とかはしていないんですよね。

○福祉課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

現在生活保護の措置を受けている方の中に外国人はいません。

以上です。

○6番（外村仁君）

これもちょっと私の考えなんですけど、そういう方が来られた際は帰国を促すとか、領事館に行ってくださいって言うってもらって、これ、生活保護に関しては最高裁で日本国籍所持者に係るということなのでお願いします。

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。

午前11時41分 休憩

午前11時47分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

○6番（外村仁君）

私が言っていることは、外国人差別とか、そういうことではなくて、仮に全ての外国人が悪い人という受け取られ方は、私の本位とするところではないので、仮に、日本全国で悪いことをする外国人が増えているとか、治安が悪くなっている自治体もあるという前例がありますので、

そういうことが高原町で起こらないように、ちゃんと外国人に法律、ルールを遵守してもらうように、気持ちよく高原町に居住してもらえそうな環境づくりが必要ではないかなと思います。

その中で、高原町が居住する外国人に対して、どこまでサポートができるかという問題がありますね。そこは、ちゃんと考えて、不必要なサポートなんて、日本人にもしないようなサポートまでする必要はないのではないかなというのがあります。そこは御承知置きください。

以上です。いいですか。

○町長（高妻経信君）

分かりました。先ほど、産業創生課長が、誘致企業の中に、そういった外国から働きに来ておられる方がいると。ある社長さんから話を伺っていらっしゃたら、高原町の住民として住所を高原に置いて生活しているわけですね。ですので、企業も、企業側も、日本の文化とか、ルールとか、指導はしていると。

やっぱり地域で、見守ってほしいというのを強くやりました。そこで指導じゃなくて、様々、気づいたことがあれば、教えてあげるといふか、そのような、いわば近くの住民と、そういう付き合い方をしてほしいなあということをおっしゃいまして、町からすれば、確かにそうかなと。

ですから、町民も温かく、そういった方を、今、雇用がなかなか厳しい状況の中で働いてもらっているわけですので、そういったことも、やっぱりこの町としては、住民の方に理解をしていくことも大事なかなと感じております。

○6番（外村仁君）

人それぞれ考え方とか、すごい悪い人もいれば、いい人もいるという中で、そういう居住外国人、外国人居住者が65人いるというのは、今回の定例会で初めて知ったんですけど、どこに住んでいるとか、全然知らなくて、なので、地域住民のイベントに積極的に、そういう外国人の方に参加してもらおうとか、そういうところのバックアップは行政がすべきじゃないかなと思いますので、相手が分からなかったら、不安しか出てこないんで、交流することで分かり合えるところも出てくると思うので、そこは、行政がバックアップしていったほしいなと思います。

次の質問、行っていいでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

先ほど、創業企業支援のところ、事業の件数というお話がございました。

資料がありましたので、令和3年度から令和5年度までに12件の相談を受けておりまして、うち8件の支援を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（前原淳一君）

昼食のため、１時１０分まで休憩します。

午前１１時５２分 休憩

午後 １時１０分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

外村議員。

○６番（外村仁君）

最後の質問になります。ふるさと教育についてです。

現在のふるさと教育の内容、特に高原町独自の教育について伺います。どのような教育をしているのか、また独自の教育をしているのであれば、その内容を伺います。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

高原町教育委員会では、高原町ふるさと教育のテキスト・手引き・副読本を作成しております。ふるさとを知り、ふるさとから学ぶことを通して、ふるさとに誇りを持ち、ふるさとを愛する心を育むことを狙いとして、ふるさと教育を行っております。

例えば、小学校１・２年生の生活科では、学校周辺の調べ学習、小学校３・４年生の社会科では、社会科副読本を活用した高原町の郷土学習、また、総合的な学習の時間におきまして、小学校３年生から中学校３年生まで、高原町を知ることやＰＲすること、あるいは高原町地域貢献の在り方について学んでおります。

本町独自の取組の一つとしましては、より良い町づくりのための協議や実践を行う高原子ども未来議会、毎年１月に継続を実施している新燃岳を考える日、防災学習であります。ふるさと教育の一環として行っております。

そして、これ、地域に根差した教育活動として、中学生による後川内の夏祭り、あるいは日本発祥地祭りの中学生の企画・運営補助等がございます。

以上でございます。

○６番（外村仁君）

いろいろと行っているというのは分かりました。その中で、次の質問にも関わることなんですけど、高原町独自の教育として、天孫降臨であったりとか、神武天皇御生誕の地というところを特に重点化したような教育は行っていないのでしょうか。

○教育総務課長（田中博幸君）

お答えいたします。

神話に関する学習としましては、小学校6年で総合的な学習におきまして、高原町に伝わる神話・伝統や文化財、歴史について調べる学習をしているところであります。

以上であります。

○6番（外村仁君）

その調べる学習の際に、実際に皇子原神社であったりとか、そういうところに行くというところはされていますか。

○教育長（西田次良君）

はい。先ほどの6年の学習の中で皇子原神社、そして霧島東神社に出向いて話を聞くというようなことをやっております。

以上です。

○6番（外村仁君）

分かりました。それに関しては次の質問の内容にかかってくるんですが、小学校、中学校でふると教育を受けると思うんですが、高校までは大体の子供さんは、ここ地域の高校まで、その後、大学に進学とか就職で町外、県外に出ていかれる子供さんが多いと思うんですね。そのときに高原町を、行った先で、高原町PRできるような、ちゃんとその教育内容になっているとか、そういう資料があるかというところを伺います。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

令和5年度でございますけれども、町の補助事業ということで、観光協会で高原町観光ガイドブックというのを200部制作いたしております。このガイドブックにおきまして、目的の一つが、中学生の方等が、それを資料として利用として町内をガイドできるようにということで作成したものであります。

ガイドブックの表紙にも、日本発祥の地というのをうたっております、高原の神話とか、天の逆針、そういうものについて、中で内容を記載しているところもありまして、あとは、神武天皇の足跡をたどるルートマップ、こういうものを中にも入れさせていただいております。

あと一つ、御提案がありましたとおり、小学生等に向けてなんですけれども、町民の方、あるいは関係団体の方から、この小学生の方等でも分かりやすい、アニメーションを使ったような、この日本発祥の地、天孫降臨、初代神武天皇御生誕の地というようなものを作ってはどうかというような御提案も今頂いているところでございます。

いずれにいたしましても、この日本発祥の地というところは重要なところと思っておりますの

で、創意工夫しながら、PRの資料の拡充に努めていければと考えているところです。

以上です。

○6番（外村仁君）

アピールなんですけど、私の事例で申し訳ないんですけど、県外に十何年いまして、宮崎県出身ですと言うと、県北の自治体の話ばかりされて、なかなか高原町というところの認識がないというところがあって、その中でも私は頑張っているいろいろ説明をしていたんですけど、その中でも、ふるさと納税を、たまたまその行った先で、そういう話をしていたら、高原町にふるさと納税したという人も出てきたんですね。なので、今すぐ結果は出ないかもしれないんですけど、今の学んでいる子供たちに対して、ちゃんと、そういう高原町の説明をできるような知識をちゃんと教えて、県外に行ったときに、あまりに長々話すると聞いているほうも疲れてくるので、簡潔にしゃべれるような感じの知識でやれば、高原町のPRにもなるし、私のような少しでもふるさと納税の増加に寄与できるのではないかなというところがあります。

それで、先ほど資料と言ったんですけど、それをデータ化して、今、一人一台スマートフォンとか持っているような時代なので、手元でちゃんと調べるようなものをホームページに、分かりやすいところに載せておくとか、そういうところまで考えられないでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

ホームページの掲載等につきましては、また総合政策課ともお話をしながらとは思っているんですけど、今、昨日の山下議員の御質問の中にもありましたとおり、今、町でいろいろ作りましたPRする素材が今のところ点在しておりますので、それを一元化といいますか、データを整理して、例えばガイドとかで使えるようにプリントアウトしたりというようなことも考えておりますので、そのデータを構築して、簡単に見れるような、PRのページといいますか、そういうものをつくっていくようにと、研究していきたいと思います。

○6番（外村仁君）

よろしくお願いします。

子供たちだけではなくて、町民の方が旅行等で県外等行かれた際に、地元の人としゃべる機会があったときにでも使えるように町民の方にもそういう周知をしていただくことが必要かなと思いますので、よろしくお願いします。

で、ちょっと先ほど言い忘れたことがありまして、子供たちにいろいろふるさと教育といって、郷土愛を育むとか言っていたんですけど、今、現状、町がお金を出して教育をして、結局外に出ていかれて、都市部のために教育費使っているみたいなイメージになっているので、ふるさと教育を通して、高原町内で起業をしたいとか、仮に外に出ていっても、10年ぐらいたって外の世界を知った上で帰ってきて、高原町を盛り上げたいというような、そういう思いになる

ような教育をしてほしいところがあります。

これ、私自身が実際、学生時代に、仮まあ、10年ぐらいは社会人経験をしてから戻ってこようという思いで外に出て行った身でありますので、そういう子供たちを増やしていくような教育をしていていただきたいという思いを込めて、この質問をしております。

あとは、PRをもうちょっとしてほしいですけど、今、特に言うことがなくなったので、質問を終わりたいと思います。

○議長（前原淳一君）

これをもって一般質問を終了します。

○

◎ 日程第2 承認第8号 専決処分について（専決第9号）令和6年度高原町一般会計補正予算（第7号）

○議長（前原淳一君）

日程第2、承認第8号、専決処分について（専決第9号）令和6年度高原町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

承認第8号、専決処分について報告いたします。

議案書の1ページ、2ページをお開きください。

令和6年度高原町一般会計補正予算（第7号）を地方自治法第179条第1項の規定により令和6年10月9日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正の内容であります。令和6年10月9日に衆議院が解散したことに伴います第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る経費の補正でございます。

補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正では、歳入歳出それぞれ1,107万9,000円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ70億6,250万1,000円と定めたものでございます。

事業の内容につきまして説明させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

衆議院議員選挙費でございますが、選挙及び国民審査に係る投開票等に要する経費といたしまして、1,107万9,000円を計上いたしております。

財源としまして県支出金を充てております。

以上、御承認方よろしくお願い申し上げます。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから承認第8号を採決します。

本件は承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、承認第8号は承認することに決定しました。

○

◎ 日程第3 議案第60号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第3、議案第60号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第60号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書3ページをお開きください。

これまで本町の国民健康保険税においては、毎年、年度当初の4月に国民健康保険税の暫定賦課を実施しておりますが、令和7年度から普通徴収に係る国民健康保険税の暫定賦課を廃止するものでございます。

暫定賦課の制度については、国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いられる課税所得金額が年度当初には確定していませんが、歳出における保険給付費については、年度開始後から支払わなければならないものでございまして、国民健康保険財政運営の安定化を図るために設けられた制度でございます。

しかしながら、平成30年度の国民健康保険制度の改正により、年度開始の保険給付費の支払いは全て交付金で賄われることになったこと、また国民健康保険税は県へ納める納付金の財源

となりますが、その支払いは8月から翌年4月までの毎月払いであり、暫定賦課で賦課徴収する理由がなくなったため、廃止するものであります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（福澤卓志君）

今御説明いただきましたこの暫定賦課の廃止に伴う、例えばしなかった場合の事務手続が困難なのか、現状をこのまま続けることが困難なのか、できるのかを伺いたいと思います。

○町民課長（江田雅宏君）

質問にお答えいたします。

しなかった場合、今、まだ事務手続上はできます。

○3番（福澤卓志君）

今、社会的に物価高騰の折、暫定であっても、1期分減るということは、それだけ徴収額が増えるということになります。ここで、私ごとですけども、今納めさせていただいているものを、まあ、具体的な数字は申し上げませんが、年金と合わせてお支払いすると、相当額お支払いすることになっております、毎月。遅滞なく納めるようにしております。これ、当たり前の義務だと思っています。

しかし、子供がいる世帯、私と同年代の方を想定しても申し上げるんですけども、大変苦勞があります。家計を逼迫している状況が考えられます。ですので、例えば納入月を増やすという提案だったらありがたかったんですけど、減らすとなると月額、お支払いする額が増えてきますので、もう払いたくても払えないという方が増えるのではないかなというふうに思うんですけども、こういった配慮されるような提案というか、考えはなかったのでしょうか。

○町民課長（江田雅宏君）

お答え申し上げます。

事務的な話をしますと、暫定賦課という部分が国民健康保険税の賦課徴収をするに当たって、理由がなくなったということがございまして、事務的な話という部分も、まあ、事務のメリットといえはありますけれども、納税義務者のほうに関しましては、1期目が4月で、2期目から7月ということで、その仕組みというのも、要は差額があつたりとかして、過誤の納付とかそういうのがあつた場合に、納入、返還ですね、還付する場合も2か月、3か月とかかかつたりとかして、お叱りを受けたりとかする場合もございました。そういうところも理由としてあります。

納期について、増やすというのも考えてはありました。というのが、もともと平成30年に国

民健康保険税の制度が変わったので、ここで近隣の状況というのも実は確認をしておりました。そこで、いつか1期減らしていこうかなというようなことを、段階的に必要ということも考えておりましたけれども、コロナ禍におきまして、納期が減することは、1期当たり、おっしゃられるとおり、納税義務者の方々の負担増にもなり得ることから、実はこれまで改正を見送っておった経緯はございます。

しかしながら、今、宮崎県では保険税の水準の統一化、こちらを向けて協議を進めている段階でございまして、そういう部分も考えまして、やっぱり、まあ、これ、納期の話はまだちょっと、まだ、これから検討になるのですけれども、それが一気に変わるというか、大体8期とかそういうふうになったときに、それこそ負担が増えるので、今回この機会に納期の減額をさせていただいて、若干の負担はございますけれども、そういうお願いをしたところでございます。以上です。

○3番（福澤卓志君）

県の統一化されると、要は加入人数が増えるので、1人当たりの税収額は今よりも減るんじゃないかという、私は勝手に思っております。

今、町内で、今加入している方で、相互扶助という考え方で納入しているというふうに思っているのですけれども、それで間違いなければ、やはりどうしても負担が大きいのですよね、1期分減るといふ。そこに対して、例えば役場の皆様が国保に加入されていたら、また変わるのでしょうけれども、そういった多くの方々の、支払っている方々の気持ちを考えたときに、今は表題に乗せるべきではないのかな、乗せなくても大丈夫だったら、このまま現状で続けていていただきたいな。県の方針が変わったときに、タイミングでまた方法とか変わってくるといふことでもいいんじゃないかなと思うんですけれども、この点の見解は、いかがですか。町長はいかがお考えですか。町長も一応国民保険の加入者だと思うんですけど。

○町長（高妻経信君）

今の福澤議員からの御提案がありましたように、1期分納期が減ることになりますと、当然ながら1期分の金額が増えるということになります。それが納付される方の負担が当然ながら増える部分はあろうかと思えます。ですので、このことにより納付が難しいと、困難であるというような方が仮に出てこられた場合、現在もそうでありますけれども、そういう方についてはそれぞれの相談を受けております。そのような体制は、今回、町民に周知をする際にもこの周知が必要だろうと思えます。

それと、この暫定賦課を本町も今回廃止すると、これは県内でも平成30年度からもう進んできておりまして、高原については、その時期に遅れた形での今回のこの条例化が成立したわけですが、今、福澤議員からございました件を、十分この納付者に対して配慮をしながら

お願いをしていかなければならないと考えます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○9番（陣圭介君）

期数が変わるだけで総額が変わらないということで、第1期の期日を9くらいの第2期に合わせたのは、それなりの配慮だと思っているんですけども、全体的な負担が大きいという部分について、また税率の改正もかねてから言っていますので、そのあたりを考慮していただければいいと思うんですけども、恐らく6月にまた限度額が3万円ぐらい上がるという想定になっていると思うんですよ。

私、国保新聞から情報をもらっているんで、限度額が上がるという中で、この改正の内容の周知を、第1期が遅れてくるところの中で、どのように被保険者に周知していくかというあたりを教えてください。

○町民課長（江田雅宏君）

お答えいたします。

周知については、国保運営協議会、こちらのほうを開いた際もその話は出まして、そこで回答いたしましたのは、今、広報のほう等でもお知らせしていくというようなことでしております。今回、12月にこの議案を提案させていただいたのも、そういう周知期間の準備期間ということも踏まえまして、3月ではなく、今回提案させていただいているところです。したがって、広報についてはしっかりとやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○3番（福澤卓志君）

本案に関しては、今先ほど質疑させていただいたとおり、暫定をつけていても何ら変わりはないということで答弁がありましたので、この件に関しては、私は反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど述べましたとおり、社会物価高騰の折、何かと支払い、出費が重んでいる昨今、納入したくてもできないという方が増えることを懸念することと、人口減少の中で加入者がどんどん

減っている、負担が増えてくるということを考えたときに、もう少し立ち止まっていただく配慮を頂きたいというふうに思っております。

○議長（前原淳一君）

賛成の方の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

議案第60号は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

起立多数、よって議案第60号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第4 議案第61号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

○議長（前原淳一君）

日程第4、議案第61号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第61号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例について御説明いたします。

議案書では6ページをお開きください。

本条例につきましては、行政の高度化、多様化、国際化などが進展する中で、これらの変化に的確に対応し、遂行していくためには、新規採用・育成を基本としながらも、育成だけでは得られない有為な外部人材の活用をしていく観点から、民間人材の採用の円滑化を図るために、公務に有用な専門的な知識・経験等を有する者を任期を定めて採用するため、制定するものであります。

任期付職員の採用につきましては、高度の専門的な知識経験または識見を有する者等を一定期間活用し遂行することが特に必要とされる業務や、一定期間内に終了することが見込まれる業務の場合等に限定するものであります。

また、任期付職員の処遇については、国に準じて所要の制定を行うものであります。

施行期日につきましては、令和7年4月1日からとし、条例施行前において採用手続等の準備行為を行えるよう附則に記しております。

以上、御審議方、よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（温水宜昭君）

一般質問をしましたがけれども、この採用等に関して年齢的なものがあるのかというのと、任期的にも決まっておりますけれども、この辺はこれに該当するもので採用ということになるのでしょうか。普通、一般職の方は試験とかを受けて入られるわけですがけれども、この任期付職員については、面接でお決めになるのでしょうか。2点お伺いします。

○総務課長（末永恵治君）

基本的には定年に達する前までの方なんですけども、今、段階的に定年が上がっている途中ですので、いわゆる定年前再任用職員という言葉もありますので、65ぐらいまでは任用ができるというふうに考えています。

あと、採用のことですけども、各自治体を見ますと、面接だけのものもあるし、面接試験だけではない、学力試験とかされる場合もあるやには聞いておりますけど、今後、そこは本町の様子を見ながら検討していきたいというふうに考えています。

○4番（温水宜昭君）

私の個人的な考えですけども、やはり役場職員も一般職員の方々も、専門性を有する課も出てきたと思うんですけども、こういう形で専門に通じた職員さんも必要なと。特にさっき質問いたしました公共施設関係については、ある程度専門的なものがないとなかなか結論も出ないし、長引く事案になると思うんですけども、ぜひそういう部分にも加味した採用等をしていただいて、なるべく円滑に業務が進むような形を取っていただきたいと思います。これは町長に対してのお願いです。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○9番（陣圭介君）

もう通告したので4件ほどお願いします。

別表の給料月額の金額設定の根拠を1点教えてください。

2点目ですけれども、第3条の第2項に、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を各号に掲げる業務のいずれかに、何たらか書いて、その後、職員の当該業務以外の業務に期間を限って従事させるという、ちょっと周りくどい言い方になっているので、どのようなケー

スを想定されているのかについてお伺いしたいと思います。

それから、3点目ですが、第4条に、地公法第22条の4第1項に規定すると書いてありますけれども、これは定年前再任用短時間勤務職員の任期付の採用に関する規定かと思っているのですが、以前、職員の勤務時間、休暇等に関する条例だったかと記憶しているのですけれども、定年前再任用短時間勤務職員についての規定を設けた経緯があると記憶しているのですけれども、この条例で改めて、地公法に関して採用についての規定を設ける必要が出てきたということか否かについてお伺いしたいと思います。

それから、4点目、第7条ですけれども、第2条第1項の規定により任期を定めてと書いてありまして、この別表の適用を受ける職員が明記されているのですけれども、本条例案による採用を受ける方というのは、その第2条第1項のみではなく、まあ、そのほかにも第4条の規定によりとかいうのが書いてありますけれども、本条例案の第2条第2項と第3条の規定による採用者の給料の対応がちょっと、私は見つけられなかったもので、その対応についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○総務課長（末永恵治君）

まず1点目の別表の金額設定の根拠は、人事院規則よりしております。

それから、第3条第2項についてどのような計算を想定しているかというのは、例えば、例えばですけど、本町の職員を災害派遣1年以上する場合、派遣元の部署が手薄、手薄というか、なるので、そのときもこの任期付採用職員を採用できるというようなことも想定しております。あと3番目の地公法22条の4のような第1項の任期付採用に関する規定でございますけれども、本条例の第3条第1項のこの業務にも採用できるということであります。

それから、第2条の件ですけど、実際、例を挙げますけれども、第2条第2項の1号の当該専門的な関係を、例えば弁護士とか医師とか、あとIT関係等を想定しております。2号については、看護師、保健師、教師等を想定しております。

あと3号、4号については、一般事務関係を想定しているところであります。

以上です。

○9番（陣圭介君）

私の説明がちょっと悪かったのかもしれないですけど、もう一回、2番目について聞きますけれども、例えば災害派遣で本町の非常勤職員をそっちに派遣したときに、また本町で雇用した任期付の職員を災害派遣などで派遣できるという考え方なのか、その場合に人が欠けたときに、そこにまた新たに補充要員として採用するのかというあたりの説明を1件求めたいのと、それから3番目の質疑の趣旨というのは、改めてこの地公法の第22条の4第1項の定年前再任用

短時間勤務職員に関する採用についての規定が今までなかったから、本条例案で改めて規定する必要が出てきたのか、いなかというあたりを聞いたかったのです。

あともう1つ、4番目の質疑は、第2条第2項各号の説明を求めたかったのではなくて、この第7条は、別表の給料表の規定を受ける職員、第2条第1項の方はこの別表の規定で給料表の適用を受けると、第4条の規定の場合は、そのほかにまた給料月額の規定がありますけれども、給料関係で、この第2条第2項の方及び第3条の方というのはどういう適用を受けるのかというのが見つけられなかったの、そこを教えてくださいという意味です。

○総務課長（末永恵治君）

どういうケースですけども、本町の正規職員を、例えば災害派遣1年する場合に派遣元の職場が欠員になるので、そこに任期付採用、職員は充足できるということであります。

それと、地公法の規定でございますけども、議員がおっしゃいますように、職員の勤務時間・休暇等に関する条例に定年前再認用の項目がございますけども、ここで1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定めるとありますので、そこを謳ったということとであります。

それと、給与ですけど、一般職に準ずるということで、正規職員と同等の、……（発言する者あり）あっちのほうで……（発言する者あり）

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。

午後 1時51分 休憩

午後 1時53分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続します。

○総務課長（末永恵治君）

一般職の職員の給与に関する条例において職員とは法第3条第4条に規定する一般職に属する職員に給与支給するとありますけども、地公法に、3条に定める一般職とは特別職に属する職以外の一切の職とするということとあります。ですから、一般職の給与を適用するとしております。

○9番（陣圭介君）

ちょっと認識違いだったらすみません。第2条第1項の方は第7条でカバーされて、第4条の方は第7条第4項でカバーされると思うんですよ。とすると、あの間が抜けてる、第2条第2項と第3条の方が、その一般職の給料の例によるとかいう規定はこの条例の中では要らない

んですか。

○総務課長（末永恵治君）

特別職と一般職に地公法でなっておりますので、これも一般職の任期付職員ということであり
ます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。議案第61号は原案のとおり決することに賛成の方は起
立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）総員起立です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第5 議案第63号 工事請負契約について

○議長（前原淳一君）

日程第5、議案第63号、工事請負契約についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第63号、工事請負契約について御説明いたします。

議案書の12ページをお開きください。

令和5年発生道路災第181号一般町道柳野・今房線につきましては、令和6年11月22日
に入札を実施いたしました。

工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付す
べき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるも
のでございます。

この路線につきましては、令和5年8月の台風6号に伴い発生した線状降水帯による集中豪雨
のため被災し、同年12月に災害査定を受検したものでございます。

なお、契約工期は令和7年3月31日までとしております。

以上でございます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（陣圭介君）

入札状況の説明をお願いします。指名業者の数と、あと、応需した業者の数、それから金額それぞれが1点目。

それから、2点目ですけど、これ金額8,600万で少し大きいんで、納期・工期が間に合うかどうかの見通しを2点目をお願いします。

○建設水道課長（酒匂政利君）

まず、1点目の質問にお答えします。

まず1点目の入札の数ですけども、6社に対して通知を行っております。A社が税抜き価格の7,870万円、B社が8,054万6,000円と入札されており、残り4社は辞退となっております。

工期の話なんですけども、契約工期は3月末としておりますけども、金銭的なもの、あと工法的なものを考えますと、3月末は難しいと考えております。※繰越しを見込んでおるところでございます。※166ページに訂正発言

以上です。

○9番（陣圭介君）

入札の段階で繰越し見込んで入札されたということですかね。その工期、今、3月31日というような記憶があったんですけど、もともと繰り越す見込みで入札を行ったってことですか。

○建設水道課長（酒匂政利君）

本工事につきましては、令和6年度予算での執行となっておりますので、工期につきましては3月31日までとしてきたところでございます。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。議案第63号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第6 議案第64号 町道の廃止について

◎ 日程第7 議案第65号 町道の認定について

○議長（前原淳一君）

日程第6、議案第64号、町道の廃止について及び日程第7、議案第65号、町道の認定についてを一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第64号、町道の廃止について並びに議案第65号、町道の認定については関連がございますので一括して説明をいたします。

議案書の13ページをお開きください。

本議案につきましては、道路法第10条第1項の規定により、町道の廃止をしたいので、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

位置図につきましては、別冊の資料を御覧いただきたいと思います。

町道二葉・村移線につきましては、現在事業を行っている区間の完了により路線の延長が伸びることとなり、終点の地番が変更となります。

起点や終点の地番が変更となる場合には、一度、町道廃止を行う必要がありますので、今回お願いするものでございます。

議案書の14ページをお開きください。

町道の認定でございますが、先ほどの廃止路線に事業完了予定区間を含めた延長1,287.0メートルにつきまして、改めて町道の認定を行いたいことから、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。

まず議案第64号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第65号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、議案第64号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第65号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第64号を採決します。議案第64号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号を採決します。議案第65号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第8 議案第66号 町道の認定について

○議長（前原淳一君）

日程第8、議案第66号、町道の認定についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第 66 号、町道の認定について御説明いたします。

議案書の 15 ページをお開きください。

当議案につきましては、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき町道の認定を行いたいことから、議会の議決を求めるものでございます。

位置図につきましては、別冊の資料を御覧ください。

議決をお願いする 2 路線については、新規に認定を行うもので、上町 8 号線、延長 51 メートルと上町 9 号線、延長 35 メートルでございます。

町道認定の理由としましては、町道としての機能を有していますことや、沿道には住宅などがありますことから、今後の活用が図れるためでございます。

以上でございます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第 66 号を採決します。議案第 66 号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第 9 議案第 67 号 財産の取得の追認について

○議長（前原淳一君）

日程第 9、議案第 67 号、財産の取得の追認についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第 67 号、財産の取得の追認について御説明いたします。

議案書の 16 ページをお開きください。

本町で購入しました教師用指導書及び指導用教材において、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づく議会の議決に付していないものがあることが判明しましたので追認を求めるものでございます。

他の自治体において必要な議決を経ずに教師用教科書、指導書及び指導用教材などの購入をしていたことが報道されたことを受け調査したところ、本町においても、2件の事案が確認されました。

1件目の契約の内容につきましては、契約の目的は令和6年度教師用指導書及び指導用教材、契約の方法は随時契約、契約金額は898万4,770円、契約の相手方は、住所が宮崎県小林市細野1597番地、氏名が有限会社藤堂代表取締役藤堂信で、契約した日は令和6年4月1日でございます。

今後、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格700万円以上の財産の取得につきましては、全職員が認識を新たにして事務事業に取り組んでまいります。

以上、御審議方、よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

全員協議会の時、話しましたが、議会の追認を要する期間についてですが、追認を得ていなかったとしてもこの解除権については消滅時効の制限がかかるかと思うので、そのあたりの確認をしたいと思います。お願いします。

○総務課長（末永恵治君）

消滅時効の件ですけども、数年前、民法が改正されて新たに主観的権利を行使することができる時から10年間という客観的起算点と権利を行使することができることを知った時から5年間という主観的起算点による消滅時効が設けられております。これに行きますと、客観的起算点は10年ですので、平成26年以前のもう時効が成立と。それと、主観的起算点によりますと、5年間ですので令和元年以前はということですので、いずれか早いほうを適用するというふうになっておりますので、5年間のほうが、5年前までに遡るこの2件が対象と考えております。

以上であります。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第６７号を採決します。議案第６７号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第６７号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第１０ 議案第６８号 財産の取得の追認について

○議長（前原淳一君）

日程第１０、議案第６８号、財産の取得の追認についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第６８号、財産の取得の追認について御説明いたします。

議案書１７ページをお開きください。

先ほどの議案と同様に、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条に基づく議会の議決に付していないものがあることが判明しましたので、追認を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、契約の目的は令和２年度教師用教科書、指導書及び指導用教材、契約の方法は随時契約、契約金額は８３７万９、８７６円、契約の相手方は、住所が宮崎県西諸県郡高原町大字西麓８５６番地、氏名が山下書店合同会社代表社員尾上政利で、契約した日は令和２年４月１日でございます。

今後、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条に規定する予定価格７００万円以上の財産の取得につきましては、全職員が認識を新たにして事務事業に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。議案第68号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第11 議案第69号 令和6年度高原町一般会計補正予算（第8号）

○議長（前原淳一君）

日程第11、議案第69号、令和6年度高原町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第69号、令和6年度高原町一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,712万3,000円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ71億2,962万4,000円と定めるものでございます。

主な内容としまして、障害者介護給付・訓練等給付費や、道路の維持補修に係る経費などを計上いたしております。

補正の内容につきまして説明いたします。

6ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、災害復旧事業につきまして、限度額の変更を行うものでございます。

それでは、補正の主な内容につきまして、目ごとに説明いたします。

なお、今回の補正におきまして、職員の人事異動等に伴う人件費の増減につきましては説明を省略させていただきます。

16ページ、17ページをお開きください。

2表目の中断、企画費でございますが、ふるさと納税特産品贈呈事業としまして、企業版ふるさと納税を活用しました官民連携産業創出事業として822万1,000円を計上いたしております。

財源としまして、寄附金を充てております。

続きまして、同表最下段の諸費でございますが、出産・子育て応援交付金事業の過年度の事業費確定に伴います、国や県からの補助金の返還金として122万5,000円を計上いたしております。

20ページ、21ページをお開きください。

2表目の社会福祉総務費でございますが、高原町総合保健福祉センター事業としまして、ほほえみ館と神武ホールの各種修繕経費167万円など、217万円を計上いたしております。

同じく、障害者介護給付・訓練等給付費としまして、障害児給付費において年度途中での新規利用者増に伴う増額分の費用として1,616万3,000円を計上いたしております。

財源としまして、国・県支出金を充てております。

22ページ、23ページをお開きください。

2表目の環境衛生費でございますが、浄化槽設置整備事業としまして、単独槽から合併処理浄化槽への転換の申込件数の増が見込まれることなどから、設置の補助費用としまして449万7,000円を計上しております。

財源としまして、国・県支出金を充てております。

24ページ、25ページをお開きください。

2表目の商工費でございますが、商工業振興費としまして、特定地域づくり事業協同組合の設立準備に向けた先進地視察に係る経費として100万円を計上いたしております。

財源としまして、県支出金を充てております。

次に、3表目の道路維持費でございますが、町道の維持補修に係る経費のほか、現在、柳野・今房線の上層部分において、県が治山事業を実施しておりますが、工事の対象外となる隣接している町道敷のり面における一体的な復旧工事に係る経費と合わせまして1,689万5,000円を計上しております。

財源としまして、町債を充てております。

26ページ、27ページをお開きください。

2表目の教育総務費の事務局費でございますが、新小中一貫教育校の校歌作成に伴う経費100万円など、109万2,000円を計上いたしております。

財源としまして、繰入金を充てております。

以上、御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（陣圭介君）

人事異動に関する説明はなかったと思うんですけど、16、17ページの総務管理費の一般管理費の減額が結構大きいのと、それから、20、21ページの民生費社会福祉総務費の増額がちょっと大きいので、対象人数と総体で見ると社会福祉総務費のほう、増のほうが大きいのでその理由を教えていただきたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

人数までちょっと把握しておりませんが、当初予算において現所属で給与を費目あり得る関係で、これ、なっております、特に社会福祉総務費においては、養護老人ホーム峰寿園に勤務する職員が新たに増えたのでその関係でこういうふうが増えております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

その峰寿園の増えた人数も分からないですかね。

○総務課長（末永恵治君）

7名ということであります。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○3番（福澤卓志君）

ちょっと1点だけお願いします。27ページの教育総務費事務局費の校歌作成に100万円ということでした。これから、どういった方をお願いするのか、作曲なのか、私はこの現状をそのまま使っていていいと思ってるんですけど、新たにすることでしたら、どういう方をお願いをするっていう考えがあるのかを聞きたいと思います。

○教育総務課長（田中博幸君）

お答えいたします。

今回、新たに作るというふうになったのは、まず、小中一貫教育校準備委員会のほうで協議を現在しております、その中で、小中のメロディーも歌詞も全く同じものを使用することとで、一体感を出すということで伝わりやすいメリットがあるということでこのように今回新たに作成することになりました。町民ゆかりのある方をお願いしたいということで、今後お話を進めていくということになっております。

以上であります。

○3番（福澤卓志君）

私も、本町出身で大変すばらしい方を町民の方から教えていただいて、民謡なんかを作成されたりとか、えびの市の地域の歌を作曲された方っていうのを御紹介いただいたところです。

こういった方が情報入っているかと思えますけども、やはり、本町にゆかりのある方で関わっていただきながら、作曲されるっていうのもいいのかなっていうふうに思えますけども、今後、町民がなじみやすい、もちろん子供たちが歌っていてすくすくと伸びるような校歌であっていただきたいんですけども、町民からもなじまれるような、親しまれるような、ぜひ、校歌であっていただきたいというふうに思いますので、どなたにお願いするかっていうのを含めて、よく審議を頂きたいと思っております。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○４番（温水宜昭君）

確認ですけども、歳入の１１ページの一番下の項目、補助金ですけども、これの、恐らく、今、やってる事業だと思いますけども、確認ですけど、中身を教えてください。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答え申し上げます。

これは、特定地域づくり事業協同組合ということで、現在、本町のほうでスポット的に担い手不足、労働者不足の所に労働者を派遣できないかということで検討している事業のものについてでございます。

これにつきましては、県のほうでもこの県内でこの事業協同組合を成立させようということで、その準備に係ります経費、それについては県のほうが、これ、１０分の１０見ていただけるといふ事業でございまして、今回、手を挙げているということでございます。

以上でございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○６番（外村仁君）

２５ページの商工業振興費の特定地域づくり事業協同組合設置に向けた視察っていうのは、どこに行ったのかとかは、どこに行くとかそういうのはまだ決まってないですかね。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

現在、この視察先、県のほうとも紹介いただきまして、島根県の海士町のほうの視察を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。議案第69号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第12 議案第70号 令和6年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（前原淳一君）

日程第12、議案第70号、令和6年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午後 2時27分 休憩

午後 2時34分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続します。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第70号、令和6年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

第1条第1項の補正は保険事業勘定の予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ

4,593万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ14億8,755万2,000円と定めるものでございます。

第2項の介護サービス事業勘定の予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ148万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ715万7,000円と定めるものでございます。

まず初めに、保険事業勘定について御説明いたします。

補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

基金積立金でございますが、今後の介護保険事業の保険給付費等の財源として4,593万7,000円を積み立てるものでございます。

なお、財源としまして繰入金及び繰越金を充当しております。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

補正予算書の24ページ、25ページをお開きください。

前年度の繰越金148万4,000円を歳入として計上し、同額の148万4,000円を歳出の繰出金に計上いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

議案第70号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

ここで先ほどの陣議員の質問に対する建設水道課長の答弁に対して発言がありますので、許可します。

○建設水道課長（酒匂政利君）

先ほどの議案第63号、工場請負契約についての陣議員からの質問について訂正をお願いいたします。

工期についてなんですけれども、3月31日まで終わるのかという質問だったと思いますけれども、これについては繰越しを予定ということで答弁申し上げましたけれども、工期内完了を目指して頑張りたいというふうに訂正いたします。

よろしくお願いいたします。

○

◎ 日程第13 議案第71号 令和6年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（前原淳一君）

日程第13、議案第71号、令和6年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第71号、令和6年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ304万7,000円を増額し、予算総額歳入歳出それぞれ3億1,319万4,000円と定めるものでございます。

今回の補正につきましては、令和5年度後期高齢者医療給付費市町村費負担金返還金等に伴い、諸収入に計上し増額するものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

諸収入でございますが、令和5年度後期高齢者医療給付費市町村費負担金返還金の確定等により304万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

諸支出金の繰出金でございますが、304万7,000円を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第 7 1 号を採決します。

議案第 7 1 号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第 7 1 号は、原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第 1 4 議案第 6 2 号 高原町立小中学校設置条例

○議長（前原淳一君）

日程第 1 4、議案第 6 2 号、高原町立小中学校設置条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第 6 2 号、高原町立小中学校設置条例について御説明いたします。

議案書の 1 1 ページを開きください。

令和 8 年 3 月 3 1 日をもって現在の 4 小学校と 2 中学校は閉校し、令和 8 年 4 月 1 日から新たな小学校と中学校を設置するため、本条例を制定するものであります。

新たな小学校及び中学校の名称につきましては、広く公募し、高原町小中一貫教育校準備委員会及び高原町教育委員会による審議を経て、新たに高原小学校及び高原中学校の名称に決定いたしております。

愛称につきましては、たかはる学園と決定しております。

また、施行期日は、新学校が開校する令和 8 年 4 月 1 日からといたしております。

なお、現在の設置条例であります教育関係の公の施設に関する条例につきましては、令和 8 年 3 月までに各学校の廃止、学校跡地の利活用を含めて所要の改正をするものでございます。

以上でございます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

ただいま提案理由の説明がありました議案第 6 2 号は、最終日に質疑、討論、採決を行います。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

◎ 散 会

午後 2時34分 散会

令和6年 第4回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第4日)

令和6年12月9日 (月曜日)

議事日程 (第4号)

令和6年12月9日 午後1時10分開議

- 日程第1 議案第62号 高原町立小中学校設置条例
- 日程第2 議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第73号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第74号 議会の議員の議員報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第75号 令和6年度高原町一般会計補正予算 (第9号)
- 日程第6 発議第2号 税制改正に伴う地方財源の確保に対する配慮を求める意見書 (案)
- 日程第7 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第8 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第62号 高原町立小中学校設置条例
- 日程第2 議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第73号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第74号 議会の議員の議員報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第75号 令和6年度高原町一般会計補正予算 (第9号)
- 日程第6 発議第2号 税制改正に伴う地方財源の確保に対する配慮を求める意見書 (案)
- 日程第7 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第8 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

出席議員 (10名)

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 西嶋 陽代君 | 2 番 岩元 礼子君 |
| 3 番 福澤 卓志君 | 4 番 温水 宜昭君 |

5 番 末永 充君

6 番 外村 仁君

7 番 郡山 貞利君

8 番 山下 香織君

9 番 陣 圭介君

10 番 前原 淳一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君 書記（事務局次長） 外村美保子君
書記（副主幹） 小久保さあや君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君	統括主監	花牟禮 秀隆君
総務課長	末永 恵治君	総合政策課長	横田 秀二君
会計管理者兼税務会計課長	中嶋 雄二君	町民課長	江田 雅宏君
福祉課長	馬場 倫代君	健康課長	中村 みどり君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	中別府 和也君
農畜産振興課長	平川 昌知君	建設水道課長	酒匂 政利君
教育総務課長	田中 博幸君	高原病院事務長	外村 英樹君
老人ホーム園長	中原 圭一郎君		

◎ 開議・日程

午後 1 時 10 分 開議

○議長（前原淳一君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第 1 議案第 62 号 高原町立小中学校設置条例

○議長（前原淳一君）

日程第 1、議案第 62 号、高原町立小中学校設置条例を議題とし、前回の議事を継続します。

これから議案第 62 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○4番（温水宜昭君）

今回の高原町立小中学校設置条例案について、まだ学校統合まで1年余り残すことや、関連する現行の条例や規則の見直し等の一括提案が必要と思われることや、先ほど全員協議会で述べた意見等を考慮し、今回の議案第62号には賛同いたしません。

以上です。

○議長（前原淳一君）

賛成の方の討論はありませんか。

○3番（福澤卓志君）

今回上程されたものに関しては、今後、未来につながる大事な条例改正であるとは私は思っております。説明を受けたとおり効果や交渉等、今後決めていかないといけないというところで上程されていることから、賛成したいと思っております。

○議長（前原淳一君）

ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

議案第62号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

起立多数。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第2 議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第2、議案第72号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第72号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

職員の給与は、国並びに他の地方公共団体の職員等の事情を考慮すべきものであるという給与決定の原則がございます。

このたびの人事院勧告、並びに国家公務員の給与改定等に鑑み、所要の改正を行うものであります。

今回の改正の内容は、期末手当及び勤勉手当の改定を行うもので、公布の日から施行することとし、12月期の基準日12月1日より前から適用することといたしております。

なお、期末手当及び勤勉手当につきましては、改めて支給割合の改定を行い、令和7年4月1日から施行することといたしております。

詳細につきまして、総務課長をもって説明いたさせます。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○総務課長（末永恵治君）

それでは、議案第72号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書1ページの第1条関係の第16条の第2項及び第3項の改正についてでございますが、人事院勧告に基づき、期末手当について、支給割合を再任用職員以外の職員については、100分の122.5から100分の127.5に引き上げるものであります。

次に、1ページから2ページにございます第16条の4第2項の改正についてですが、勤勉手当について支給割合を再任用職員以外の職員については、100分の102.5から100分の107.5に引き上げるものでございます。

2ページからの別表の改正は、民間給与との格差等を考慮し、人事院勧告に準じて給料表の改正を行うものであります。

続きまして、7ページの一番下の第2条関係であります。8ページになります。第1条関係で引き上げました期末手当の支給割合をさらに改正するものであります。

第1条関係の改正で再任用職員以外の職員の期末手当の支給割合を100分の122.5から100分の127.5へと一度100分の5引き上げた上で、第2条関係の改正で期末手当の支給割合を100分の125とすることといたしております。

勤勉手当につきましても同様に、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合を100分の102.5から100分の107.5へと一度100分の5引き上げた上で、第2条関係の改正で勤勉手当の支給割合を100分の105とすることといたしております。

こうしたことから、6月期と12月期の支給割合はいずれも現行の支給割合よりも、それぞれ100分の2.5ずつ、合わせて100分の10の引上げが行われるものであります。

次に附則関係であります、第1条の規定につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することとし、第2条の規定につきましては、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（陣圭介君）

2点ほどお伺いします。

会計年度任用職員の対応を教えてください。

それから2点目ですけれども、今回、行政職給料表が改定になるという提案だと思うんですが、高原病院の医療職給料表を、かねてから私は行政職とは分けるべきだという話をずっと続けていますけれども、今回のこの人勧に沿って、この行政職給料表が高原病院の医療職の方々にも適用になるということが原因になるかと思うんですけれども、病院事業においては約2,000万円ほどの人件費のアップということになるという試算が、先日の郡山議員の一般質問の中で明らかにされましたけれども、それに対する、まあ、病院事業にも限らないですけれども、そういった、あくまでも人勧に沿ってという考え方かと思うんですけれども、こういう人件費に係る部分の行政コストの改革というか改善というか、一般の方にも納得のいくような説明ができるものがあれば教えてください。

以上です。

○町長（高妻経信君）

答弁させていただきます。

毎年人事院勧告に基づきまして、改定を前提とした条例改正を議会にお願いをいたしております。基本的な考え方はこれまでと変わっておりませんので、そこも御理解いただけたと思います。

まず、病院職員の給料表の適用でございますけれども、これにつきまして議会でも取り上げられております。私としましては、現在の組合等の話も出しております、また、病院の職員にもそういった話をいたしておりますが、まだそれについて、医療職の給料表を適用するということまでは至っておりませんけれども、これは引き続き進めてまいりたいと考えております。それと、この考え方でございますけれども、今回というか今年、いわゆる最低賃金、これも宮崎県が始めたのは900円台になったということで、社会的には給料、人件費アップというよ

うな状況がございます。

それと、本町の状況を見てみますと、あるいは今回の給料表の改定を見てみますと、やはり若年層に重きを置いた改定となっているようであります。

本町におきましてもこの若年層職員が多いわけでありまして、子育て世代、あるいは家を新築する、そういった支出が非常に多い年代でもございます。

そしてまた、今もう、先ほど申し上げましたような、いわゆる給料の上昇という、この社会の中で、町内の事業所も役場のこの動向を見ているというような事業所もあるようでございます。

したがいまして、今回このような改定、町内の組合とも交渉も終えまして、今回提案をさせていただいているということでございます。

○総務課長（末永恵治君）

1点目の会計年度の対応ですが、会計年度におきましても一般職に準ずる等取扱いで月例給、それから期末勤勉手当の支給割合はこの条例のとおりであります。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○3番（福澤卓志君）

上程が遅れて臨時に全協等を開いて説明いただいたわけですが、宮崎市議会では、新聞で、もう可決したというふうに出ておりまして、職員規模も予算規模も全然違うわけですが、早めの上程ができなかったか、これだけ伺いたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

各自治体の対応はまちまちですが、今例に挙げられた宮崎市議会も追加議案というふうには聞いておりまして、組合と交渉で妥結いたしまして、12月の冒頭の当初には間に合わなかったのが追加議案とさせていただきました。

以上であります。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

議案第72号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

起立多数。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第3 議案第73号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第3、議案第73号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第73号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の10ページをお開きください。

ただいま、一般職の職員の給与条例の一部改正について御説明申し上げたところでございますが、常勤の特別職、町長、副町長及び教育長の期末手当につきましては地方公務員法第14条に定める情勢適応の原則に従い、職員の支給の例及び特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、支給割合を合計0.05月引き上げるものでございます。

なお、今回の改正は公布の日から施行することとし、12月期の基準日12月1日から適用することといたしております。

なお、期末手当につきましては、改めて支給割合の改定を行い、令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

議案第73号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

起立多数。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第4 議案第74号 議会の議員の議員報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第4、議案第74号、議会の議員の議員報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第74号、議会の議員の議員報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の12ページをお開きください。

このたびの人事院勧告に鑑み、所要の改定を行うものでございます。議会の皆様の期末手当につきましても、地方公務員法第14条に定める情勢適応の原則に従い支給割合の改定を行うものでございまして、支給割合を合計0.05月引き上げるものでございます。

なお、今回の改正は公布の日から施行することとし、12月期の基準日（12月1日）から適用することといたしております。

なお、期末手当につきましても、改めて支給割合の改定を行い、令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○ 9 番（陣圭介君）

話す内容は、昨年度と同様で、自らの任期中に自らの議決権をもって期末手当を増額することについては、町民の方々に説明しかねると思います。

議員報酬については現在特別委員会で審議中ですので、それとは別にこの期末手当だけ引き上げるということについて、若干説明ができなくなると考えますので、反対いたします。

○議長（前原淳一君）

賛成の方の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第 7 4 号を採決します。

議案第 7 4 号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

起立多数。よって、議案第 7 4 号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

◎ 日程第 5 議案第 7 5 号 令和 6 年度高原町一般会計補正予算（第 9 号）

○議長（前原淳一君）

日程第 5、議案第 7 5 号、令和 6 年度高原町一般会計補正予算（第 9 号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第 7 5 号、令和 6 年度高原町一般会計補正予算（第 9 号）について御説明いたします。

別冊の補正予算書 1 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 6,600 万 5,000 円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ 71 億 9,562 万 9,000 円と定めるものでございます。

今回の補正の内容は、先ほど御審議いただきました給与等改定に伴う人件費等の差額分を計上いたしております。

12 ページ、13 ページをお開きください。

これ以降、各対象費目に一般職職員に係る給料、期末勤勉手当、共済費や、会計年度任用職員

に係る、報酬、期末勤勉手当、共済費、社会保険料等を計上いたしております。今回、11月29日に本件に関する閣議決定がなされたことなどから、追加での計上とさせていただきます。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○9番（陣圭介君）

予算の施行を認めないという趣旨ではなく、議案72号から74号まで全て反対いたしましたので、その立場で反対いたしたいと思います。

○議長（前原淳一君）

賛成の方の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

議案第75号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

起立多数。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第6 発議第2号 税制改正に伴う地方財源の確保に対する配慮を求める意見書（案）

○議長（前原淳一君）

日程第6、発議第2号、税制改正に伴う地方財源の確保に対する配慮を求める意見書（案）を議題とします。

これより提出者の説明を求めます。

9 番、陣圭介議員、説明をお願いします。

○9 番（陣圭介君）

〔登壇〕

発議第2号につき、読み上げて提案いたしたいと思います。

税制改正に伴う地方財源の確保に対する配慮を求める意見書（案）でございます。

上記について、別紙のとおり意見書を提出するものとする。令和6年12月9日。提出者、高原町議会議員、陣圭介、賛成者、高原町議会議員、西嶋陽代、賛成者、高原町議会議員、岩元礼子、賛成者、高原町議会議員、外村仁、賛成者、高原町議会議員、郡山貞利、賛成者、高原町議会議員、山下香織。

高原町議会議長、前原淳一殿。

趣旨を説明申し上げます。

令和7年度の税制改正に関し、国においては政党間協議の中で被扶養者の給与所得に係る基礎控除額の見直し、租税特別措置法第89条の施行に関する法整備が検討されております。

これらの内容は、国民にとっては労働者の就業可能時間の増、人手不足の解消のほか、減税による経済効果が期待でき、評価すべき効果も大きい反面、地方においては財源の大幅な減収につながる可能性があります。

財政構造が脆弱である地方にこそ、国からのさらなる支援が必要であるところ、本意見書案は、国に対し、各種税制改正が地方の財政運営に与える影響を十分に考慮し、地方財源の確保に関し、制度面での充実はもとより、地方交付税等の上乗せを検討するなど、各種の減収補填対策を講じることを求めるものでございます。

各議員におかれましては、以上の趣旨をお酌み取りいただき、何とぞ賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これをもって提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから発議第2号の採決を行います。

発議第2号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第7 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎ 日程第8 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎ 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（前原淳一君）

次に、日程第7から日程第9までの各委員会の事務調査についての3件を一括議題とします。

各委員会の事務調査については、総務経済常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出され、その写しをお手元に配付しております。

お諮りします。各委員会の事務調査については、総務経済常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。よって、各委員会の事務調査についての3件については、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

今年も余すところ22日となりました。緊急案件のない限り、今定例会が今年最後の議会になると思います。

当局並びに議員各位におかれましては、なお一層御自愛の上、新しい年が健康で幸せ多い年でありますようにお祈りを申し上げます。

ここで、町長より発言の申入れがありましたので、発言を許可します。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

令和6年第4回高原町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今回の議会では、12月4日の開会から本日までの6日間の会期において、条例制定2件、条例改正2件、一般会計外3会計の補正予算案件3件、その他の議案6件、追加議案4件、合計17案件について慎重審議により、全て原案どおり御決定いただき、ありがとうございました。

議案第62号、高原小中学校設置条例の提案理由の中で説明いたしましたように、統合後の新たな小学校・中学校の名前と愛称が決定いたしました。令和8年度の統合と施設分離型小中一貫教育校設置に向け、子供たちにとってよりよい教育環境づくりを実現するため具体的な準備を進めてまいります。

跡地につきましては、地域との話合いの場を持ちながら活用を検討してまいります。議会に対し、今後も関連議案の審議等十分な説明を行ってまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第67号・68号では財産の取得の追認を議決していただきましたが、いずれも地方自治法及び条例にのっとりた事務遂行がされていなかったことがその原因であります。自治体業務は法令と条例が基本であることを職員が再認識し、今後このような事案が起きないように指導を徹底してまいります。

10名の議員から出されました一般質問につきましては、私の政治姿勢、本町が直面する課題や町民生活に直結する内容など多岐にわたる御質問を頂きました。御質問や御指摘のあった内容につきましては、私を含め職員一同真摯に受け止め、今後の町政推進や事務改善に努めてまいります。

さて、今年は高原町が昭和9年に町制を施行してから、90周年を迎えることになりました。激動と混乱の時代に高原町を築いてきた先人に感謝し、未来に向けた高原町の発展を町民皆で誓う1年にしたいと思います。

町制施行日の10月5日には記念式典を挙行し、6日に開催しました「みんなで参加、学校区世代間交流大会」では、令和8年度の学校統合を控え地域の絆をさらに深める機会とするために、小学校の校区ごとの開催といたしました。各校区とも子供から高齢者の方まで多くの参加があり、それぞれが思い出に残る行事となったと考えております。

また、10月4日に開催された第65回宮崎県畜産共進会の肉養種種牛の部に高原町から4頭の出品があり、内村芳照さんと石山亜依さんの出品牛がそれぞれ優等賞首席、入佐康太さんの出品牛が優等賞3席を獲得しました。さらに、内村芳照さんの出品牛がグランドチャンピオンに輝きました。これらの受賞は畜産農家だけでなく、町民に本町の明るい未来を期待させる歴史的な快挙であり、90周年の年に大きな花を添えてもらいました。

町制90周年を通して、高原町民が未来に向かって高原町を発展させていくことが先人の努力に報いることであり、町をいつかは担っていく子供たちに希望を持たせることにもつながります。

町制100周年に向けて高原町がさらに活性化していけるよう、私も新たな決意の下、町政運営に当たってまいります。

今年は元日の能登半島地震や、豪雨による水害が全国の広い範囲で発生し、自然災害の頻発した年となりました。災害復旧と災害予防のため、さらなる国土強靱化が必要となっております。高原町においても自然災害への備えは課題となっており、常在危機の認識を持ち、ハード、ソフト両面からの整備を継続してまいります。

新型コロナ感染は落ち着きましたが、自然災害や物価の高騰など私たちは様々な不安を抱えたまま一年が終わろうとしておりますが、このような中にあっても町民が新しい年に希望を持てるよう、引き続き町民の幸せ実現のため町政運営に邁進してまいります。

来る年が平和な年となり、そして高原町にとって飛躍の年となりますことと、議員各位のさらなる御活躍を御祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

これにて令和6年第4回高原町議会定例会を閉会いたします。

◎ 閉 会

午後 1時44分 閉会